官報
号外
昭和二十七年七月三十一日

○第十三回国会　衆議院会議録第七十号

昭和二十七年七月三十一日（木曜日）
議事日程　第六十九号
午前十時開議
第一　衆議院解散に関する決議案（三木武夫君外十二名提出）（前会の続）
第二　衆議院解散に関する決議案（非之口政雄君外二十一名提出）（前会の続）
第三　通商産業省設置法案両院協議会成案
第四　通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案両院協議会成案
第五　農林省設置法等の一部を改正する法律案両院協議会成案
第六　大蔵省設置法の一部を改正する法律案両院協議会成案
第七　大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案両院協議会成案
第八　保安庁法案両院協議会成案
第九　海上公安局法案両院協議会成案
第十　運輸省設置法の一部を改正する法律案両院協議会成案
第十一　国家行政組織法の一部を改正する法律案両院協議会成案
第十二　行政機関職員定員法の一部を改正する法律案両院協議会成案
第十三　日本電信電話公社法案両院協議会成案
第十四　輸出取引法案（内閣提出、参議院回付）
第十五　特定中小企業の安定に関する臨時措置法案（本院提出、参議院回付）
第十六　電源開発促進法案（本院提出、参議院回付）
第十七　地方自治法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院回付）
第十八　日本電信電話公社法施行法案（内閣提出、参議院回付）
第十九　国際電信電話株式会社法案（内閣提出、参議院回付）
第二十　事業者団体法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院回付）
第二十一　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院回付）
第二十二　労働基準法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院回付）
第二十三　行政管理庁設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院回付）
第二十四　労働省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院回付）
第二十五　文部省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院回付）
第二十六　厚生省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院回付）
第二十七　建設省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院回付）
第二十八　法制局設置法案（内閣提出、参議院回付）
第二十九　調達庁設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院回付）
第三十　法務府設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院回付）
第三十一　自治庁設置法案（内閣提出、参議院回付）
第三十二　自治庁設置法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案（内閣提出、参議院回付）
第三十三　郵政省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院回付）
第三十四　郵政省設置法の一部改正に伴う関係法令の整理に関する法律案（内閣提出、参議院回付）
第三十五　昭和二十七年度における行政機構の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の特例に関する法律案（内閣提出、参議院回付）
第三十六　工業技術庁設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院回付）
第三十七　経済審議庁設置法案（内閣提出、参議院回付）
第三十八　経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律案（内閣提出、参議院回付）
第三十九　資源調査会設置法案（内閣提出、参議院回付）
第四十　総理府設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院回付）
第四十一　地方制度調査会設置法案（内閣提出、参議院回付）
第四十二　義務教育費国庫負担法案（本院提出、参議院回付）
第四十三　臨時石炭鉱害復旧法案（内閣提出、参議院回付）
第四十四　産業教育振興法の一部を改正する法律案（本院提出、参議院回付）
第四十五　日本赤十字社法案（本院提出、参議院回付）
第四十六　引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案（本院提出、参議院回付）
第四十七　文化財保護法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院回付）
第四十八　教育委員会法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）
第四十九　教育委員会の委員の選挙の期日等の臨時特例に関する法律案（内閣提出、参議院送付）
第五十　地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、名古屋通商産業局公益事業局山支局の設置に関し承認を求めるの件（内閣提出、参議院送付）
第五十一　連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律案（内閣提出、参議院送付）

請願

一　農業協同組合連合会医療施設に対する固定資産税免除に関する請願（坂本實君紹介）（第四二二二号）
二　医業に対する特別所得税撤廃の請願（坂口主税君紹介）（第四一八七号）
三　同（松永佛骨君紹介）（第四二六七号）
四　地方財政平衡交付金法の一部改正に関する請願（前尾繁三郎君紹介）（第四二三六号）
五　高等学校定時制分校建築費の起債認可に関する請願（前尾繁三郎君紹介）（第四二三七号）
六　地方負担道路費の起債認可に関する請願（江崎真澄君紹介）（第四二〇四号）

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

七　古賀町地内開拓地の接收除外に関する請願（松本七郎君紹介）（第四三七八号）

八　古賀町地内接收除外に関する請願（松本七郎君紹介）（第四三八〇号）

九　新宮村地内接收除外に関する請願（松本七郎君紹介）（第四三八二号）

一〇　釣竿に対する物品税の免税点引上げの請願（三宅則義君外一名紹介）（第四一二八号）

一一　公衆浴場業の所得税減免に関する請願（早稲田柳右ェ門君紹介）（第四一三二号）

一二　同（江藤一君紹介）（第四一八八号）

一三　幸母市地内の国有財産拂下げに関する請願（三宅則義君紹介）（第四二一四号）

一四　個人企業に対する租税体系の不均衡是正に関する請願（甲木保君紹介）（第四二六八号）

一五　旧名古屋陸軍造兵廠高蔵製造所拂下げに関する請願（江崎真澄君外一名紹介）（第四三〇三号）

一六　洋紙に対する物品税撤廃の請願（宮幡靖君紹介）（第四三九二号）

一七　七宝焼製品に対する物品税撤廃の請願（江崎真澄君紹介）（第四三九八号）

一八　母子福祉法制定の請願外一件（増田甲子七君紹介）（第三九五二号）

一九　同外三件（青柳一郎君紹介）（第三九八三号）

二〇　立川市及び立川飛行場地区の飲用水汚染緊急処理に関する請願（淺沼稻次郎君紹介）（第三九七一号）

二一　社会保障制度強化に関する請願（園谷光衛君紹介）（第三九七三号）

二二　同（關内正一君紹介）（第四〇二七号）

二三　島根県下にアフター・ケア施設確立に関する請願（中崎被君紹介）（第三九七四号）

二四　元戦傷病者及び身体障害者に対する福祉措置強化拡大に関する請願（坂田英一君紹介）（第四二八七号）

二五　江の浦漁港修築に関する請願（田口長治郎君紹介）（第三九六三号）

二六　井田、山田両河川に国直轄改修工事施行の請願（内藤隆君紹介）（第四〇五三号）

二七　住宅金融公庫法による土地の標準価額増額に関する請願（安部俊吾君紹介）（第四〇八五号）

二八　倉敷米子線道路を国道に編入の請願（門脇勝太郎君紹介）（第四〇八六号）

二九　吉井川下流改修工事促進の請願（大村清一君紹介）（第四〇八七号）

三〇　鮎沢町排水路に改修工事施行の請願（鈴木正文君紹介）（第四一二一号）

三一　西宝地区総合開発に関する請願（福井勇君紹介）（第四一一三号）

三二　国道四十一号線改修工事施行の請願（世耕弘一君紹介）（第四一一四号）

三三　金岡地内吉井川西岸堤防修築に関する請願（逵澤寛君紹介）（第四一四一四号）

三四　国道一号線中磐田市内に改修工事施行の請願（足立薫郎君紹介）（第四一五八号）

三五　道路費予算の追加計上に関する請願（江崎真澄君紹介）（第四三一一号）

三六　台風ダイナ等による災害応急措置に関する請願（江崎真澄君紹介）（第四三六三号）

三七　府県道湯本元箱根線及び特二号国道改修工事施行の請願（小金義照君紹介）（第四三九一号）

三八　日光川改修工事促進等に関する請願（江崎真澄君紹介）（第四三九九号）

●本日の会議に付した事件

岩本副議長不信任決議案（三木武夫君外百十五名提出）

日程第一　衆議院解散に関する決議案（三木武夫君外十二名提出）（前会の続）

日程第二　衆議院解散に関する決議案（井之口政雄君外二十一名提出）（前会の続）

日程第三　通商産業省設置法案両院協議会成案

日程第四　通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案両院協議会成案

日程第五　農林省設置法等の一部を改正する法律案両院協議会成案

日程第六　大蔵省設置法の一部を改正する法律案両院協議会成案

日程第七　大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案両院協議会成案

日程第八　保安庁法案両院協議会成案

日程第九　海上公安局法案両院協議会成案

日程第十　運輸省設置法の一部を改正する法律案両院協議会成案

日程第十一　国家行政組織法の一部を改正する法律案両院協議会成案

日程第十二　行政機関職員定員法の一部を改正する法律案両院協議会成案

日程第十三　日本電信電話公社法案両院協議会成案

日程第十四　労働関係調整法等の一部を改正する法律案両院協議会成案

地方公営企業労働関係法案両院協議会成案

保安庁職員給與法案両院協議会成案

日程第十四　輪出取引法案（内閣提出、参議院回付）

日程第十五　特定中小企業の安定に関する臨時措置法案（本院提出、参議院回付）

日程第十六　電源開発促進法案（本院提出、参議院回付）

日程第十七　地方自治法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院回付）

日程第十八　日本電信電話公社法施行法案（内閣提出、参議院回付）

日程第十九　国際電信電話株式会社法案（内閣提出、参議院回付）

日程第二十　薬剤者団体法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院回付）

日程第二十一　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院回付）

日程第二十二　労働基準法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院回付）

日程第二十三　行政管理庁設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院回付）

日程第二十四　労働省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院回付）

日程第二十五　文部省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院回付）

日程第二十六　厚生省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院回付）

日程第二十七　建設省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院回付）

日程第二十八　法制局設置法案（内閣提出、参議院回付）

日程第二十九　調達庁設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院回付）

日程第三十　法務府設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院回付）
日程第三十一　自治庁設置法案（内閣提出、参議院回付）
日程第三十二　自治庁設置法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案（内閣提出、参議院回付）
日程第三十三　郵政省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院回付）
日程第三十四　郵政省設置法の一部改正に伴う関係法令の整理に関する法律案（内閣提出、参議院回付）
日程第三十五　昭和二十七年度における行政機構の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の特例に関する法律案（内閣提出、参議院回付）
日程第三十六　工業技術庁設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院回付）
日程第三十七　経済審議庁設置法案（内閣提出、参議院回付）
日程第三十八　経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律案（内閣提出、参議院回付）
日程第三十九　資源調査会設置法案（内閣提出、参議院回付）
日程第四十　総理府設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院回付）
日程第四十一　地方制度調査会設置法案（内閣提出、参議院回付）
日程第四十二　義務教育費国庫負担法案（本院提出、参議院回付）
日程第四十三　臨時石炭鉱害復旧法案（内閣提出、参議院回付）
日程第四十四　産業教育振興法の一部を改正する法律案（本院提出、参議院回付）
日程第四十五　日本赤十字社法案（本院提出、参議院回付）
日程第四十六　引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案（本院提出、参議院回付）
日程第四十七　文化財保護法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院回付）
国家公務員法の一部を改正する法律案外一件両院協議会協議委員辞任の件
両院協議会協議委員の補欠選挙
日本電信電話公社法等の一部を改正する法律案（田中重彌君外五名提出）
日程第五十　地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、名古屋通商産業局公益事業官山支局の設置に関し承認を求めるの件（内閣提出、参議院送付）
日程第五十一　連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律案（内閣提出、参議院送付）
請願日程　農業協同組合連合会医療施設に対する固定資産税免除に関する請願外三十七請願
消防組織法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院回付）
公安審査委員会委員長及び同委員任命につき同意の件
日本電信電話公社経営委員会の委員となるべき者の指名につき同意の件
内閣委員会外二十常任委員会、海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会及び公職選挙法改正に関する調査特別委員会における閉会中審査の件
弔慰のため遺族に交付する公債の政府買上げに関する決議案（岡良一君外四名提出）
領土に関する決議案（床次徳二君外二十名提出）
海運力復興促進に関する決議案（星島二郎君外五十名提出）

午後二時三分開議

○議長（林譲治君）　これより会議を開きます。

岩本副議長不信任決議案（三木武夫君外百十五名提出）
（委員会審査省略要求事件）

○山本猛夫君　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、三木武夫君外百十五名提出、岩本副議長不信任決議案を議題とし、提出者の要求の通り委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長（林譲治君）　山本君の動議に御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林譲治君）　御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

岩本副議長不信任決議案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を求めます。田中織之進君――かわつて赤松勇君。

岩本副議長不信任決議案

岩本副議長不信任決議

衆議院は、副議長岩本信行君を信任せず。

右決議する。

（赤松勇君登壇）

○赤松勇君　私は、共産党を除く野党各派を代表いたしまして、岩本副議長に対する不信任案の趣旨弁明をいたします。

岩本君は、第一次吉田内閣以来、すなわち自由党所属の国会議員として、本衆議院において、あるいは選挙法の改正委員会における委員長として、かつはまた副議長といたしまして、委員会あるいは本会の会議の運営に当つて参りましたが、われ〳〵は岩本君の不信任案を提出するのはこれで三度目であるのでございます。昨日以来、私どもは岩本君の会議運営の状況を見ておりますと、これは常人のなすわざでないと思うのでございます。（拍手）すなわち、彼は、第一次吉田内閣の末期において、選挙法案が選挙法改正委員会にかかりますや、ほとんど暴力にひとしいところの力をもつてこの委員会を蹂し切つて、その奮戦力闘の跡として、全身に数箇所の傷を負いながら、遂に暴力をもつてこの委員会で選挙法を通したことは、新しい議員の方は御存じございませんが、古い議員の人はなお記憶に新たなるところがあると思うのでございます。

昨日、野党は議長不信任案を提出いたしましたが、当然不信任案は国会法に基いて先議さるべきである、従来の慣例から申しましても、国会法の規定から申しましても、議長不信任案は先議さるべきである、かように考えまして、われ〳〵は議長の手元に議長不信任案を提出したのでございまするが、昨日、本会議におきましては、異例の取扱いとして、遂に議長不信任案をその日程の第一に載せなかつたということは、これは自由党及び岩本君が、いかに慣例や国会法を無視して暴力的にこの会議を一方的に押し切ろうとしているかをはつきり示しておるものといわなければならぬ。（拍手）

参議院におきましても、議長不信任案が出ました際は、例外なくこれが先議になるのである。しかるに、本院におきましては、議長不信任案が先議に

ならないで、遂に昨日は、やみからやみに、これが葬り去られたのであります。私は事務総長にその理由を尋ねました。事務総長は、これは議院運営委員会の決定でございますという返事でございました。しかし、諸君、議院運営委員会は議長の諮問機関ではないか、議長不信任案が提出されたならば、議長はすみやかにこれを取上げて本会議で討議し、その採決を求めるのが議長の責任であつて、議院運営委員会にその責任を負わせるということは、みずから議長の無能力をここに暴露している。（拍手）

また岩本君は、われ〳〵に対して討論を許さない。現に改進党の椎熊三郎君にいたしましても、あるいは野党各派の諸君にいたしましても、討論する意思は十分ある。しかも、この演壇におきましては、野党各派の諸君はきわめて冷静に議長と交渉したのであります。しかるにもかかわらず、まえて自由党の諸君は、みずから議場を混乱に陥れて、椎熊君を初め野党各派の諸君の討論の時間を與えようとはしない。これに相呼応して、岩本君は、時間的余裕が十分あるにもかかわらず、遂に討論の意思なきものと、一方的に、独断的に断定して討論を許さないということは、これはもはや本院においては民主的に会議が運営されることが絶望の状態だということをここに明瞭に暴露したものであるとわれ〳〵は考える。（拍手）

第三に、投票をさせないというのは何事であるか。野党各派の諸君が陸続として投票箱に向つて進んでおるにもかかわらず、諸君たちが暴力をもつてこれを阻止し、また事務総長の、あるいは議長の指揮下にあるところの衛視諸君は、暴力をもつて野党の投票を妨害しようとした。かくのごとき事例は、ほとんど従来ないのでございまして、私はこの岩本君の措置に対しましては、與党野党を問わず、かくのごとき会議の運営を誤らしめるところのファッショ的な本会議の運営に対しましては、断してこれを認めるわけには参らぬのでございます。（拍手）ことに與党の議員の中で、すでに採決を宣告し、投票を宣言し、議場閉鎖の宣告があるにもかかわらず、衛視の阻止を排除して議場の中に入つて来た。明らかに昨日の投票は全部無効なんだ。明らかに無効であるにもかかわらず、岩本君はこの改進党初め野党各派の抗議を押し切つて、理不尽にも議事規則を蹂躙して、かくのごとく会議を一方的に押し切つたということは、断じてわれわれとして許すわけには参りません。（拍手）

ことに、昨日は、衆議院解散要求決議案を出し、この決議案が上程されまする際には、当然内閣総理大臣は大臣席に姿を現わしておらなければならないにもかかわらず、昨日は大磯の別荘におられたのか、あるいは、そのかわいい娘さんの和子さんのとこにおられたのか、よくはわかりませんけれども、国会最終日に内閣総理大臣がこの議場に姿を現わさないということは、これ以上国会軽視の姿はないのでございます。（拍手）この点については、自由党の内部におきましても批判が起つて、二派にわかれて紛争をされた。いわゆる会議を民主的に運営しようということを主張する一派の人たちは、当然吉田総理を本会議に出席さすべきである、その間は休憩すべきであるということを強硬に主張された、それにもかかわらず、吉田側近のお茶坊主どもは、この民主的運営を主張される一派を押えようとして紛争が起きましたために、昨日は遺憾ながら中途において林議長は休憩を宣言せざるを得なかつたのでございます。これすなわち、自由党の側近政治、お茶坊主諸君たちが、この重要なる本会議に総理を出席させない、しかも出席を要求する野党の要求を封殺するために、多数をもつて押し切ろうとするところにこのような混乱が起きたのである。きのうの一切の混乱は、あげて自由党がその責任を持つべきであると、われ〳〵はこういうふうに考える。（拍手）

私は、林議長に対しましては、個人といたしまして、きわめて尊敬の念を抱いておる一人でございます。ことに、お気の毒に、自由党におきましては、幹事長問題でずいぶん御苦労されまして、昨日はようやく林議長に幹事長をやつていただくということにまとまつたようでございます。はなはだ御同慶にたえません。そこで、その林議長が幹事長の就任を受諾するにあたりまして、新聞記事によると、一つの欲に託して、「この上に汗をかくかと思われて」、こう言つておられる。この句は、林議長の人格、林議長の人間味を如実に現わしておるものでございまするが、このようなりっぱな林議長をして往々議事を誤らせる者はたれであるかと申しますならば、林議長ではございません。林議長を、背後において圧力をかけ、あやつり人形のようにあやつつておるところの、暴力政治をもつてあそぶ自由党の諸君であることは、すでに天下周知の事実である。（拍手）私は、昨日議長が、議事運営に関しまして、きわめて不手ぎわをお演じになつた点につきましては、なお若干の御同情を申し上げることができるのでございまするが、断じて許されないのは岩本副議長である。

私は、選挙法改正委員会及び本会議における岩本副議長の会議運営の方式を見まして、岩本君は遺憾ながら、衆議院を代表する副議長として、人格、能力、識見において欠くるばかりでなく、はなはだ失礼でございまするが、異常神経の持主ではないかとさえ疑われる節があるのでございます。（拍手）この異常神経の持主が、たま〳〵会議の運営がむずかしくなりますると、きわめて党派的に、感情的にその気持を露呈いたしまして、自由党のメッセンジャー・ボーイのように会議の運営をやつた。これは決して偶然ではありません。なぜならば、異常神経から出て来るところの発作的な行動でございまして、病人であるというならば、われわれもそこには同情の余地があるのでありますが、わが権威ある衆議院において、このような病人に副議長になつておつていただくということは、はなはだ困るのでございまして、この際御遠慮はいりませんから、ひとつやめていただきたいということを皆様にお諮りしたいのでございます。（拍手）

きのう以来のこの本会議の運営に関しまして、以上のような諸点を列挙いたしましたけれども、これはほんのわずかな事例でございまして、今までの数多くの岩本副議長の議事の運営を考えてみまするならば、なお幾多の事例があるのでございます。今、自由党の中におきましては、林議長は何だかひやひやとかような言葉がはやつておるようでございます。岩本副議長が出ますると、ほつとという言葉がはやつておるそうでございます。すなわち、議長はひや〳〵議長だ、岩本副議長はほつと副議長だ。この、ほつとと、ひやひやが、最近におきましては、あまりにも会議の運営が独裁的であるがために、心ある自由党の代議士諸君の中には、これじゃ困る、すなわち林議長もひや〳〵するが、岩本ではなおひやひやしたもという。ひや〳〵議長、ひやひや副議長では、会議の運営上、われわれはなはだ困るのであります。どうぞ自由党の中のわれ〳〵と同憂の士は相呼応いたしまして、この際副議長をやめていただくように御賛同をお願いしたいと思いまして、本議案に関する私の趣旨弁明をするためにここに上つた次第であります。皆様の御賛同をお願い申し上げまして、私の演説を終りたいと思います。（拍手）

○議長（林譲治君）　これより討論に入ります。山口喜久一郎君。

〔山口喜久一郎君登壇〕

○山口喜久一郎君　自由党を代表いたしまして、ただいま上程されています岩本副議長の不信任案に反対の意を表明いたします。（拍手）

ただいま赤松君のお話を承つておると、なんだか岩本君がかつて選挙法の改正委員会の委員長たりし当時に暴力を振つた、こういうことまで申されておるのであります。私の記憶するところによれば、岩本君は諸君のために負傷こそせよ、頭にはち巻こそしましたが、断じて暴力等は振つていないのであります。（拍手）また、さように岩本

君の副議長就任以前のことまで取上げなければ、この不信任案の理由がなかつたのであるかもしれません。

野党の諸君は、昨日以来、議事引延しの辞柄に窮して、林衆議院議長の不信任案を提出されたのであります。しかるに、本日はまた林議長の不信任案をいつかひつこめて、今度は岩本副議長の不信任案にかわつておるのであります。（拍手）いかにその辞柄に窮しておるかということは歴然たるものがあるのであります。発言する者多し、拍手）しかも、ただいま赤松君の趣旨弁明を聞いておると、あるいは自由党の党内事情に言及し、支離滅裂、岩本副議長を不信任するところの理由はいささかも述べられていないではありませんか。（「その通り」拍手）まさに奇怪しごくなる不信任案の提出といわねばなりません。（拍手）

また、赤松君は、議院運営委員会における議長不信任案を先議すべしという問題について、会期の延長を先議したことをもつて責められるのでありますが、会期切迫したる際において、議長不信任案のごとき重大なる案件――しかも、きのうは重大なりとして提出されたところの林議長不信任案は、いつの間にか消え去つておるではないか。その不信任案を先議する余裕がない、時間がないからこそ、石田運営委員長において会期の延長を先議したにすぎないのであります。これは岩本副議長の失態とはいささかも関連がないということを御承知願わなければなりません。（「その通り」拍手）もしも昨日以来岩本君がとられたるあの勇断なくんば、山積する重要法案はすべて審議未了となり、ただにそれは與党だけではなく、諸君の主張を取入れたる両院協議会における成案が全部審議未了になるではありませんか。これ以上の国会の恥辱はないのであります。（拍手）これを審議すべく努力したのは、むしろ岩本君の功績ではございませんか。（拍手）

岩本君は、副議長就任以来三年有半、まさに恪勤精励、得がたき副議長といわなければなりません。（拍手）しかも、国会法に認められたる議長の権能を十分発揮して、このピンチを切り抜けたところの英雄というべきであります。われ〳〵は、いささかも岩本副議長不信任の理由なきことをここに明白にして、自由党はあげて岩本副議長を信任する意思を表明する次第であります。（拍手）

○議長（林譲治君）　中村寅太君。

（中村寅太君登壇）

○中村寅太君　私は、改進党を代表いたしまして、ただいま上程されておりますところの岩本副議長不信任案に賛成の意を表するものであります。（拍手）

その第一点は、昨日副議長がとりましたところの処置は、議長の職責としてはきわめて不都合なる処置であつたのであります。（発言する者多し、拍手）それは、投票に入ります場合には議場が閉鎖されるということが規定である。閉鎖されたる後に不法侵入したる自由党の議員があることを認めながら、これを黙認したということは、法のもとに従わなければならない議長の態度としいたしましては、きわめて不適当なる処置であつたといわなければなりません。（拍手）この点は、事務総長が岩本氏に対して何度ここから注意をいたしましても、これを取上げなかつた。これは議長としてきわめて誤つたる態度であるといわなければなりません。（拍手）さらに、この問題は、われわれはどこまでも合法的に追究し、自由党の諸君のとつた態度、副議長のとつた態度をどこまでも糾明して、その不法なる態度を国民の前に明示することを覚悟しておるものであります。（拍手）

第二点といたしましては、わが党の椎熊君その他野党の討論を封殺したことであります。討論をするように議長は一応は慫慂しながら、この演壇を占領しておる與党議員を座席につかせることなく、この演壇を占領しておる與党議員の態度を認めながら、（発言する者多し）野党の発言者の言論を封殺したということは、民主政治家のとるべき態度では断じてありません。（拍手）この言論を封殺し、暴力を用い、自由党の議会運営の拙劣さを防禦しようとした副議長の態度は、断じてわれ〳〵の容認し得ない点であります。（拍手）

第三点は、野党の投票を妨害した行為である。野党の議員が投票しようとしてこの演壇に詰めかけていることを認めていながら、議長が投票を妨害した行為、これは議長のとるべき正しき態度と断じて言えないことは、諸君も良心に問えばわかると思う。（発言する者多し、拍手）

さらに、昨日の岩本副議長が議場においてとりました態度は、議場の整理能力、議場の管理能力のまつたくない、無能力の姿であつたといわなければならない。（「能力があつたからやつたんだ」と呼ぶ者あり）およそ議長の職責は、議場の中において法を守り、正しく秩序ある会議の運営をはかることになければなりません。しかるに、今日国会の中に暴力が横行する、きわめて醜悪なる場面が国民の前に暴露されておる。今日まで議場が騒動いたしました場合、議場が混乱に陥つたときは、いつもこの席に岩本さんがすわつておるというこの事実は、われ〳〵は重大な姿と考えなければならない。議長は議場の整理を行う役目を持つておりながら、自由党の党内の混乱から、あるいは議会の運営の拙劣さから、野党に対して負けるような状態になつたような場合は、いつも二百八十名の多数の暴力によつて議事を進めようという態度をとつて参つていることが、今日の自由党の諸君の態度であると私は思う。（拍手）非合法的態度をもつて議事の運営をはかろうとするときには、必ず副議長の岩本氏がここにすわつているということは、われ〳〵は重大なる姿であると考えなければならない。それは暴力によつて議事を運営しようとする自由党の態度であるといわなければならない。ギヤングにもひとしい、あのつら構えで、しよつちゆう無理をしているということは、これは国民ひとしく認めているところであると思う。

ギヤングの議長を守るために、ただいま山口君は副議長を擁護する不信任案反対討論をしたが、この山口君は、昨日向うで加藤鐐造君を足げにかけておつた暴力団である。（拍手）暴力を守り、暴力議長を守るためには、暴力団を立てなければならない自由党の姿こそ、これに対してわれ〳〵は破防法にもかけなければならぬと思う。（拍手）

われ〳〵は、暴力行為をする国民を取締る破防法を制定する前に、暴力によつて議事を運営せんとする自由党を、その自由党の立場を守ろうとする副議長を取締るような破防法をまずつくらなければならないと思う。（拍手）

われ〳〵は、独立後の日本の議会の正しい運営をはかろうとするときに、かくのごとき暴力団、ギヤングの徒輩にもひとしいような副議長を議長席に据えるということは、断じて国民とともに許し得ない姿であると思う。われわれは、この政治的良心を失い、国民としての道義心もない、まつたくギヤングの類にひとしいような副議長を一日もすみやかに議長の席から退陣させるように、本案の通過に、自由党の諸君も良心に問うて、正しく賛成の意を表されんことを強く要望いたしまして賛成討論を終りたいと思います。（拍手）

○議長（林譲治君）　田万廣文君。

（田万廣文君登壇）

○田万廣文君　私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となつておりますところの岩本副議長不信任決議案に対しまして賛成の意を表する次第でございます。（拍手）

昨日の本会議場におけるところの混乱の様相は、岩本副議長の無能といいますか、あるいは悪意といいますか、これを端的に発揮いたしましたもので、われ〳〵は民主主義を守る立場から絶対にこれを排撃しなければならぬと思うのであります。（拍手）私は、独立国会におきまして、真に民主主義を育成し、法治国家の姿を堅実に建設しなければならない重大なる使命を持つている国会において、かかる無能にし

て暴力主義的な行動をあえてすることは、これ独立国家の議会を茶番とするものはなはだしいものありといわなければならぬのであります。

皆さんもすでに御承知の通り、国会法第十九條によりますれば、議長はその議院の秩序を保持し、議事の整理をなさなければならないところの重大なる責任を持つているのであります。議長は、あくまでも公正にして、しかも堅実なる態度こそが望まれなければならない。私ども、昨日の副議長の議事の進行ぶりを拝見いたしますと、この国民議会の議長の席にいる岩本氏の行動は、あたかも政府あるいは與党たる自由党のみの議長であるかのごとき印象を受けたのであります。かかるへんぱ的な議長は、明らかに国会法第十九條において否定されなければならない。それがのさばゆて、二百八十四名の自由党の諸君の上にあぐらをかいているところに、むちゃな政治、むちゃな議事運営が行われているといわなければならない。私はつぎに申し上げますが、昨日、私のようなおとなしい人間をつかまえて、私の向うずねをかつ拂いに来た自由党の議員がいるのであります。何たるむちゃ、何たる暴力であるか。私自身が体験しているところであります。特に……

〔発言する者多く、議場騒然〕

○議長（林譲治君）　御静に願います。――御静に願います。

○田万廣文君（続）　先ほど賛成討論に立たれました方からもお話がございましたが、投票権の行使中におきまして、これを一方的に抑止したあの岩本副議長の態度、あるいは閉鎖後に與党の議員をこの議場に入れたがごとき行為は、明らかに不公平な行為でなければならない。これをあえてしても二百八十四名という多数で押し切る政治が、今日の暴力主義的破壊活動の原因になつていると私は思う。（拍手）自由党の諸君は、共産党に対して、いわゆる暴力主義的破壊活動をすると言うけれども、みずからが何ら反省のない政治をやつているじゃないか。私は、祖国再建の根本的な問題といたしましては、健全にして公明正大なる議会の運営の姿がなければならぬと思うのであります。民主主義は議会政治の根本理念でなければならぬと思うのであります。この大精神を没却し、あえてこれを否定するがごとき岩本副議長に対しては、断固として国民の名においてその退陣を要求したいのでございます。

ただいま反対討論に立たれました山口さんのお話によりますれば、林議長に対する不信任決議案を取下げたではないかと言われますが、その真相はどこにあるか。これは、自由党の幹部諸君が、林さんの政治的生命をそこなつちゃいけない、頼むから何とか取下げてくれという人間的な話において、われ〳〵は同意したのであります。今日の政治の貧困は、愛情のない政治があるからであります。良心のない政治があるからであります。自由党の諸君が真に愛情を持ち、しかも人間的な良心を持つたならば、ああいう山口君のごときうそ八百がどこから出て来るのであるかと私は言いたい。山口君がいかに詭弁を弄されましても、事実は事実である。

岩本副議長の昨日における議会行動、しかも副議長としてとつた態度は、国民ひとしく、はげしくこれに対して退陣要求の声を発表しているのでございます。この意味合いにおいて、私は日本社会党を代表いたしまして、強くその退陣のすみやかならんことを要望する次第でございます。（拍手）

○議長（林譲治君）　米原昶君。

〔米原昶君登壇〕

○米原昶君　日本共産党を代表しまして、ただいま上程されております岩本副議長不信任案に賛成の意を表明するものであります。（拍手）

第一に、われ〳〵が岩本君の不信任案に賛成しますのは、この国会の重要性、ことに副議長として、この歴史的な国会に対し最も重かつ大なる責任を痛感するからであります。岩本君が副議長に就任して以来の国会、ことに昨年秋の臨時国会及び本国会は、日本の国土と日本の国民の運命を決すべく最も重要なる国会であつたことはいうまでもありません。昨年秋の単独講和條約並びに安全保障條約審議の国会は、日本の運命を決すべく最も重要なる国会であり、これについてここで繰返すわけではないが、この両條約に基いて、この国会においては、かの行政協定が調印され、また日米加漁業條約が調印され、さらにいわゆる軍事基地協定が調印され、今また国連軍協定が調印されんとしておるのであります。しかも、これらの諸協定が一体何を意味するものであるか。これらの諸協定によつて、日本の国土が完全にアメリカ軍、あるいは英・濠軍によつて踏みにじられ、どろぐつのもとに踏みにじられておるということ、これによつて、かの両條約が何ら和解と信頼の條約でなかつたことは、今や全日本国民の目に明らかとなつておるのであります。かかる重大な国会において、副議長たる者は、この全国民の愛国の怒り、政府のアメリカに対するこの屈辱的な態度に対して、日本国民の憂国的な叫びをこの国会に反映させるのが、副議長たる最大の任務でなければならぬのである。（拍手）

しかるに、岩本君は、この国会でいかなることをやつて来たか。これらの諸協定、これらの日本の歴史をまつたく汚すところの諸協定が、国会を無視して、かつてに調印されておるこのときに、国民の愛国の叫び、この議会で愛国の叫びをあげることに対して、あくまでも不当に圧迫を続けて来たのが岩本副議長であります。（拍手）ことに、わが党の議員に対しては、しば〳〵発言を不当にも制限し、あるいは中止を命じ、ことに、いわゆるブレス・コードが廃止されているというときになつてまでも議事録を削除するという醜態を演じておるのであります。かくして、岩本君は、国民の愛国の言論を、政府の手先となつて、ことごとく押えて来たのである。かかる売国奴の手先を議長として、この副議長として置くことに対して、われ〳〵は断じて反対するものであります。

昨夜以来の――昨夜のこの議場における岩本君の不当なる議事運営に対しては、すでに提案者その他の諸君から繰返されている点でありまして、私はここに繰返さないけれども、何のためにかかる不当をやるか。完全に日本を支配しておるところのアメリカ占領軍と、その手先たる吉田首相一味の手先となつて愛国の言論を封鎖するためではないか。

かかる意味におきまして、私は岩本副議長の不信任案に賛成するものであります。（拍手）

○議長（林譲治君）　石野久男君。

〔石野久男君登壇〕

○石野久男君　私は、労働者農民党を代表いたしまして、ただいま上程になつております岩本副議長不信任の決議案に賛成の意を表するものであります。

昨日の本会議の醜態は、まさに国民に対しては、はずかしくてものも言えないものがあるのであります。あちらでもこちらでも、まつたく反乱罪と醜態等の連続でありました。このような事態を収拾する力のなかつた岩本副議長は、それ自体において、もうすでに引退しなければいけない、このようにわれ〳〵は信じております。

由来、議長の職責は、その性格からいいましても、きわめて公平でなければならないのであります。しかるに、岩本副議長は、まさに自由党の本国会における議事進行係としての役割しか果していない。このように、まつたく自由党のただ私的な役割としての議長などというものは、国会には不要なのであります。われ〳〵は、このような議長に対して第一に反対をするものであります。

われ〳〵は、昨日の国会におけるあの醜態は、すでに議会における岩本副議長それ自体の能力の問題だけではなくして、自由党が、最近においてよくいわれておる、たがのゆるんだ、あるいはたがのはずれたとかいう、そのあせりの姿をそのままに現わしているものであると信ずるのであります。まさに昨日の国会における自由党の醜態は、岩本副議長をしてあのような不手ぎわにまで陥れたものであるとわれわ

れは信じております。このように議事を運ぶにあたつて、また事に臨むにあたつて、特に野党の攻勢に対して、岩本副議長がその收拾の能力がないために、まつたく国会法とか憲法というものによることなく、ほとんど無手勝流な、暴力的な事断行為として、あのような議事の運営をしたのであります。

おそらくは、本日の運営委員会において問題になりましたように、議事としては全然成立しないような事態が発生しておるにもかかわらず、またその事実を認知しているにもかかわらず、これを抹消し、これを不問に付しておるなどということは、およそ最高権威を呼号する国会としては許すべきことではございません。われ〳〵は、今日の国家の重大な事態にかんがみましても、しかもまた、今日のこの重要懸案が上程されている機会におきまして、このような副議長に対しては、断固として速急に辞職すべきことを要求しなければならないのであります。

また、岩本副議長は、先ほど山口氏から恪勤精励な議長であるということの賞揚がありました。（その通り）けれども、そのことは、まつたく能力なくして、二百八十名の多数の上に乗つた、その暴力的な力による議長としてのみ賞揚されるものであります。決して議会そのものから恪勤精励を賞揚されるべきものではございません。われわれは、このような議長に対して反対せざるを得ないのでございます。

また、昨日の議事の運営にあたりましては、特に二度、三度にわたりまして、閉鎖の命ぜられた後においても出入りがありました。特に名前をはつきり申しますならば、われ〳〵がここで議長に対して、あるいは事務総長に対して交渉している間、投票に登つておる改進党の河野議員のごときは、閉鎖中に守衛がいないために、一直掛で、そうしてまた入つて来るということが認められた。そして、そのまま投票に登つておる。これがはたして有効であるかどうかということを聞いておるに対して、何らそれに対して答えもしていない。しかも、その投票についての処断も、議長は何らされていないのであります。これらの問題は、職責に対してまつたく不忠実を暴露しているものであります。のみならず、この問題に対して、こういう事実があるにもかかわらず、それを認証し、また認知しようとする誠意が全然ないのであります。岩本副議長は、その議事運営にあたりまして、不明朗しかも不公平な処置をしただけではなくして、自己の職責に対して誠実をもつてこれを究明しようという努力が全然ないのであります。われ〳〵は、かかる不誠実きわまる議長に対して、断固としてその職を去ることを要求するものであります。

いずれにいたしましても、この岩本副議長の昨日における行為は、きのうだけの行為ではなくして、過去三年有半にわたるところの、議長職責上実に怠慢であり、しかもまた一方に偏したやり方のこりかたまつたものとして、この醜態が暴露されたものであります。われ〳〵は、このような議長に対しては断固として反対し、ただいまの決議案に対して党をあげて賛成の意思を表明するものであります。（拍手）

○議長（林譲治君）　これにて討論は終局いたしました。

本案につき採決いたします。この採決は記名投票をもつて行います。本案に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。閉鎖。

氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長（林譲治君）　投票漏れはありませんか。――投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開凾。開鎖。

〔参事投票を計算〕

○議長（林譲治君）　投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長朗読〕

投票総数　三百四

可とする者（白票）　百二

〔拍手〕

否とする者（青票）　二百二

〔拍手〕

○議長（林譲治君）　右の結果、三木武夫君外百十五名提出、岩本副議長不信任決議案は否決せられました。（拍手）

〔参照〕

三木武夫君外百十五名提出岩本副議長不信任決議案を可とする議員の氏名

有田　喜一君　井出一太郎君
飯田　義茂君　稲葉　修君
今井　耕君　大西　正男君
大森　玉木君　岡田　勢一君
川崎　秀二君　北村徳太郎君
吉川　久衛君　小林　信一君
小松　勇次君　河野　金昇君
河本　敏夫君　坂口　主税君
笹森　順造君　志賀健次郎君
椎熊　三郎君　鈴木　幸雄君
高倉　定助君　高橋清治郎君
千葉　三郎君　床次　徳二君
内藤　友明君　中村　寅太君
中村　又一君　橋本　金一君
林　好次君　原　彪君
平川　篤雄君
増田　連也君
三木　武夫君
村瀬　宣親君
山手　満男君
吉田　安君
井上　良二君
受田　新吉君
加藤　鐐造君
佐竹　新市君
田万　廣文君
戸叶　里子君
中崎　敏君
前田榮之助君
松井　政吉君
松岡　駒吉君
三宅　正一君
門司　亮君
井之口政雄君
加藤　充君
田島　ひで君
田中　堯平君
立花　敏男君
櫻澤　義守君
米原　昶君
足鹿　覺君
赤松　勇君
勝間田清一君
久保田鶴松君
坂本　泰良君
田中織之進君
八百板　正君
浦口　鉄男君
中野　四郎君　小林　進君
佐竹　晴記君　石野　久男君
岡田　春夫君　黒田　壽男君
否とする議員の氏名
阿左美廣治君　逢澤　寛君
安部　俊吾君　青木　孝義君
青柳　一郎君　淺香　忠雄君
淺利　三朗君　天野　公義君
有田　二郎君
新井　京太郎君
井手　光治君　伊藤　郷一君
生田　和平君　池見　茂隆君
石原　圓吉君　石原　登君
稲田　直道君　今泉　貞雄君
今村　忠助君　今村長太郎君
宇田　恒君　宇野秀次郎君
植原悦二郎君　内海　安吉君
江崎　真澄君　江田斗米吉君
衛藤　遞君　小川原政信君
小野瀬忠兵衛君　尾崎　末吉君
尾関　義一君　菊池　義郎君
大内　一郎君　大上　司君
大澤嘉平治君　大西　禎夫君
大野　伴睦君　大橋　武夫君
岡崎　勝男君　北澤　直吉君
岡田　五郎君　岡野　清豪君
岡村利右衛門君　久野　忠治君
加藤陳太郎君　押谷　富三君
鍛冶　良作君　鹿野　彦吉君
風間　啓吉君　角田　幸吉君
甲木　保君　片岡伊三郎君
川西　清君　金光　義邦君
川端　佳夫君　川野　芳滿君
川本　末治君　川村善次郎君
菅家　喜六君　河原伊三郎君
北川　定務君　北澤　直吉君
金原　榮二君　久野　忠治君
倉石　忠雄君　栗山長次郎君
小平　久雄君　小玉　治行君
小西　寅松君　小西　英雄君

小山　亨君　近藤　鶴代君
仏々木盛雄君　佐瀬　昌三君
佐藤　榮作君　佐藤　重遠君
佐藤　観弘君　坂田　英一君
坂田　道太君　坂本　實君
清水　逸平君　志田　義信君
篠田　弘作君　島村　宋一君
島村　一郎君　澁谷雄太郎君
庄司　一郎君　周東　英雄君
鈴木　明良君　鈴木　仙八君
鈴木　善幸君　鈴木　正文君
瀬戸山三男君　関内　正一君
関谷　勝利君　千賀　康治君
田口長治郎君　田嶋　好文君
田中　重彌君　田中　元君
田中　萬逸君　田淵　光一君
多田　勇君　多武良哲三君
高木吉之助君　高木　松吉君
高塩　三郎君　高田　弥市君
高橋　英吉君　高橋　權六君
高橋　等君　高間　松吉君
竹尾　弌君　橋　直治君
玉置　信一君　玉置　實君
土倉　宗明君　辻　寛一君
津谷　光儀君　坪内　八郎君
坪川　信三君　寺島隆太郎君
寺本　廣君　苫米地英俊君
富永格五郎君　奈良　治二君
内藤　隆君　中川　俊思君
中野　武雄君　中村　清君
中村　幸八君　中村　純一君
中山　マサ君　仲内　憲治君
永井　英修君　永井　要造君
永田　節君　夏堀源三郎君
二階堂　進君　西村　英一君
西村専太郎君　根本龍太郎君
野村　榮太郎君　橋本登美三郎君
畠山　鶴吉君　原　健三郎君
花村　四郎君

原田　雲松君　平澤　長吉君
平島　良一君　福田　一君
福田　喜東君　藤井　平治君
渕　通義君　淵上房太郎君
船越　弘君　古島　義英君
降旗　徳弥君　星島　二郎君
細田　榮藏君　堀川　恭平君
本多　市郎君　太間　俊一君
長鍋　勝君　前尾繁三郎君
前田　正男君　牧野　寛索君
増田甲子七君　益谷　秀次君
松井　豊吉君　松浦　東介君
松木　弘君　松田　鐵藏君
松永　佛骨君　松野　頼三君
松本　一郎君　松本　善璽君
丸山　直友君　三池　信君
三浦寅之助君　三宅　則義君
水田三喜男君　水谷　昇君
満尾　君亮君　南　好雄君
宮幡　靖君　武藤　嘉一君
村上　勇君　村上　清治君
守島　伍郎君　森　幸太郎君
諸師神岩太郎君　山口喜久一郎君
山口　好一君　山口六郎次君
山崎　岩男君　山崎　猛君
山本　猛夫君　吉田吉太郎君
吉武　恵市君　籠野喜一郎君

○議長（林譲治君）　この際暫時休憩いたします。

午後三時四分休憩

午後三時三十九分開議

○議長（林譲治君）　休憩前に引続き会議を開きます。

第一　衆議院解散に関する決議案
（三木武夫君外十二名提出）
（前会の続）

第二　衆議院解散に関する決議案
（井之口政雄君外二十一名提出）
（前会の続）

○議長（林譲治君）　日程第一、三木武夫君外十二名提出、衆議院解散に関する決議案、日程第二、井之口政雄君外二十一名提出、衆議院解散に関する決議案、右両案を一括して議題とし、前会の議事を継続いたします。順次提出者の趣旨弁明を許します。三宅正一君。

衆議院解散に関する決議案

衆議院解散に関する決議

衆議院をすみやかに解散すべし。

右決議する。

（三宅正一君登壇）

○三宅正一君　私は、共産党を除く野党各派を代表いたしまして、国会解散要求決議案の趣旨を弁明せんとするものであります。（拍手）

まず決議案文を朗読いたします。

衆議院解散に関する決議案

衆議院をすみやかに解散すべし。

右決議する。

理　由

わが国は、講和條約発効とともに、永年にわたる占領行政から解放され、真に自主独立にふさわしき国家の態勢を整えるため、庶政一新の必要に迫られている。

しかるに現衆議院は、被占領時代の遺物であつて、その構成において既に世論の正しき反映と認めることは出来ない。

われらは、すみやかに衆議院を解散して新しき民意に添う国会を形成すべきを至当とする。

以上の理由をもちまして、私どもは国会解散要求の決議案を本院に提出いたしたのでありますが、国会が解散を行われる場合といたしましては、現行日本憲法によりますれば、第六十九條によつて内閣不信任案が可決されるか、ないしは信任決議案が否決された場合は、内閣は当然に総辞職するか、国会を解散せねばならぬことは、あらためて申し上げるまでもありません。この憲法第六十九條に定める場合のほかにも、さきに両院法規委員会が勧告せるごとく、民主政治の運営上、新たに国民の総意を問う必要があると客観的に判断され得る十分の理由ある場合には、内閣は憲法第七條により解散の助言と承認をなし得るが、この場合、内閣の専恣的判断に陥るおそれなしとしないので、その判断が適正なるものであるような保障あることが望ましく、現行憲法の運用といたしましては、たとえば衆議院が解散に関する決議を成立せしめた場合においては、内閣はこれを尊重し、憲法第七條により解散の助言と承認を行うというがごとき慣例を樹立することが望ましいと述べておるのでありまして、われ〳〵はこの立場に立つて、ここに解散要求の決議案を上程した次第であります。（拍手）

本来、世界的に確認せられました民主主義政治運用のルールの上に立つて考えまして、吉田内閣は、今までに少くとも五回以上、その政治責任上当然に総辞職か解散か、二者その一を選ぶべき機会があつたにかかわらず、もつぱら党利党略のために、厚顔にも、ほおかむりして、それを見送つて参つたのであります。（拍手）

その第一回の機会は、昭和二十五年、第七通常国会、すなわち、さきの参議院選挙の前の国会におきまして、政治上重大な責任を負うべき重大法案である地方税法が握りつぶされ、食糧確保臨時措置の一部改正法案が否決されたときであります。いやしくも責任政治のもとにおいて、かかる重要法案が否決されたときにおいては、当然に内閣は解散か総辞職か、二者その一を選んで責任の所在を明白にすべきことは、民主主義政治運用の当然のルールであります。（拍手）政府は、地方税法にはほおかむりをし、食糧確保改正法案の否決に対しては、ポ政令をもつてこれを強行するという重大なる憲法違反をあえてし、てんとして恥ずるところを知らなかつたのであります。

当然に解散か総辞職すべき第二の機会は、吉田内閣が一枚看板の政策として公約し、これにより絶対多数を獲得いたしました主食統制撤廃の実現不可能となつたときであります。主食統制撤廃を旗じるしに選挙に勝つた吉田内閣は、二年有余の辛酸の末、根本農林大臣をして米の統制撤廃を実行せしめんといたしましたが、輿論の総反撃と、総司令部の不承認にあい、遂にこれがとりやめを声明いたしましたのは、昭和二十六年十一月六日であります。この重大な政治的失敗に際しても、ひとり根本農相に責任を負わしめて、内閣自体はこうもその責任をとらざるごときは、われ〳〵はその政治感覚を疑わざるを得ないのであります。（拍手）米の統制撤廃は、一根本伴食大臣の責任にあらず……（「伴食とは何か」と呼ぶ者あり、笑声）自由党の金看板であり、当然に吉田内閣及び自由党全体の

連帯責任でありまして、これが流産した責任は、総辞職か解散をもつてこたえらるべきであると信ずるのであります。（拍手）

第三の解散の機会は、講和会議出席の前であります。サンフランシスコの講和会議に臨むにあたつては、講和を予定せずして選挙された吉田内閣の立場を謙虚に反省し、会議に臨む態勢として、国会を解散して、この講和の形式と内容を主題として国民輿論に問い、新しき基盤の上に衆望を得た新政権をして講和会議に対処さすべきことが当然であり、輿論も強くこれを要望せるにかかわらず、吉田内閣はこの機会をも逸したのであります。（拍手）かりに百歩を譲りまして、講和会議は吉田内閣がその責任において臨んでも、民族百年の運命を決する講和両條約の批准にあたつては、これに先だつて国会を解散し、国民の新しき総意を集結いたしまして、その承認、不承認の態度を決すべきであります。もし吉田内閣にして、国民を代表して自信をもつて調印せるものならば、当然この挙に出ずべきであつたにかかわらず、この機会をも失つたことは、これ第四回目の民主主義ルールの侵犯であるといわねばなりません。（拍手）

しかして、解散第五回目の機会は、四月二十八日、講和條約が発効して日本が独立した日がこれであります。占領下の国会が独立国会に生れかわつて、独立の完成、経済の自立、世界平和の推進に寄与するためには、講和発効の機会こそ国会解散の絶対にして最良の時期であつたのであります。（拍手）内外の輿論がこれを要求したのみならず、自由党初代総裁鳩山一郎氏もまた、去る六月二十七日の記者会見において、いずれにしても私としては、解散の時期は去る五月が最適であつたと思つていたと言われたことをもつていたしましても、この時期が最適であつたことは明白であります。すなわち、輿党、野党の立場を離れても、講和発効の時期こそは解散の最良の時期であつたと信ずるのであります。（拍手）

以上五回にわたる解散の時期を見送り、政権に恋々たる吉田内閣は、満身創痍、今国会においては会期を無理押しに延長すること実に五回、延長日数のみにて八十五日、常会の会期百五十日に通算すれば、実に延々八箇月、二百三十五日の長きに達し、わが国国会史上空前にして、おそらくは絶後でありましよう。（拍手）この空前の会期延長の責任は、憲法を蹂躙し、国会を軽視し、世論を無視して、国民生活を顧みずして権力主義を振りまわし、ひたすら逆コースを行かんとする吉田内閣の施政その　のにあることは申すまでもありませんが、特に党内統制の実力を喪失した自由党自体の内部混乱と、国会最終日にすら欠席して、みずから議員たるの義務を忘り、行政府の長たる責任を顧みず、驕慢倨上の旧式貴族趣味におぼれて国会を軽視した吉田首相がその責任の大部分を負わなければならぬものであることは申すまでもありません。（拍手）

しかも、その行うところ外交は、自主性なき腰抜け外交に終始し、内政は失敗と腐敗と不統一を重ね、権力と暴力と相激突するところ、今や国内に三十八度線がつぐられ、国内治安は内乱前夜をほうふつさせるものがあることを、諸君はお考えにならなければならぬと存じます。（拍手）経済は、他国の援助と傍倖的な特需と、婦人の真操とによつて、かろうじて支えられ、国民の生活水準は戦前の八〇％に停滞し、しかも所得の不公平は一家心中の続出となつて現われておるのであります。ひとり鼓腹撃壤の享楽をほしいままにしておるのは、大資本につながる少数の特権階級と、横行する汚職官吏と、政治の一切を利権化して顧みない一部の諸君のみであると私は考えるのであります。（拍手）

さきに内閣不信任案において、吉田内閣数々の失政は、同僚議員が鋭く追究したところでありますから、私は、それをこの上ここに喋々することはいたしません。政局の混乱、国民生活の不安、治安の紊乱はもとよりでありますが、かかる末期的症状を反映して、輿党内部の対立抗争も日を追うてはげしくなり、吉田内閣は内部的にも崩壊のきざしを示すに至つておるのであります。特に最近の吉田内閣と自由党の混乱は、正視するに忍びざる断末魔の形相を呈しており、（拍手）一箇月にわたる長期の第四回の会期延長も、党内混乱のために、みずから議事を渋滞させ、てんやわんやのうちに会期を空費して、最終日の昨日、五十に近き議案をかかえ込んで四苦八苦しながら、しかも総理は国会をサボるのわがままをして、さらに五回目の会期延長を強行する、正気のさたとは言えぬ醜態をさらけ出しておるのであります。（拍手）

政府提案の教育委員会法等の一部改正法も、野党総退場のもとで、委員会で政府提案を輿党が強行して否決する、という、議会史上いまだかつてない逆コースをあえてやりながら、（拍手）輿論の反撃にあつて、その取扱いに窮し、これを流産させるため四苦八苦をするに至りましては、この一事をもつていたしましても、内閣は投げ出すべく、党は解党して罪を天下に謝すべきであると存ずる次第であります。（拍手）

独立後九十日を経て、国連関係の英軍の駐留條件をきめ得ずして、無條約状態のもとに外国軍を駐留さすごとき失態も、これみな不自然の多数にたよつて政権に恋々とした罪の報いというべく、その責任は重大であります。福永辞事長を吉田総裁が指名して党内の総反撃をくらい、月余にわたり党内鳴動、沸騰して決せず、党の混乱がひいて国会運営の混乱となり、国政の渋滞となつて、今や収拾の道はまつたく絶えたという最後のどたんばで、林議長の辞事長就任で一応危機を切り抜けたことは大慶にたえませんけれども、禍根はますます深まりつつあるといわなければなりません。この原因は、おほりばたの権威に隠れて、ワン・マンのわがままを通し、側近の阿諛仰合に誤まられた人事が、独立によつて占領軍の権威に隠れることができなくなつて、神通力を失つた吉田氏に向つて爆発したものであることはもとよりでありますが、その根本的な理由は、天下の輿論に抗して政権にかじりつき、解散によつて人心を新たにすることを忘れた結果であり、この内外の行詰まりと鬱血を打開するためのただ一つの手段は、国家のためにも、政府のためにも、すみやかなる解散の断行にあることを絶叫いたしたいのであります。（拍手）

自由党の国会対策委員会は、さきに野党の本決議案に同調することを決議し、山口喜久一郎君は、さきの不信任案反対討論において、不信任決議は反対だが、解散決議案ならば受けて立つと、この議場において、自由党を代表して天下に公約したのであります。（拍手）それが単なるやせがまんや恫喝ならいざ知らず、言うならば、自由党は当然この決議案に同調すべきであると私は確信いたすのであります。（拍手）しかして、われ〳〵は、正式に自由党に対して同調方を申し入れたのである。

私は、ここにあらためて解散要求の理由を述べることをやめて、鳩山氏の談話の一節をかりて解散要求の結論といたします。新聞の報ずるところによれば、鳩山氏は次のごとく言つておるのであります。今はだれも吉田内閣が任期一ぱい政権を担当できるとは信じておらぬ、吉田内閣の命脈は旦夕に迫つているとの感が深い、それはこれまでの罪悪の結晶であり、あやまちの集積がそうなつたので、打解は困難である、このような状態になつてから立ち上つた内閣はかつてなく、民心を離れた内閣は、策を弄して、ちよこまかして、日本の進路を誤らぬように善処すべきである。命脈の尽きている内閣は、総辞職すべきか、解散すべきか、どちら一つの方法を選ぶべきであつて、政界の常道から行けば解散すべきである、その際解散の理由は、いつちもさつちも行かぬから解散ということがよかろうと、教えておるのであります。（拍手）さすがは、死の一歩手前まで行きながら、強固な意思と熱情とをもつて勇敢に病気と闘い、政界に復帰して最後の奉公を熱願されている先輩の声やよし。吉田内閣の命脈は旦夕に

迫つたが、その原因は罪悪と誤りの集積の結果である、こうなつたら、ちよこまか悪あがきをすることをやめて、日本の進路を誤らぬように善処すべきである、善処の方法は総辞職か解散だが、この際解散がよろしかろう、解散の理由は、につちもさつちも行かぬから解散ということがよかろうと言うておるのであります。まさに平易適切、痛烈にして的を射た言というべきであります、内閣解散の主文も理由も説き得て妙であります。

私は、自由党の諸君が、この大先輩の声を天の声と聞いて、われ〳〵提出の決議に同調されんことを熱望いたしまして、決議案提出の趣旨弁明にかえる次第でございます。（拍手）

○議長（林譲治君）　梨木作次郎君。

衆議院解散に関する決議案

衆議院解散に関する決議

現下の政情にかんがみ、衆議院を直ちに解散すべきである。

右決議する。

〔梨木作次郎君登壇〕

○梨木作次郎君　私は、ただいま議題となりました、日本共産党井之口政雄君外二十一名提出にかかる衆議院解散に関する決議案の提案趣旨の弁明をなさんとするものであります。（拍手）

まず最初に決議案を朗読いたします。

衆議院解散に関する決議案

現下の政情にかんがみ、衆議院を直ちに解散すべきである。

右決議する。

理　由

一　自由党とこれに同調するものの支配する国会は、アメリカ帝国主義の日本支配の機関と化し、戦争と攻撃と弾圧の府となつている。

二　それ故、もはや国会は国民のえんさの的となり、その存続を一日も許さぬ段階に達している。

特に、日本国民を奴隷化する破防法の強行上程のため、国会はまひ状態に陥り、憲法、国会法等に則つた運営さえ不能の現状である。

よつて国民の要求に従い、即刻衆議院を解散し、国民の信頼の上に立ち、独立と平和と自由を実現する国会とすべきである。

現在の衆議院は、一九四九年、すなわち昭和二十四年一月の総選挙により組織されたのである。いうまでもなく、アメリカ占領軍の占領下において選出されたのである。連合国による日本の軍事占領の目的は、ポツダム宣言に基き、日本の民主化と非軍事化、平和国家の建設にあつたことは言うまでもありません。しかるに、アメリカによる事実上の単独占領の結果は、ポツダム宣言の実行がサボられ、日本をアメリカ一国のために軍事植民地的に支配し、占領を永久化する方策がとられたのである。それゆえ、憲法では国権の最高機関と規定されておる国会も、事実上アメリカ占領者が日本を支配するための機関として利用され、使われて来たことは、何人も否定し得ない事実であります。予算案も法律案も、すべてアメリカ占領当局の承認がなければ国会に提出することができず、一銭一厘、一言半句の修正といえども、一占領当局の承認を必要としたことは、諸君御承知の通りであります。まさしく国会は、吉田政府がアメリカ占領当局の意向に従つてなす圧制と収奪の命令を、あるいは予算として、あるいは法律として承認する道具にすぎなかつたのである。だからこそ、アメリカ占領当局の意に反する者は、国民の選挙した国会議員であろうとも、マッカーサーの一片の指令で国会から追放されたのである。たとえば、わが党の徳田書記長を初めとする十四名の国会議員の追放が、それである。

自由党が絶対多数で支配する現在の衆議院が、国民を裏切り犯した無数の反国民的罪悪のうち最も重大なる売国的行為として第一は指摘しなければならないのは、国民大多数の意思を無視し、欺瞞して結ばれた単独講和と日米安全保障條約を本衆議院が可決した事実である。また、吉田政府が日本の国民と国土をあげてアメリカ帝国主義者に売り渡したにひとしい日米行政協定に対し、これを衆議院にかけることさえ拒否し、吉田政府とアメリカ政府との密約をそのまま国民に押しつけた事実である。かかる事実こそ、衆議院が日本国民のためのものではなく、アメリカ占領者の支配のための飾り物であり、彼らの軍事植民地的支配をおおい隠すついたてであること空余すところなく暴露しているのであります。（拍手）

このため、今、日本国民は、いかに耐えがたい侮辱と苦痛と不幸をなめつつあるでありましよう。日本国民がその美しさを世界に誇つた富士山までもアメリカの軍事施設として接収されようとしておるではありませんか。広島県呉市では、毎日毎晩のごとく、外国兵による強盗、強姦、殺傷の犯罪が頻発し、全市は恐怖に包まれ、ほとんど無警察の状態を呈し、最近では、一人の日本婦人が四名のカナダ兵により四時間にわたつて暴行を加えられ、その あげく、事件の発覚を防ぐため、婦人を海岸に水漬けにして殺そうとした事件まで起つておると新聞は報じておるのであります。六月二十五日、吉田政府が調印した日米施設区域協定では、全国六百有余箇所に、日本人入るべからずの基地が設定されたのである。日本の有力新聞までもが、狭い日本が基地で埋まりそうだと嘆いている実情であります。農民は土地を取上げられ、漁民は漁場をとられ、労働者は戦時的奴隷労働を押しつけられ、民族資本家は経営権までも奪われようとしておるのである。武装した外国軍隊に対し、彼らがいかなる悪事、残虐を働こうとも、日本の警察と裁判から追究されない特権を與え、しかも、かかるギヤングにひとしい暴力的存在を日本国民の税金で養うということを承認したのが吉田政府であり、彼らの支配する衆議院であることを銘記すべきであります。

さらに第二に指摘しておかなければならない事実は、アメリカ帝国主義者に対する安上りの屈い兵をつくるため警察予備隊、海上警備隊を創設し、昭和二十七年度だけでも軍事予算二千億円余を議決し、さなきだに生活苦に悩む日本国民に対し、重税と血の供出を押しつけておるのである。朝鮮出兵は具体的日程に上り、群馬県相馬原キャンプの予備隊千名は朝鮮に向け出発するとさえ伝えられておる。このように侮辱と圧制と戦争政策を日本国民に押しつけたダグラス・マッカーサーに対し、本衆議院は、昭和二十六年四月十六日、感謝決議を議決したのである。

衆議院の醜態は、まつたくここに至つてきわまれりと言わざるを得ないのである。（拍手）しかも、こうした状態は、自由党がしきりに独立したと宣伝する単独講和の発効後における国会においても、本質的に少しもかわつておらないのである。

第三にあげなければならない最も重大なことは、破壊活動防止法可決の事実である。破防法は、単独講和と安保條約を日本に強制したアメリカが、日本を軍事植民地的に支配するため必要欠くことのできない武器の一つであることを、日本国民はよく知つておるのである。だからこそ、日本の独立と自由と平和を願う労働者、学生、青年、その他国民大衆は、破防法粉砕のために立ち上つたのである。五月一日のメーデーにおいて、五・三〇の闘争において、青年は血を流して闘つたのである。三百万の組織労働者が数次にわたるゼネストに立ち上つたのである。全国の学生、教授、知識人、文化人をゆり動かしたのである。かくも広汎な国民大衆が、破防法粉砕という一つの政治目標のもとに動員されたことは、日本歴史にかつてなかつたことである。そのこと自体、破防法による自由の弾圧がいかに民族の危機と不可分に結びついているかを示して余りあるのである。しかるに、自由党の支配する衆議院は、国民の圧倒的多数が反対する破防法を、いともたやすく可決したのである。この事実が、いかに国民から遊離した反国民的行動であつたかは、六月二十日以来十数日にわたる参議院の紛糾と混乱が明白にこれを物語つておる。破防法を無理やりに通すため不法な会期の延長を重ね、このため

国会が国民の前にさらけ出した醜態こそ、国民大多数の意思を無視した国会の存在がどれほどみじめなものであるかを遺憾なく暴露しておるのである。

日本の国会が武装警官に守られつつ、日本国民を奴隷化し、戦争にかりたてる破防法を審議しつつあるとき、アメリカ国連軍が北鮮の純然たる平和施設である水豊その他の発電所を爆撃したことは、決して偶然の一致ではありません。これは、巨済島事件、李承晩政権の動揺など相次ぐ敗北と、ますます強化する世界の平和勢力の前にあわてふためいたアメリカの戦争挑発であり、朝鮮休戦会談に対するアメリカの不誠意を暴露したものである。この野蛮な爆撃に対しては、イギリスにおいても、フランスにおいても、インドにおいても非難の声が騒然と起つており、アメリカ戦争屋どもの孤立化がますます深まつているのである。しかるに、このアメリカに軍事基地を提供させられているのが日本である。しかも、日本を戦争の惨禍に巻き込むかいなかを決するほどの重要性を持つ水豊爆撃に対し、日本の国会は一言の抗議もできず、沈黙させられているのである。

日本の国民は、心の底から平和を願んでいます。朝鮮戦争をやめよと要求しているのである。再軍備に反対しているのである。しかるに、衆議院は、わが党の提出した平和擁護の決議案を握りつぶしたのである。平和のために闘うかわり、アメリカのための戦争政策推進の翼賛議会に堕落しているのである。日本国民は朝鮮を爆撃し、朝鮮人民を殺戮するアメリカ軍に日本の国土を提供することを欲してはおらないのである。日本国民を侮辱し、收奪し、苦しめるアメリカ軍の撤退と日本の完全独立を要求しているのである。衆議院は、かかる日本国民の平和擁護と民族解放の闘争を支援し、米日反動の売国勢力と闘う抵抗の場所とならなければならないのである。現在の衆議院の存続を喜んでいるものは、アメリカ占領当局と売国徒一味だけである。日本国民の大多数は、自由党一派の支配する反国民的衆議院の一刻も早い解散を要求しているのである。（拍手）

われ／＼は、かかる理由から、売国勢力が圧倒的多数を占める現衆議院を即時解散し、多数の愛国者を衆議院へ送り込み、民族解放、平和擁護の抵抗国会、愛国国会とするため本衆議院解散決議案を提出したのである。諸君の賛成を切望するものであります。（拍手）

○議長（林譲治君）　これより討論に入ります。本多市郎君。

〔本多市郎君登壇〕

○本多市郎君　私は、自由党を代表して、ただいま上程せられました衆議院解散に関する決議案に対し反対の意を表明するものであります。（拍手）

顧みれば、さきの片山、芦田両連立内閣失政混乱のあとを受け、責任政治の確立を国民的目標として施行せられました昭和二十四年の衆議院議員総選挙において、わが自由党の絶対多数による安定勢力は実現し、吉田内閣による責任政治は確立せられたのでありまし（拍手）爾来九回の国会を経たのでありますが、その間、占領下の制約にもかかわらず、わが党の公約した日本再建と講和独立への政策は余すところなきまで実現せられ、国民的努力の結果、民業を振い興し、財政を建て直し、国民生活を向上して国際的信用を高め、日本独立の達成を見るに至つたのでありまして、（「ノー／＼」拍手）今や国会は、ようやく占領下の制約より解放され、新しき日本の基盤たるべき重要基本国策の樹立に、独立国会としての機能を遺憾なく発揮しつつあるのであります。（拍手）すなわち、各種の国際協約に、自衛力の増強に、国土の防衛と治安の確保に、経済自立と国民生活の安定に、あるいは教育の充実刷新に、さらに国土の開発、災害の復旧等、一日も待るがせにできない基本的施策の実現に全力をあげつつあるのであります。

祖国日本の独立に即応する国家態勢の刷新整備こそ、この機を逸せず完遂せらるべきわが党の重大任務と確信するのでありまして、講和独立によつて、われら現議員の使命はさらに重大を加えたといわなければならぬのであります。（拍手）しかも、衆議院に厳として絶対多数の安定勢力を確保している現状において、この際解散による政治的空白を生ずることは断じて許されないのであります。（拍手）

野党諸君は、国会はすでに世論を反映せずとして、現衆議院の構成を否認せんとしているのでありますが、あの不安混乱の中から、わずか四年ならずして、国家を今日の地位にまで到達せしめたるわが自由党の大なる功績は、国民の深く銘記せられるところであつて、今やわが党に対する国民的信頼と期待はさらに増大しつつあることを確信して疑わないのであります。（拍手）この議員の職責最も重大なる時機にあたり、野党諸君は衆議院の解散を要求せらるるのであるが、われ／＼議員には憲法の定むる任期があるのであつて、この任期の責任をみずから回避せんとするには重大なる理由がなければならぬのであります。（拍手）しかるに、野党諸君の理由とするところは、ただ無責任の立場からする独善的罵詈にすぎないのであつて、われ／＼は、現段階において、何ら解散すべき理由も必要も認むることはできないのであります。すなわち、野党が既往の問題のみを羅列しておるところを見ても、解散の理由のないことは明らかであり、さらに解散には解散の目標というものがなければならぬのでありますが、何ら政策的目標を持つていないことも明白であります。また、議院の内外に、予算審議の便宜上、任期満了による選挙の時期が適当でないという解散論もあるのでありますが、国会法には、予算審議の期間についても、この場合に対応する法的措置が講じてある。ゆえに、われ／＼もその時期の得失について検討するにやぶさかではないのであるが、この便宜上の理由のみをもつてして、憲法上の任期を無視することは断じてできないと思うのであります。（拍手）

いまさら申すまでもなく、国家の安定には政局の安定が基礎をなすのであつて、現在安定せる政局に、ことに任期切迫せる今日、その終了を待たずして解散を要求するについては、特段の理由がなければならぬ。しかるに、野党諸君の主張するところは、いたずらに解散を政争の具に供せんとする党利党略の強がり宣伝にすぎないのであります。（拍手）また野党諸君は、わが党の党内事情を云々せられるのであるが、わが党は、野党諸君の破壊的、暴力的妨害工作にもかかわらず、国会の運営に、国策の進展に、わが党結束の断固たる態度によつて、何らの支障もなく推進されつつあるのであります。かつて社会党が左右両派に分裂するに至るまでのあの党内の混乱や、改進党が総裁決定に至るまでの党内の紛糾はどうであつたか。（「その通り」）顧みて他を言う資格は断じてないはずであります。（拍手）

先般、議院運営委員会において、万一解散するような場合ありとすれば、議院運営上の見地から、その時期についての意見を政府に申し出られたということでありますが、これは単に事務的、技術的見解を述べられたにすぎないのであつて、解散すべきやいなやの政治上の問題とは何ら関係がないのであります。（「その通り」）目下、世間の一部に解散論があることは、事実として私どもも認むるのでありまするけれども、かくのごとき解散に訴うる何らの政策的目標もなく、選挙の事前運動に誘発された解散論のために無責任なる解散が行われるといたしましたならば、おそらく三年目ごとに同一状況をかもし出して、憲法上の任期というものは無意味に帰するものであるといわなければなりません。

要するに、われ／＼は、民意の敏速に、また緊急国策の樹立に日もなお足らざる実情であつて、任期迫る重要なる現段階において、解散を必要とするがごとき重大理由の何ものも見出すことはできないのであります。

〔議長退席、副議長着席〕

以上申し述べました理由により、本解散決議案は、これを政争の具に供せ

昭和二十七年七月三十一日　衆議院会議録第七十号　衆議院解散に関する決議案外一件

一四〇八

んとする野党の策謀にすぎず、この理由まったく当らざるものにして、これに対してわが党は断固として反対をするものであります。（拍手）

○副議長（岩本信行君）　椎熊三郎君。

○椎熊三郎君（椎熊三郎君登壇）　私は、ただいま議題になっております解散決議案に対しまして、改進党を代表いたしまして、賛意を表するものであります。（拍手）

本年四月二十八日をもって講和條約の効力が発生し、われらまさに自主独立の日本を回復したのであります。七箇年の長きにわたる占領治下の憂鬱なる気分を一掃いたしまして、民族自立の諸政策を推進すべき段階に立ち至ったのである。このためには、新たなる日本の進路を国民に誓えて、新政治の態勢を確立すべきであります。そのためにこそ国会を解散して、自主独立の民意を国会に反映せしめなければならぬと信ずるものであります。（拍手）

吉田内閣は、過去四年の長きにわたり国政を掌握しながら、諸政ことごとく自主権を喪失し、特に日本再建の基礎たる経済政策においては、農民、中小企業者、労働者の犠牲において日本の経済の復興とはかんとする反動政策に終始したのである。（拍手）今や、これらに対する国民輿論の反撃は、ほうはいとしてわき起つておるのであります。

そもそも吉田内閣の使命たるや、講和條約の締結にあったと思われます。国民もまた、外交官出身の吉田総理の外交手腕に対しては多大の期待をかけておったのであります。然るに、昨年の秋、講和條約締結の直後、吉田総理はひとまず国会を解散して、国民の前に條約の内容を明らかにし、国民大多数の納得と賛同のもとに新たなる内閣を組織して、講和條約効力発生後の新日本再建に自主独立の積極政策を樹立して、国民とともに再建日本の第一歩を踏み出すべきであったと私は信じます。（拍手）しかるに、非民主的なるワン・マン首相は、独裁、まったく国民の輿論とは遊離して、その外交関係においても常に秘密外交に終始し、遂には救うべからざる外交上の行き詰まりに逢着しておるのである。ことに、アジア諸国との外交関係は孤立の状態にさらされておる。この現状を何と見るか。

翻って国内の政策においては、自由党の生みの親たる鳩山さんが指摘したるがごとく、今日の行き詰まりの状態は　これとことごとく吉田内閣の積悪の報いであると、あなたの先輩は言っておる。従って、内政上の問題を見まするとき、官紀の紊乱、綱紀の頽廃、まさに今日よりはなはだしきはないのであります。（拍手）日本再建のための国民一致協力の目標を失わしむるに至ったのは吉田総理の重大なる責任である。この状態に対する政府の施策は、ただいたずらに破防法、警察法、労働三法などの改悪によって弾圧策に出る以外の何ものでもない。国民をして、いたずらに反抗、抗争せしむるのみであります。あまつさえ、吉田首相は国会を軽視し、みずから国憲の権威を喪失しつつある。今国会における幾多の波乱は、ことごとく総理大臣の国会軽視にその原因があるのであります。（拍手）

先般、第三回目の会期延長の際、参議院における総理大臣不出席が原因で、遂に二十日間会期を延長しても何ら議案の進捗を見なかった。まだ昨夜のごときはどうであるか。この重大な決議案上程に際して、総理大臣はいち早く国会を遁走して行方不明の状態ではないか。（拍手）これが昨夜の議会混乱の原因をなしておる。（うそをつけ、お前じゃないか」と呼び、その他発言する者あり）あなたが七、八本ずつの彩帽をひつさげて国政を担当しておられる勇気には一応感心いたします。しかしながら、大体官僚出身であって、国会の尊厳というものを理解するの能力を持たない。すなわち、国会を軽視することによって国民を侮辱し、民衆の輿論を国会に反映させて政治上に資するという民主主義の原則をわきまえない人であります。（拍手）かくて、総理大臣の国会軽視のこの状態は、遂に国会の機能を麻痺状態に陥らしめたことが一再にとどまらないのであります。（「そんなばかなことがどこにあるか」と呼び、その他発言する者あり）

諸君よ、おごる者は久しからず、二百八十名の自由党といえども、大権高揚も一瞬のありの穴によってくずるがごとく、彼等の今日の状態は何であるか。一党ではないじゃないか。自由党はこの政党になっておる。（拍手）自由党をつくられた鳩山さんや石橋さんは、日本の再軍備を公々然と発表しておる。経済政策においては建設公債論を堅持しておる。しかるに吉田総裁は再軍備を否認しておる。そうして財政はドッジ・ラインを、まったくそる政党の内容において、二つの相反する政策で争いを続けておるのが今日諸君の状態ではないか。（拍手）

しかし、だんだん[illegible]山さんの威力も影が薄くなって参りました。たつた一人の幹事長を選ぶのに、みずから代議士会で発言して一箇月もたつのに、とうとう御意見を撤回しなければならなかったこの醜態は何であるか。（拍手）もうワン・マンの威力は地を拂って落ちたのであります。（拍手）この辺が、ほんとうは吉田さんのよい引きどころですぞ。講和條約締結で歴史に残る仕事をなさったのであるから、あのとき、きれいさっぱりに引いておれば、相当感謝もされたでありましょう。そのほかは、よけいなことをしておる。まずいことをしておる。党内における役員一人をきめることもできないようなことになっては、国政担当の重責を全うすることはできません。（拍手）私は、ほんとうは三宅君が言われたように、四月二十八日、講和條約効力発生のとたんに国会を解散すべきものであったと思いますが、おそくてもなお今日なすべし。第十三国会の末日たる本日において断固として国会を解散し、信を天下に問うの勇気が吉田総理大臣にはないのであろうか。そんなことでは、自主独立の日本を担当する責任ある政治家とは申し上げることはできないのであります。（拍手）

諸君、もはや総理大臣の威令は党内に反映しなくなった。党内においては、公々然と、やれ鳩川派であるとか、大野派であるとか、はなはだしきに至っては、みずから反乱軍などと称するやからもおるのである。（拍手）これが統一ある政党か。醜態ではないか。二百八十名の水ぶくれは、この解散によって雲散霧消するであろう。（拍手）諸君はそれを恐れておる。なぜそれを恐れるのか堂々と天下輿論の前に諸君の政見を披瀝してみたまえ。もう次の選挙の後には、おいか予算などと言うやつは出られなくなる。（拍手）これは日本の国会の恥だ。この機会に日本の国会を洗い清めよう。日本の政界を明朗化しよう。吉田内閣総理大臣と　真にあなたが救国の大精神を発揮するなら、ただちに国会を解散して、あなたの信念を国民に訴えてごらんなさい。あなたの値打ちはそのときに決定するのであります。

諸君、この解散決議案は一箇月前に出す予定であったが、自由党の国会対策委員長が、一箇月待てば同調するということだから、今日まで待っておった。さあ、今や自由党の反乱軍よ、われらがこの決議案に賛成したまえ。おいか予算の賛成はいりません。（拍手）あなたの賛成は望まぬ。真に日本の国政を憂うるの士よ、共同的の見識をもって、日本政界浄化のため本決議案に賛成せられんことを希望いたしまして私の意見を終る次第であります。（拍手）

○副議長（岩本信行君）　八百板正君。

（八百板正君登壇）

○八百板正君　私は、日本社会党第二十三控室を代表して、解散決議案に対し賛成の意を表するものであります。

今日、衆議院解散は、すでにして万人一致の輿論となっております。問題は今すぐやるかどうかという点にかかっていると申すべきでありましょう。八月二十六日に第十四回国会を開いて、そこでせめておみやげの追加予算を通してからやりたいという意見を聞きます。また補正予算を出しても、野党の最後の攻勢で押しまくられ、傷だらけになる。そんな形で解散に追い込まれては選挙に不利だから、出すな

ら、どうせ通らぬと見込んで、牛の歩草のような、見せるだけの追加予算をぶら下げて解散と行こうという自由党の秘策もあるように聞いております。しかし、国民の国会を見る目は成長しておりますから、そんな小細工では、もうだまされません。もづと率直な態度こそが輿論にこたえるゆえんであろうと思われます。いずれにいたしましても、解散は必至、しかも一日遅れれば一日の日本の損と相なります。

さて、吉田内閣を見て参りますると、もと〳〵吉田さんの政治感覚では、日本を発展させる政治をやらせるには無理があったのではないかと思われます。第一、吉田さんは、私もたびたび聞きましたが、施政方針演説などでも、あんな大きな字で書いた原稿なのに、昭和を明治と読み違えたり、日本政府を帝国政府と読み違えたりしています。一事は万事と申すことがございます。これだけ頭がずれておれば、もうそれだけで新しい政治の建設者たる資格はないのであります。もつとも、こういう総裁でも、自由党のロボット総裁なら、まあたくあん石のようなもので、古い新しいが問題ではないでありましようが、自由党の場合、これがワン・マンといわれる総裁で、実権を握っており、政策の決裁権を持ち、人事権をも一人で握っておるという独裁的な、特異な存在であります。でありますから、二百八十名の自由党がいかに時代離れのしたものであつたかは、皆様もよく御存じのところであります。

かくて、時代は昭和から明治にもどり、さらには安政年間さながらの日本に至らんとしつつあるのでありますが、これまたその現われと申すことができるでありましようまた民主的たるべき自由党の党運営に総裁指名などというものがあるのも、この間どうかと思われますが、たま〳〵今回は総裁指名を流産しないというような問題が起りました。これは総裁指名でも反対できるという民主主義の初歩的発見をなされたもので、三年たては三つになると申しましようが、さすが自由党も成長したものだと存ぜられまして、わが国政党発達の見地から御同慶にたえないところであります。（笑声、拍手）しかし、ちよつと手遅れでありました。

さて次に、自由党はいまだお国民から支持されておる、国会の多数に国民の多数だというようなことを申しております。しかし、三年半前と事情はたいへん違つておるということであります。朝鮮事変がある。大戦争である。講和条約がある。実は戦争参加の不平等条約であります。社会党はこの賛否で割れました。改進党も何度かかわつた。さらに自由党も、民主自由党が民主を捨てて、ただの自由党になつた。もう、あのときの自由党ではないのであります。共産党も、自由党に何度か一服盛られまして次々に減り、三十六名が今日は二十二名になつたのであります。

吉田内閣は輿論の支持を失い、その命旦夕に迫つたことは、すでに同僚によつて明らかにされたのであります。それなのに、内閣改造などと、また、つなぎを考えておるという実情であります。いまさら、下り坂の、余命幾ばくもない内閣に入つて、大臣の肩書だけで選挙に有利にしようという人はおらないと思うのでありますが、あれは、やめた方がいいと思います。必ず落選いたします。「つまらぬことを言うな」と呼ぶ者あり、前例があります。

また、古くから、肉を盗んだ犬は逃げて、血をなめた犬がたたかれるということわざがあることは、御存じだろうと思います。自由党も解散前に年末年始をやさむとい、ふ勇気はないというふうに聞いております。金がかかるからだそうでありますが、どうせそうなれば、本日のこの機会にぜひ御賛同を願いたいと思うのであります。但し、私は、この解散に対する強い注文があるのであります。党はそれぞれ一番大事な再軍備の問題、憲法改正の問題を政策に堂々と明示して選挙に臨むことであります。この最大の政策をごまかしてはならないのであります。これをほおかむりで通り過ぎ、あとで居直つてやろうというような魂胆は、もしありとすれば、断じて許されないところであります。

最近の政府と自由党のやり方の特徴は、政策に自信を失つて、力で押そうというやり方であります。自由が奪われるところに暴力が生れる。自由党と政府は、政治の貧困から来た民衆の反対を、力をもつて圧制しようとしておるのであります。この暴力は、相手を暴力闘争に追い込み、さながら日本政治の暴力化を招こうとしておるのであります。これは政府と自由党の責任である。民主国会の機能が麻痺状態になつたことを示すものであります。この救済策は、解散以外にはないのであります。国民の健全なる常識は、アメリカ一辺倒の自由党と、ソ連一辺倒の共産党のけんかをさばいてくれると信ずるものであります。自主、中立のわが党は勝たしめると私は信ずるのであります。

今や国会は、憲法を無視し、勤労大衆の要望をしりぞけ、労働法を改悪し、さらには自由を欲する多くの国民に対し、さるぐつわをはめようとしたのであります。これは国会を占拠する自由党によつて強行せられたのであります。この国会の責任はあげて衆議院自由党にあるといわなければならないのであります。一体、自由党は、二百八十名の多数をもつて日本の政治に何を残したというのでありますか。占領中は、アメリカの占領軍をかさに着て、無為無策、ただいたずらに散らして、三年の日時と国費を浪費しただけではありませんか。そうして、今や独立したといつて、日本をアメリカに売り渡し、国民の目を盗んで、他国のための戦争準備に狂奔しておるのである、は言論の自由を奪つて、独立の日本と民族の自主性を骨抜きにし、アメリカ隷属、植民地化の道を急いだにすぎないのである。これは国民の意思ではない。四年前の選挙には、そんなつもりで自由党に投票した者は一人もおりません。

今日、多くの国民は、講和条約は平和のための条約ではない、戦争の仲間入りのための条約だとわかつたのであります。安全保障は日本の安全保障ではないことも知つたのであります。行政協定、漁業協定、日華條約と、いよいよその馬脚を現わし、奈良の都もなんのその、富士山までも軍用地にするといわれて、今や、さすがに人のいい国民も目がさめたというのが、今日の日本の実情であります。

さらに、アメリカでは、五十人隻の軍艦を日本に貸すといつて、アメリカの上院、下院が議決をいたしました。日本政府はだれにも相談をしないで、黙つてこそ〳〵と借りようとしておるのであります。なぜ国会にかけないのであるか。しかも、上院用艦艇五十隻、これを借りて、一体どこに上陸するのであるか。だれを乗せるのであるか。国民はそんなことを政府にまかした覚えはないのであります。これが独立後の日本の姿であるか。私はこれを国民に聞かなければならないと思うのであります。講和の後には平和が来るよ多くの国民は期待いたしておつたのであります。しかるに、十三国会を通じて、何をもつてこたえたのであるか。独立と平和の第一年目に示されたものは、軍事予算と弾圧法の二つではなかつたですか。（拍手）この吉田内閣と自由党の罪は、軍閥英機の罪にもまさる文明への罪悪であるといわなければならないのであります。

衆議院の即時解散、吉田内閣の即時退陣、これはせめてもの償いの道を開くものであると考えるのであります。今こそ心深く考えるべき時期であるとわれ〳〵は思うのでありまして、以上述べて賛成討論にかえる次第であります。（拍手）

○副議長（岩本信行君）　小林進君。

（小林進君登壇）

○小林進君　私は、ただいま上程されておりまする解散決議案に対しまして、協同党を代表して賛成の意見を述べんとするものであります。（拍手）

率直に申し上げまして、現在八千五百万国民は、まさに政治に対しましてまつたく興味を失つているのが今日の

現状であります。まさに人と人と会しまするならば、一体議会はいつ解散せられるのであるか、いつ自由党が内閣を投げ出すのであるかということが国民の話題の中心でありまして、それ以外自由党に期待するところは何もないのが今日の世間の常識であります。こうした不安動揺、まさに政治の真空の中にあつて、その中に含まれる自由党の代議士諸君みずからも政治を捨てて、もつぱら選挙運動に忙殺せられておる。まだ本日ここに出席しておられる自由党の諸君は、いささか政治家としての良心の若干を残しておられる方であります。大半は国に帰つて選挙運動に忙殺されておる。たれ一人まじめに政治を論じている者が與党の中にないという今日の現状の中で、あえて政権に恋々とし、なおかつ政権を満期まで持ち続けんとするがごときは、国民を欺瞞する、国民を欺く、これより大なる罪はなきものといわなければならぬのであります。まさにこうした政治の真空の時代におきまして、ただ一つ、自由党の諸君が、幸いにして側近派とか反乱軍というように内乱を起してくれたので、これが幸うして政治の興味をつないでいる次第でありますが、そもそも昭和二十四年の一月、吉田首相に国民が圧倒的な支持を與えましたそのときには、こうした側近の政治、因縁の政治、不明朗な政治を行わんことを吉田首相に期待いたしたのではないのであります。しかるに、吉田内閣は、いつのまにやら麻生多賀吉氏を九州電力の会長にする、あるいは白洲次郎氏を東北電力の会長にする、あるいはまたマージャンを仲介にして、お茶坊主的な者を閣僚にすえ、政務次官にすえ、中枢部にすえる。このたびはまた、不明朗なる形で幹事長をも定めんとするがごときかつこうで、まさに二箇月、天下の政治をよそにして内紛を続けているのであります。これが独立をいたしました日本の現政権を担当いたしまする第一党の自由党の真のあり方であるかどうか、もし一片の良心があるならば、諸君らこそ八千五百万国民の前に涙をもつて陳謝すべきではないか。（発言する者あり）それを、なおかつ良心あらずして、そういうところでやじを飛ばしているから、先ほどの椎熊氏の言うごとく、追加予算もわからないで、おいか予算などという言葉で、（笑声）国民の批判を浴びるような窮地に追い込まれざるを得ないのであります。十分御反省を願いたい。

こうして無能な諸君らがこの国会でわめいているその陰に、一体わが国民、わが国家はどんな形になつているでしようか。六月の十日、この吉田内閣が成立いたしまするまでは、国民の各層の中でも最も自由党を支持し、なおかつ政治的に未成熟である通称いわれておりますところの中小企業者の全国決起大会が東京において行われたのでありますが、その中小企業者の全国決起大会において、彼らはどういう決議をしたか。参考までに私は諸君らにお知らせしたいのでありますが、その中には、中小企業者の怒りは政治家の生命を断つであろう、中小企業者は重い税と金詰まりでまさに死なんとしている。一家心中に迫い込むような自由党の政策を打破しろ、政治家の大部分は大資本家と大企業家の番頭となり、少数者の利益を守つて、われらの苦しみを顧みない自由党の代議士には一人も投票をするな、こういう決議をいたしたのであります。諸君、これが全国中小企業者の怒りの言葉である。これに対しまして、農民諸君はどうか。中小企業者に次ぐ農民も、諸君らの政策の貧弱なる累積で、まさに日本の農民は世界第一の貧乏農民に追い込まれた。彼らは零細な農民となり、娘を売り、次三男坊はまさに日本国土に住むところなく、思想は好むと好まざるとにかかわらず、だん〳〵共産党の陣営に近づきつつある。これはみんな諸君らのつくつておる政治の実態であります。中小企業者、農民の怒りはまさに爆発せんといたしております。また労働者諸君が、いかに自由党に対して反撃をいたしておりますかは、これはもう私が申し上げるまでもなく、諸君十分御承知のはずであります。

かくして、農民、中小企業者、労働者あげて、諸君らに重なる恨みを綿々として放つておる。そのさ中に、一体国家の現実の姿はどうか。先ほども話がありましたように、こうした中小企業者、労働者、農民の三つを犠牲にした上に、まさに国家は六百有余箇所の土地を取上げられて、十重、二十重にわが日本は軍事基地化しつつあるのであります。諸君らが中小企業者や働く勤労者を犠牲にしてしぼり上げた二千億の金は、外国の軍隊と、外国の軍隊に奉仕するところの警察予備隊に投ぜられて、まさにわが日本は戦時中にもないような大きな軍事の基地に変化しつつあるのであります。

こういうような現実をながめて、まさに国民はい泣しております。九月八日、講和條約が成立いたしました場合には、諸君らの巧みなる宣伝によつて、この講和條約によりわが日本に初めて独立の春が訪れることを確信いたしておりました国民は、日がたち、月がたつに従つて、初めて裏切られたことを知つて、心から憤激いたしております。今まさにわが日本民族の真の独立と真の平和を樹立するためには、この対日平和條約と日米安全保障條約を改正し、行政協定を廃棄するにあらずんば、断じて国家の独立はないのであります。この三つをなし得るためには、一日も早く吉田内閣の退陣を要求しなければならないのであります。

現実に、この吉田政府が、勤労者の犠牲の上にさらに軍備を進めておる反面、世界の情勢は一体どうだ。最近の新聞紙上でも報じておりますがごとく、遂にフランスのごときは、もしアメリカにしてこの軍備の補助をしてくれない場合には、国民生活の安定のために、北大西洋條約同盟より脱退するであろうという強硬なる申入れをして、民生の安定のために努力をいたしております。英国のごときは、現に三年間の軍備の計画を一年間ずらして四年に延ばし、なおかつ国民生活の安定と……。

○副議長（岩本信行君）　小林君。申合せの時間が参りました。

○小林進君（続）　そうして、世界の国国がすべて政治の本体でありまする国民生活の安定と向上、リヂイング・スタンダードの向上、生活の安定のために闘つているときに、諸君らの内閣だけが、一切の国民生活の安定と向上を犠牲にして、ただ外国の軍隊にのみ――せんとしているがごとき、その罪まことに万死に値するものといわなければならないのであります。まさに国民は言うた、自由党とは足くせの悪い政党である。なぜ足くせが悪いか。白たびで畳の上に入る吉田首相だ。その吉田首相のその家へ、またくつばきで畳の上へ上るという鳩山一郎なる人と政権の授受をやろうという、こういう足くせの悪い人たちだけで国家の政治を動かされては、たまつたものではないのであります。しかし、そのくせが足くせだけならばよろしいのでありまするが、この足くせの悪い政党が、まさに手くせの悪い政党になりかわりつつあるではありませんか。なぜ一体手くせが悪いのか。それはすなわち……。

○副議長（岩本信行君）　小林君……。

○小林進君（続）　もう終ります。――今重税でしぼり上げた国民の血と汗と涙の結晶の税金を――――、あいう――――の川、この道路をおれが直してやるという――――にして、選挙運動をしているのであります。

――――。こういう不当なる自由党は、一日も早く国家国民のために退陣せられんことを切に要求いたしまして、私の討論の終りといたします。（拍手）

○副議長（岩本信行君）　岡田春夫君。

［岡田春夫君登壇］

○岡田春夫君　私は、労農党を代表いたしまして、吉田内閣のすみやかなる退陣を要求するために、国会解散の決議案に賛意を表するものであります。

まずその理由の第一として、国民の大多数は民族の独立と世界の平和を要求している。しかるに、吉田内閣は、日本の独立をアメリカに売り渡し、日本人を雇い兵として、アジアにおけち

侵略戰爭の火つけの役割を果そうとしております。本年一月、アメリカの上院において対日講和條約の批准の審議が行われました場合において、外交委員会の報告書が出ておりますけれども、その第二ページに、日本は極東における戰略的にきわめて重要な地位を占めている、太平洋におけるアメリカの防衛線上に立つている、そのために両條約が結ばれたのであると書いてある。しかも、次いでそのあとに、この外交委員会の報告書においては、安保條約はアメリカ合衆国に対して何らの拘束も義務をも課するものではない、われわれ、すなわちアメリカは、われ〳〵自身の国家的利益であると決定しない限りにおいて、日本にいかなる兵力を駐屯させる義務をも負つていない、これに対して、この條約において日本から與えられた諸権利はきわめて広汎であると述べております。

しかるに、この両條約がサンフランシスコで調印されるにあたりまして、吉田首相は何と言つたであろうか。講和條約の本会議において、吉田首相は、この條約は復讐の條約ではなく、和解と信頼の宣言である、日本の全権はこの公平寛大なる平和條約を欣然受諾すると述べ、また帰国後において、和解と信頼に基ぐこの條約の結ばれたことはアメリカに対して感謝にたえないと述べておるのであります。諸君、アメリカの言うように、非常に広汎なる諸権利をアメリカに無條件に売り渡したこの條約に対して、和解と信頼の文書であり、公平寛大であると言んで、一片の義務すら負うものではない、そんなアメリカに対して心から感謝すると言つていることは、何とおめでたいことでございましょう。（拍手）調印が終つたあと、吉田首相に対してアメリカの側から割れるような拍手が行われたと伝えられておりますが、この拍手は、吉田首相の十二歳の能力に対しての拍手であつたと言わなければならない。

諸君、事実は何よりも明らかである。吉田首相が独立をしたと言うこの日本の国内に、アメリカの駐屯軍がそのままおるではないか。全国無数の基地を初めとして、数十万町歩の農耕地や海面が利用され、また必要があるとするならば、日本の国内の至るところにおいても、権利、権能、権力を掌握することのできるようになつている行政協定があるではないか。それだけではない。二千数百億の血税をもつて、将来十五師、三十万の帝国軍隊並びに五万の連合艦隊がアメリカの指導によつて建設されようとしている。しかも、この軍隊は、日本のために使われるのではない。日本人こそが最も安価で優秀な人的資源であるという、このアメリカ人の言葉で明らかなように、アメリカ軍の雇い兵として、アジア侵略のための、たまよけとして使われようとしているのであります。

国内経済の問題においても、明らかに植民地的な軍事経済が進行いたしております。また中国との貿易の禁止の問題についても、国際経済会議の問題についても、今や吉田内閣のやり方は、腹れ切つた李承晩と蔣介石と手を握つて、四億五千万の中国の国民を初めとして、アジアの諸民族を敵にまわすところの政治を行いつつある。（拍手）これらのことは、一握りの戰争挑発者に対して、ひたすら忠勤を励んで阿諛迎合する哀れな番犬の姿である。今や吉田内閣の眼中に日本の国民はない。眼中にあるのは、一握りの帝国主義者以外にはないのであります。（拍手）

第二に解散を要求する理由は、国民の大多数が憲法の擁護を主張し、真の民主主義を要求しているときに、吉田内閣は憲法を平気で蹂躙し、官憲と多数の暴力によつてファッショ政治、警察国家の再現をしようとたくらんでいる。五月一日のメーデー事件以来、官憲の弾圧はまさに気違いのさたであり、無抵抗で、あぐらをかいている早稲田の学生に対して、鉄かぶと、こん棒の武装警官が、メーデーのかたき討ちだとなぐり込んだのは、その典型的な例である。（拍手）それにもかかわらず、これらの警官が、いまだ暴行殺人罪、傷害罪で調べられたことを聞いたことがないじゃないか。だが、その反面に、罪のない国民たちが、証拠もないのに容疑をもつてなぐられ、検束され、ぶち込まれ、殺人までが行われつつあるではないか。（拍手）しかも、吉田内閣は、これらの官憲の暴行を強化し、合法化するために、警察法の改悪、労働三法の改悪を企図し、また明らかに憲法違反である破防法を、国民の反対を押し切つて実現さしたのであります。特に参議院の本会議で、吉田首相が、破防法に反対する者が破防法に該当するという意味の発言を行つたことは、かつて東條首相が、国策遂行に従わぬ者はすべて非国民であり、国賊であると言つた言葉と同一の性格を持つている。（拍手）吉田首相のこの態度こそは、独裁政治以外の何ものでもないのであります。この暴力政治こそ、破防法の骨髄第一号として適用されなければならないと考える。（拍手）

解散を要求する理由の最後として、国民はすでに吉田内閣の暴政にあきれ返つて、すみやかに解散を要求しております。吉田内閣に対する不信任は、いまさら言うまでもなく、朝野に満ち満ちている。吉田内閣によつて常にしいたげられて参りました労働者、農民、中小商人は言うに及ばず、前回の選挙において自由党を支持した経営者までも、すでに吉田内閣から離れ去つているのであります。（拍手）しかも、それだけではない。日本の子供たちまでが、吉田内閣に対して離反している。

○副議長（岩本信行君）　岡田君に申し上げます。申合せの時間が参りましたから、簡潔に願います。

○岡田春夫君（続）　その証拠に、寄森県の某小学校の四年生の赤石という子供の作文を見ればよくわかる。日本はうそつきだ、兵隊を作らないといつたのに、また再軍備をするという話だ、相談をしている、吉田茂は……。

〔発言する者多し〕

○副議長（岩本信行君）　静粛に願います。

○岡田春夫君（続）　ほんとうにそつきだと言つております。

最後に……。

〔発言する者多し〕

○副議長（岩本信行君）　静粛に願います。

○岡田春夫君（続）　最後に、吉田内閣に反対するものは……。

〔発言する者多し〕

○副議長（岩本信行君）　静粛に願います。

○岡田春夫君（続）　単に国内の国民ばかりではない。全世界の平和愛好者は、吉田内閣の退陣を要求している。吉田内閣は、もし今一片の良心を持つておるものとすれば、みずからいさぎよく政治生命を断つべきである。国民怨嗟の中に、いたずらに吉田内閣の生を長らえんと求めるならば、やがては李承晩、蔣介石とともに世界の物笑いの種となるであろうということを述べて、われ〳〵は国会のすみやかなる解散を要求するものであります。（拍手）

○副議長（岩本信行君）　この際申し上げます。先ほどの小林君の発言中、不穏当の言辞があつたようであります。速記録を取調べの上、適当なる処置を講ずることといたします。

これにて討論は終局いたしました。

まず三木武夫君外十二名提出、衆議院解散に関する決議案につき採決いたします。この採決は記名投票をもつて行います。三木武夫君外十二名提出、衆議院解散に関する決議案に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。閉鎖。

氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○副議長（岩本信行君）　投票漏れはありませんか。――投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開匣。開鎖。

投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○副議長（岩本信行君）　投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長朗読〕

投票総数　三百二十六

可とする者（白票）　百二

〔拍手〕

否とする者（青票）　二百二十四

（拍手）

○副議長（岩本信行君）　右の結果、三木武夫君外十二名提出、衆議院解散に関する決議案は否決せられました。

（拍手）

〔参照〕

三木武夫君外十二名提出衆議院解散に関する決議案を可とする議員の氏名

有田　喜一君　井出一太郎君　土井　直作君　西村　榮一君
仮田　義茂君　稲葉　修君　前田　榮之助君　前田　種男君
今井　耕君　大西　正男君　松井　政吉君　松尾トシ子君
大森　玉木君　岡田　勢一君　松岡　駒吉君　松澤　兼人君
北村徳太郎君　吉川　久衛君　三宅　正一君　水谷長三郎君
小林　信一君　小松　勇次君　門司　亮君　山口シヅエ君
河野　金昇君　河本　敏夫君　井之口政雄君　江崎　一治君
佐伯宗義君　坂口　主税君　加藤　光君　栖　ゆき子君
笹森　順造君　椎熊　三郎君　田島　ひで君　田代　文久君
鈴木　善雄君　高倉　定助君　高橋清治郎君　千葉　三郎君　田中　富之君　立花　敏男君
内藤　友明君　中島　茂喜君　梨木作次郎君　横田甚太郎君
中村　寅太君　橋本　金一君　米原　昇君　渡部　義通君
林　好次君　原　彪君　足鹿　覺君　青野　武一君
平川　篤雄君　藤田　義光君　赤松　勇君　稲村　順三君
船田　享二君　増田　連也君　土林與市郎君　久保田鶴松君
松谷天光光君　三木　武夫君　佐々木更三君　坂本　泰良君
水野彦治郎君　村瀬　宣親君　鈴木茂三郎君　田中織之進君
森山　欽司君　柳原　三郎君　成田　知巳君　福田　昌子君
山手　滿男君　山本　利壽君　八百板　正君　足立　梅市君
吉田　安君　早稲田柳右ェ門君　浦口　鉄男君　寺崎　覺君
淺沼稻次郎君　井上　良二君　中野　四郎君　小林　進君
石川金次郎君　生田　和平君　佐竹　晴記君　石野　久男君
大矢　省三君　受田　新吉君　池見　茂隆君　岡田　春夫君　黒田　壽男君
加藤　鐐造君　岡　良一君　石原　登君
熊本　虎三君　川島　金次君　今泉　貞雄君
鈴木　義男君　佐竹　新市君　今村長太郎君
堤　ツルヨ君　田万　廣文君　宇田　恒君
戸叶　里子君　宇野秀夫郎君
内海　安吉君

否とする議員の氏名

阿左美廣治君　逢澤　寛君　藤　清君　江花　靜君
足立　篤郎君　安部　俊吾君　小笠原八十美君　小川　平二君
青木　孝義君　青木　正君　小川原政信君　小澤佐重喜君
青柳　一郎君　淺香　忠雄君　小野瀬忠兵衛君　尾崎　末吉君
淺利　三朗君　麻生太賀吉君　柏原　義則君　越智　茂君
天野　公義君　新井　京太君　門脇勝太郎君　大石　武一君
有田　二郎君　井手　光治君　神田　博君　大泉　寛三君
井上　知治君　伊藤　郷一君　川野　芳滿君　大内　一郎君
生田　和平君　池田　勇人君　川本　末治君　大上　司君
池見　茂隆君　石原　圓吉君　菅家　喜六君　大西　祐夫君
石原　登君　今泉　貞雄君　北川　定務君　大橋　武夫君
今泉　貞雄君　稲田　直道君　金原　舜二君　大村　清一君
今村長太郎君　今村　忠助君　久野　忠治君　岡崎　勝男君
宇野秀夫郎君　宇田　恒君　栗山長次郎君　岡田　五郎君
内海　安吉君　植原悦二郎君　小金　義照君　岡西　明貞君
宇田　恒君　小坂善太郎君　岡村利右衛門君
鈴木　義男君　鈴木　毛文君　小平　久雄君　加藤隆太郎君
佐竹　新市君　宇田　恒君　小玉　治行君　鍛冶　良作君
堤　ツルヨ君　内海　安吉君　小西　寅松君　柏原　義則君
戸叶　里子君　小山　長規君　門脇勝太郎君
佐々木盛雄君　神田　博君
佐久間　徹君　川野　芳滿君
佐々木秀世君　川本　末治君
佐藤　榮作君　菊池　義郎君
佐藤　親弘君　北川　定務君
佐藤　重遠君　河原伊三郎君
佐田　英一君　川村善八郎君
坂田　道太君　川西　清君
坂本　實君　上林山榮吉君
塩田賀四郎君　甲木　保君
澁谷雄太郎君　角田　幸吉君
庄司　一郎君　鹿野　彦吉君
鈴木　明良君　奥村又十郎君
鈴木　毛文君　岡村利右衛門君
瀬戸山三男君　岡野　清豪君
關谷　勝利君　岡田　五郎君
高橋　英吉君　岡崎　勝男君
高橋　等君　岡西　明貞君
竹尾　弌君　加藤隆太郎君
玉置　信一君　鍛冶　良作君
中馬　辰猪君　角田　幸吉君
土倉　宗明君　甲木　保君
園谷　光衛君　上林山榮吉君
坪川　信三君　川西　清君
寺本　齋君　川村善八郎君
冨永格五郎君　河原伊三郎君
内藤　隆君　菊池　義郎君
中野　武雄君　北川　定務君
中村　純一君　金原　舜二君
仲内　憲治君　久野　忠治君
長野　長廣君　栗山長次郎君
二階堂　進君　小坂善太郎君
西村　直己君　小金　義照君
根本龍太郎君　小平　久雄君
橋本登美三郎君　小玉　治行君
花村　四郎君　小西　寅松君
原田　雪松君　小西　英雄君
平澤　長吉君　小山　長規君
平野　三郎君　近藤　鶴代君
福田　篤泰君　佐々木秀世君
福田　喜東君　佐久間　徹君
船越　弘君　佐瀬　昌三君
降旗　徳弥君　佐藤　榮作君
星島　二郎君　佐藤　親弘君
堀川　恭平君　佐藤　重遠君
本間　俊一君　佐田　英一君
坂田　道太君
坂本　實君
塩田賀四郎君
澁谷雄太郎君
庄司　一郎君
鈴木　明良君
鈴木　毛文君
瀬戸山三男君
關谷　勝利君
田口長治郎君
田中伊三次君
田中　啓一君
田中　元君
田中　萬逸君
田中不破三君
田淵　光一君
多武良哲三君
高木吉之助君
高塩　三郎君
高橋　英吉君
高橋　等君
竹尾　弌君
玉置　信一君
塚原　俊郎君
辻　寛一君
坪内　八郎君
寺島隆太郎君
苫米地英俊君
奈良　治二君
中川　俊思君
中村　幸八君
中山　マサ君
永井　要造君
夏堀源三郎君
西村　英一君
西村　久之君
野村專太郎君
畠山　鶴吉君
原　健三郎君
平井　義一君
平島　良一君
福井　勇君
福田　一君
福永　一臣君
古島　義英君
保利　茂君
細田　榮藏君
本多　市郎君
眞鍋　勝君
前尾繁三郎君
增田甲子七君
松井　豊吉君
松木　弘君
松永　佛骨君
松本　善澄君
三浦貞之助君
水田三喜男君
水谷　昇君
滿尾　君亮君
南　好雄君
宮幡　靖君
武藤　嘉一君
村上　勇君
守島　伍郎君
森　曉君
森　幸太郎君
八木　一郎君
柳澤　義男君
山口喜久一郎君
山口　好一君
山崎　岩男君
山崎　猛君
山村新治郎君
山本　猛夫君
吉田　茂君
吉田吉太郎君
龍野喜一郎君
牧野　寛索君
益谷　秀次君
松浦　東介君
松田　鐵藏君
松田　竹千代君
松本　瀧藏君
三浦貞之助君
三宅　則義君
水谷　昇君
南　好雄君
宮幡　靖君
武藤　嘉一君
村上　勇君
守島　伍郎君
森　曉君
森　幸太郎君
八木　一郎君
柳澤　義男君
山口喜久一郎君
山口　好一君
山崎　岩男君
山崎　猛君
山村新治郎君
山本　猛夫君
吉田　茂君
吉田吉太郎君
龍野喜一郎君

○副議長（岩本信行君）　次に、井之口政雄君外二十一名提出、衆議院解散に関する決議案につき採決するのでありますが、ただいま三木武夫君外十二名提出の決議案議決の結果、議決を要しないものといたします。

第三　通商産業省設置法案両院協議会成案

第四　通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案両院協議会成案

第五　農林省設置法等の一部を改正する法律案両院協議会成案

第六　大蔵省設置法の一部を改正する法律案両院協議会成案

第七　大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案両院協議会成案

第八　保安庁法案両院協議会成案
第九　海上公安局法案両院協議会成案
第十　運輸省設置法の一部を改正する法律案両院協議会成案
第十一　国家行政組織法の一部を改正する法律案両院協議会成案
第十二　行政機関職員定員法の一部を改正する法律案両院協議会成案
第十三　日本電信電話公社法案両院協議会成案

○副議長（岩本信行君）　日程第三、通商産業省設置法案両院協議会成案、日程第四、通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案両院協議会成案、日程第五、農林省設置法等の一部を改正する法律案両院協議会成案、日程第六、大蔵省設置法の一部を改正する法律案両院協議会成案、日程第七、大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案両院協議会成案、日程第八、保安庁法案両院協議会成案、日程第九、海上公安局法案両院協議会成案、日程第十、運輸省設置法の一部を改正する法律案両院協議会成案、日程第十一、国家行政組織法の一部を改正する法律案両院協議会成案、日程第十二、行政機関職員定員法の一部を改正する法律案両院協議会成案、日程第十三、日本電信電話公社法案両院協議会成案、右十一案を一括して議題といたします。両院協議会協議委員議長の報告を求めます。倉石忠雄君。

報告書

通商産業省設置法案
右は別紙の通り両院協議会の成案が成立した。

よつて報告する。
昭和二十七年七月二十九日
通商産業省設置法案両院協議会
議会
衆議院協議委員議長　倉石　忠雄
衆議院議長林譲治殿

〔別紙〕
通商産業省設置法案両院協議会成案

参議院議決の通りとする。

報告書

通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案
右は別紙の通り両院協議会の成案が成立した。
よつて報告する。
昭和二十七年七月二十九日
通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案両院協議会
衆議院協議委員議長　倉石　忠雄
衆議院議長林譲治殿

〔別紙〕
通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案両院協議会成案

参議院議決の通りとする。

報告書

農林省設置法等の一部を改正する法律案
右は別紙の通り両院協議会の成案が成立した。
よつて報告する。
昭和二十七年七月二十九日
農林省設置法等の一部を改正する法律案両院協議会
衆議院協議委員議長　倉石　忠雄
衆議院議長林譲治殿

〔別紙〕
農林省設置法等の一部を改正する法律案両院協議会成案

参議院議決の通りとする。

報告書

大蔵省設置法の一部を改正する法律案
右は別紙の通り両院協議会の成案が成立した。
よつて報告する。
昭和二十七年七月二十九日
大蔵省設置法の一部を改正する法律案両院協議会
衆議院協議委員議長　倉石　忠雄
衆議院議長林譲治殿

〔別紙〕
大蔵省設置法の一部を改正する法律案両院協議会成案

参議院議決の通りとする。

報告書

大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案
右は別紙の通り両院協議会の成案が成立した。
よつて報告する。
昭和二十七年七月二十九日
大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案両院協議会
衆議院協議委員議長　倉石　忠雄
衆議院議長林譲治殿

〔別紙〕
大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案両院協議会成案

参議院議決の通りとする。

報告書

保安庁法案
右は別紙の通り両院協議会の成案が成立した。
よつて報告する。
昭和二十七年七月二十九日
保安庁法案両院協議会
衆議院協議委員議長　倉石　忠雄
衆議院議長林譲治殿

〔別紙〕
保安庁法案両院協議会成案

参議院議決の通りとする。

報告書

海上公安局法案
右は別紙の通り両院協議会の成案が成立した。
よつて報告する。
昭和二十七年七月二十九日
海上公安局法案両院協議会
衆議院協議委員議長　倉石　忠雄
衆議院議長林譲治殿

〔別紙〕
海上公安局法案両院協議会成案

参議院議決の通りとする。

報告書

運輸省設置法の一部を改正する法律案
右は別紙の通り両院協議会の成案が成立した。
よつて報告する。
昭和二十七年七月二十九日
運輸省設置法の一部を改正する法律案両院協議会
衆議院協議委員議長　倉石　忠雄
衆議院議長林譲治殿

〔別紙〕
運輸省設置法の一部を改正する法律案両院協議会成案

参議院議決の通りとする。

報告書

国家行政組織法の一部を改正する法律案
右は別紙の通り両院協議会の成案が成立した。
よつて報告する。
昭和二十七年七月二十九日
国家行政組織法の一部を改正する法律案両院協議会
衆議院協議委員議長　倉石　忠雄
衆議院議長林譲治殿

〔別紙〕
国家行政組織法の一部を改正する法律案両院協議会成案

参議院議決の通りとする。

報告書

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案
右は別紙の通り両院協議会の成案が成立した。
よつて報告する。
昭和二十七年七月二十九日
行政機関職員定員法の一部を改正する法律案両院協議会
衆議院協議委員議長　倉石　忠雄
衆議院議長林譲治殿

〔別紙〕
行政機関職員定員法の一部を改正する法律案両院協議会成案

参議院議決の通りとする。

昭和二十七年七月三十一日　衆議院会議録第七十号　労働関係調整法等の一部を改正する法律案両院協議会成案外一件

報告書

日本電信電話公社法案

右は別紙の通り両院協議会の成案が成立した。

よつて報告する。

昭和二十七年七月二十九日

日本電信電話公社法案両院協議会

衆議院協議委員議長　倉石忠雄

衆議院議長林譲治殿

〔別紙〕

日本電信電話公社法案両院協議会成案

参議院議決の通りとする。

〔倉石忠雄君登壇〕

○倉石忠雄君　ただいま議題となりました通商産業省設置法案外十件の両院協議会成案につきまして、両院協議会の経過及び結果を簡単に御報告申し上げます。

まず通商産業省設置法案、通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案、農林省設置法等の一部を改正する法律案、大蔵省設置法の一部を改正する法律案及び大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案の両院協議会成案について御報告申し上げます。

本院の協議委員議長には不肖私、副議長には西村久之君が当選いたしました。

なお両院協議会におきましては、本院の八木一郎君及び参議院の楠見義男君よりそれぞれ衆議院及び参議院の議決の趣旨について説明を聞きました後、懇談に入り、種々協議いたしました結果、衆議院も参議院も今回の行政機構改革については決して満足すべきものではなく、今後両院一致して機構の簡素化及び能率化に協力すべきものである点において見解を同じくいたしたのでありますが、今回は一応参議院議決の通りといたすことにいたしまして、参議院議決案を協議会の成案とするに決定いたしました。しかして、今後の機構改革について、本協議会といたしましては特に申合せを行い、これを各院にそれぞれ報告することに決定いたしました。その申合せは、中央及び地方を通ずる行政機構につき徹底的な調査研究を行い、理想的な機構を確立するため、強力な調査機構を設くべしというのであります。

次に、保安庁法案、海上公安局法案、運輸省設置法の一部を改正する法律案、国家行政組織法の一部を改正する法律案及び行政機構職員定員法の一部を改正する法律案の両院協議会成案について御報告申し上げます。

協議会におきましては、会期切迫の際でもあり、両院の議決の相違点も簡単でありましたので、両議院の議決の趣旨の説明を省略し、ただちに協議をいたしました結果、全会一致をもつて参議院の議決案を両院協議会の成案と決定いたした次第であります。

最後に日本電信電話公社法案の両院協議会成案につきまして、協議会の経過及び結果を簡単に御報告申し上げます。

両院協議会におきましては、本院の橋本登美三郎君及び参議院の新谷寅三郎君よりそれぞれ衆議院及び参議院の議決の趣旨の説明を聞きました後協議に入りました。本院側において特に問題といたしました点は、職員に対する給与総額以外の臨時給与に関する点、利益金の国庫納付に関する点、公社の職員の市議会の議員兼職の問題等でありまして、これらの点について参議院側と種々意見の調整をはかりましたが、今日の段階におきましては、一応参議院の議決案を認めるのほかないと考えまして、これを協議会の成案として決定いたした次第であります。

以上御報告を終ります。（拍手）

○副議長（岩本信行君）　まず通商産業省設置法案両院協議会成案、通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案両院協議会成案、農林省設置法等の一部を改正する法律案両院協議会成案、大蔵省設置法の一部を改正する法律案両院協議会成案、大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案両院協議会成案、右五成案を一括して採決いたします。五成案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（岩本信行君）　起立多数。よつて五成案とも可決いたしました。（拍手）

次に、保安庁法案両院協議会成案、海上公安局法案両院協議会成案及び運輸省設置法の一部を改正する法律案両院協議会成案の三案を一括して採決いたします。三成案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（岩本信行君）　起立多数。よつて三成案は可決いたしました。（拍手）

次に国家行政組織法の一部を改正する法律案両院協議会成案につき採決いたします。本成案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（岩本信行君）　起立多数。よつて本成案は可決いたしました。

次に行政機関職員定員法の一部を改正する法律案両院協議会成案につき採決いたします。本成案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（岩本信行君）　起立多数。よつて本成案は可決いたしました。

次に日本電信電話公社法案両院協議会成案につき採決いたします。本成案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（岩本信行君）　起立多数。よつて本成案は可決いたしました。

労働関係調整法等の一部を改正する法律案両院協議会成案

地方公営企業労働関係法案両院協議会成案

○山本猛夫君　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、労働関係調整法等の一部を改正する法律案両院協議会成案及び地方公営企業労働関係法案両院協議会成案の両案を一括議題となし、両院協議会協議委員議長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長（岩本信行君）　山本君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岩本信行君）　御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

労働関係調整法等の一部を改正する法律案両院協議会成案及び地方公営企業労働関係法案両院協議会成案の両案を一括して議題といたします。両院協議会協議委員議長の報告を求めます。倉石忠雄君。

報告書

労働関係調整法等の一部を改正する法律案

右は別紙の通り両院協議会の成案が成立した。

よつて報告する。

昭和二十七年七月二十九日

労働関係調整法等の一部を改正する法律案両院協議会

衆議院協議委員議長　倉石忠雄

衆議院議長林譲治殿

〔別紙〕

労働関係調整法等の一部を改正する法律案両院協議会成案

第一條労働関係調整法の改正規定の参議院議決案第三十五條の二第二項中「同意を得なければならない。」を「意見を聞かなければならない。」に改め、同條第三項及び第四項を削り、同條第五項を同條第三項とする。

同参議院議決案第三十五條の三第一項中「第五項」を「第三項」に改める。

第二條公共企業体労働関係法の改正規定の参議院議決案第十六條に関する部分を次のように改める。

第十六條第一項中「公共企業体」を「公共企業体等」に改め、同條第二項中「十日以内に、」の下に「事由を附し」を加える。

同第四十條第一項を次のように改め、同條第二項から第四項までは衆議院議決の通りとする。

左に掲げる法律の規定は、第二條第二項第二号の職員（第四條第一項但書に規定する者を除く。）については、適用しない。

一　国家公務員法第三條第三項から第五項まで、第十七條から第二十條まで、第二十二條、第二十三條、第二十八條第一項後段及び同條第二項、第二十九條から第三十二條まで、第六十三條から第七十一條まで、第七十三條、第七十五條第三項、第七十七條、第八十四條第二項、第八十六條から第八十八條まで、第九十六條第二項、第九十八條（第一項及び第四項を除く。）、第百條第四項、第百一條第三項、第百六條並びに附則第十六條の規定

二　国家公務員法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）附則第三條の規定

三　国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）の規定

四　一般職の職員の給與に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の規定

五　国家公務員の職階制に関する法律（昭和二十五年法律第百八十号）の規定

六　国家公務員に対する年末手当の支給に関する法律（昭和二十五年法律第二百六十六号）の規定

その他は、参議院議決の通りとする。

報告書

地方公営企業労働関係法案

右は別紙の通り両院協議会の成案が成立した。

よつて報告する。

昭和二十七年七月二十九日

地方公営企業労働関係法案両院協議会

衆議院協議委員議長　倉石忠雄

衆議院議長林譲治殿

〔別紙〕

地方公営企業労働関係法案両院協議会成案

参議院議決案第十條第二項中「十日以内に、」の下に「理由を附し」を加え、同條第四項を削る。

第十一條は、衆議院議決の通りとする。

その他は、参議院議決の通りとする。

〔倉石忠雄君登壇〕

○倉石忠雄君　ただいま議題と相なりました労働関係調整法等の一部を改正する法律案及び地方公営企業労働関係法案の両院協議会成案につきまして、協議会の経過及び結果を御報告申し上げます。

本院の協議委員の立場によりまして議長には不肖私、副議長には西村久之君が当選いたしました。なお参議院の協議委員の議長には一松政二君、副議長には波多野林一君がそれ〴〵当選されました。

両院協議会におきましては、本院の島田末信君及び参議院の中村正雄君よりそれ〴〵衆議院及び参議院の議決の趣旨の説明を聞きました後協議に入り、緊急調整の決定に関する点、公共企業体における予算上、資金上支出不可能な協定とその措置に関する点、国営企業職員に関する国家公務員法等の適用除外の点、地方公営企業における予算上履行不可能な協定についての措置に関する点及び地方公営企業における争議行為の禁止規定に関する点等、数点にわたり協議しまして、意見の調整に努め、昨夜夜半に至るまで慎重に検討を重ねましたが、会期も切迫いたしました今日の段階におきましては、なるべくすみやかに結論を出す必要がございますので、本院の側より最終的な案を提示いたしまして、昨日これを協議案として協議を進めました結果、成案として成立いたしました。

以下、協議会の成案の要旨を概略申し上げます。

まず労働関係調整法等の一部を改正する法律案に関する成案の第一点は、緊急調整の決定は政府の責任において決定すべきものでありますが、参議院側の申労委尊重の考え方を考慮に入れまして、参議院の修正による中労委の事前の同意を得て決定するという点は、中労委の意見を聞かなければならないことといたしました。

第二点は、公共企業体労働関係法第十六條に定めている予算上、資金上不可能な資金の支出を内容とする協定が締結された場合の措置につきまして、参議院の修正によれば、政府が国会の承認を得るため、でき得る限りの措置を講ずる義務を課しておりましたのを、協定の承認を求める際に事由を付することとし、その他の点は従来の慣行上確立しているところにゆだねることといたした次第であります。

第三点は、国営企業の職員に関する国家公務員法等の適用除外の規定は、参議院の修正のごとく包括的なものにするときは、かえつて職員の不利益になる面も生ずるのでありますから、適用除外の規定を明確に規定することといたしました。その他は参議院の議決の通りであります。

次に地方公営企業労働関係法案の成案は、第一に、予算上、資金上不可能な資金の支出を内容とする協定について、国営企業の場合と同様、事由を付して当該地方議会に提出することとし、特に地方公共団体の長に議会の承認が得られるように、できるだけの措置を講ずるよう努力する義務の規定は置かないことといたし、第二に、参議院の修正による争議行為の共謀、教唆、扇動の禁止規定の削除は、本来の責任者たるべき組合幹部は何らの処分を受けないのに、争議の指令に盲従した一般組合員が処分されるというような不合理な結果を生じまするので、この点は本院議決の通り、争議行為の共謀、教唆、扇動の禁止規定を置くこと、といたしました次第であります。その他は参議院の議決の通りでございます。

以上をもつて報告を終ります。（拍手）

○副議長（岩本信行君）　討論の通告があります。これを許します。前田種男君。

〔前田種男君登壇〕

○前田種男君　私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま上程になりました労働関係調整法の一部改正案並びに地方公企労法案に対する両院協議会の議長の報告に対して反対の討論をいたします。

さきに本院において審議されました労働関係の法案の内容につきましては、自由党は多数の勢力を擁しまして、この内容を十分審議することなく、無理やりに押し切つて、参議院にこの案件を送付したのでございます。参議院はこの内容を十分慎重に審議いたしまして、世論の動向と相一致するところの正当なる修正案を付して本院に回付されたのでございます。しかるにもかかわらず、両院協議会におきましては、さらに吉田内閣の反動性と、しかも自由党の強硬なる態度によつて、正当なる世論に反して再修正をなしたというこの内容に対しましては、われ〴〵は絶対に反対しなければならないのでございます。（拍手）

この意味におきまして、一々の内容の点につきましては、私はその意見を省略いたしまして、全体を通じまして、ただいまの両院協議会の議長の報告に対して絶対反対の意思表示をいたします。

○副議長（岩本信行君）　これにて討論は終局いたしました。

両成案を一括して採決いたします。

この採決は記名投票をもつて行います。労働関係調整法等の一部を改正する法律案両院協議会成案外一成案に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を投票せられんことを望みます。閉鎖。

氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○副議長（岩本信行君）　投票漏れはありませんか。――投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開匣。開鎖。

投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○副議長（岩本信行君）　投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長朗読〕

投票総数　二百五十

可とする者（白票）　百八十

〔拍手〕

否とする者（青票）　七十

〔拍手〕

○副議長（岩本信行君）　右の結果、労働関係調整法等の一部を改正する法律案両院協議会成案外一成案は可決せられました。（拍手）

〔参照〕

労働関係調整法等の一部を改正する法律案両院協議会成案外一成案を可とする議員の氏名

逢澤　寛君　足立　篤郎君
安部　俊吾君　青木　孝義君
青木　正君　青柳　一郎君
淺利　三朗君　麻生太賀吉君
天野　公義君　新井　京太君
有田　二郎君　井上　知治君
生田　和平君　池田　勇人君
池見　茂隆君　石原　登君
稲田　直道君　今村　忠助君
今村長太郎君　植原悦二郎君
内海　安吉君　江崎　真澄君
衛藤　捷一君　江花　靜君
小笠原八十美君　小澤佐重喜君
小野瀬忠兵衛君　尾崎　末吉君
尾関　義一君　茂君
大石　武一君　越智　寛三君
大内　一郎君　大泉　司君
大西　禎夫君　大橋　武夫君
大村　清一君　岡延右エ門君
岡田　五郎君　岡西　明貞君
岡村利右衛門君　奥村又十郎君
押谷　富三君　加藤陽太郎君
鹿野　彦吉君　鍛冶　良作君
柏原　義則君　甲木　保君
門脇勝太郎君　神田　博君
川西　清君　川端　佳夫君
川村善八郎君　川本　末治君
河原伊三郎君　木村　公平君
菊池　義郎君　北澤　直吉君
金原　淳二君　久野　忠治君
倉石　忠雄君　小金　義照君
小坂善太郎君　小平　久雄君
小玉　治行君　小西　寅松君
小西　英雄君　小山　長規君
佐久間　徹君　佐々木秀世君
佐々木盛雄君　佐藤　榮作君
佐藤　重遠君　佐藤　親弘君
坂田　英一君　坂田　道太君
坂本　實君　清水　逸平君
塩田賀四郎君　島田　末信君
澁谷雄太郎君　島村　一郎君
周東　英雄君　鈴木　明良君
鈴木　正文君　關内　正一君
千賀　康治君　田口長治郎君
田嶋　好文君　田中伊三次君
田中　啓一君　田中　元君
田中不破三君　田中　萬逸君
田淵　光一君　多田　勇君
多武良哲三君　楢橋　渡君
高木吉之助君　高木　松吉君
高塩　三郎君　高田　弥市君
高橋　英吉君　高橋　等君
高橋　權六君　高間　松吉君
竹尾　弌君　橋　直治君
玉置　實君　中馬　辰猪君
塚原　俊郎君　土倉　宗明君
辻　寛一君　圓谷　光衛君
坪川　信三君　寺島隆太郎君
寺本　廣君　苫米地英俊君
冨永格五郎君　奈良　治二君
内藤　隆君　中村　幸八君
中山　マサ君　仲内　憲治君
永井　要造君　夛堀源三郎君
二階堂　進君　西村　久之君
根本龍太郎君　橋本登美三郎君
幡谷仙次郎君　畠山　鶴吉君
花村　四郎君　原　健三郎君
平井　義一君　平澤　長吉君
平島　良一君　平野　三郎君
福井　勇君　福田　篤泰君
福田　一君　福永　一臣君
船越　弘君　藤枝　德弥君
保利　茂君　星島　二郎君
細田　榮藏君　堀川　恭平君
本多　市郎君　本間　俊一君
眞鍋　勝君　前尾繁三郎君
牧野　寛索君　増田甲子七君
益谷　秀次君　松井　豊吉君
松浦　東介君　松本　弘君
松永　佛骨君　松野　頼三君
松本　善壽君　丸山　直友君
三宅　則義君　水田三喜男君
水谷　昇君　滿尾　君亮君
南　好雄君　村上　清治君
森　幸太郎君　八木　一郎君
柳澤　義男君　山口　好一君
山口六郎次君　山崎　岩男君
山崎　猛君　山本　猛夫君
吉田吉太郎君　吉武　惠市君
龍野喜一郎君

否とする議員の氏名

有田　喜一君　今井　耕君
大西　正男君　大森　玉木君
岡田　勝二君　北村徳太郎君
小林　信一君　小松　勇次君
河野　金昇君　坂口　主税君
椎熊　三郎君　鈴木　幹雄君
高倉　定助君　床次　徳二君
内藤　友明君　中村　又一君
林　好次君　村瀬　宣親君
早稲田柳右エ門君　受田　新吉君
岡　良一君　川島　金次君
佐竹　新市君　田万　廣文君
戸叶　里子君　土井　直作君
前田榮之助君　前田　種男君
松井　政吉君　松尾トシ子君
松岡　駒吉君　松澤　兼人君
三宅　正一君　水谷長三郎君
門司　亮君　山口シヅエ君
井之口政雄君　加藤　充君
柄澤きよ子君　田島　ひで君
田代　文久君　立花　敏男君
梨木作次郎君　米原　昶君
足鹿　覺君　青野　武一君
稲村　順三君　上林與市郎君
久保田鶴松君　坂本　泰良君
鈴木茂三郎君　田中織之進君
福田　昌子君　八百板　正君
浦口　鉄男君　寺崎　覺君
佐竹　晴記君　石野　久男君
岡田　春夫君　黒田　壽男君

保安庁職員給與法案両院協議会成案

○山本猛夫君　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、保安庁職員給與法案両院協議会成案を議題となし、両院協議会協議委員議長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長（岩本信行君）　山本君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岩本信行君）　御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

保安庁職員給與法案両院協議会成案を議題といたします。両院協議会協議委員議長の報告を求めます。田中啓一君。

〔副議長退席、議長着席〕

報告書

保安庁職員給與法案

右は別紙の通り両院協議会の成案が成立した。

よつて報告する。

昭和二十七年七月三十一日

保安庁職員給與法案両院協議会

衆議院協議委員議長　小澤佐重喜

衆議院議長林譲治殿

〔別紙〕

保安庁職員給與法案両院協議会成案

衆議院議決案の一部を次のように改める。

第二十八條第三項、第六項及び附則中「七月一日」を「八月一日」に改める。

附則第二項中「第二十七條」を「第二十七條、第二十八條」に改める。

附則第十一項國給法第二十三條第五号の改正規定のうち第五号中「海上公安官」の中に「及海上保安士タル海上保安官」を加える。

同第三十八條ノ四の改正規定中「『保安庁に改める。』を『保安庁及海上保安庁に改める。』に改める。

〔田中啓一君登壇〕

○田中啓一君　ただいま議題と相なり

ました保安庁職員給與法案両院協議会成案につきまして、協議会の経過及び結果を簡単に御報告申し上げます。

協議委員の互選の結果、本院の議長には小澤佐重喜君、副議長には不破私が当選いたしました。なお、参議院の協議委員の議長には草葉隆圓君、副議長には杉山昌作君が当選されました。

協議会におきましては、本案につきまして衆議院側からその議決の趣旨について説明があり、参議院側から本院送付の後六十日に至るも審査を終了しなかった理由について説明がありまして協議に入りました。

本案につきましては、保安庁法が八月一日より施行せられる関係から、その職員の給與法案を不成立のままにすることは、はなはだ不当であります点を本院側で強調いたし、一般公務員との不均衡の問題は将来再検討することといたしまして、衆議院議決案に二、三の修正を加えました成案を三分の二以上の多数をもつて決定いたしました。

成案の要旨は、第一に、本法案の施行期日を八月一日とし、第二には、警察予備隊の警察官に対する退職手当の特例の規定を八月一日より適用することとしたこと、及び第三には、海上保安士たる海上保安官を、従来通り恩給法上の警察監獄職員として存続し、海上保安庁の本船、巡視船に乗員として勤務する者についても、従来通り同法上の不健康業務としての恩給加算を行うこととしまして、その他は衆議院の議決案の通りであります。

右御報告を申し上げます。（拍手）

○議長（林譲治君）　採決いたします。本成案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（林譲治君）　起立多数。よつて本成案は可決いたしました。（拍手）

第十四　輸出取引法案（内閣提出、参議院同付）

第十五　特定中小企業の安定に関する臨時措置法案（本院提出、参議院同付）

○議長（林譲治君）　日程第十四、輸出取引法案の参議院回付案、日程第十五、特定中小企業の安定に関する臨時措置法案の参議院回付案、右両案を一括して議題といたします。

輸出取引法案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十七年七月七日

参議院議長　佐藤　尚武

衆議院議長林譲治殿

（――は衆議院修正）

輸出取引法案の一部を次のように修正する。

附　則

1　この法律の施行期日は、公布の日から起算して二月をこえない期間内において政令で定める。

2　輸出品取締法（昭和二十三年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第九條を次のように改める。

3　外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第九條　削除

第五十條　削除

第五十條を次のように改める。

第五十條　削除

4　通商産業省設置法（昭和二十七年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第二十四條第一項の表中

輸出入協議会	輸出振興並びに輸入物資の買付及び配分に関する重要事項を調査審議すること。
輸出取引審議会	輸出取引に関する重要事項を調査審議すること。

を

輸出入協議会	輸出振興並びに輸入物資の買付及び配分に関する重要事項を調査審議すること。
輸出取引審議会	輸出組合の組合員の遵守すべき事項を認可すること。

に改める。

第四條第一項中第二十三号の次に次の一号を加える。

二十三の二　輸出業者の協定及び輸出組合の組合員の遵守すべき事項を認可すること。

特定中小企業の安定に関する臨時措置法案

右の貴院提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十七年七月七日

参議院議長　佐藤　尚武

衆議院議長林譲治殿

（小字及び――は参議院修正）

特定中小企業の安定に関する臨時措置法案の一部を次のように修正する。

別表

一　綿織物又はステープルファイバー織物の製造業

二　毛織物の製造業又は染色整理業

三　絹織物又は人絹織物の製造業又は染色加工業

四　メリヤス生地又はメリヤス製品の製造業

五　漁網製造業

六　組ひも、よりひも、幅五インチ未満の織物又は編レースの製造業

七　ねん糸業

八　蹴綿製造業

ガーゼ、脱脂綿、家庭衛生綿又はほう帯の製造業

九　マッチ製造業

十　ゴム製品製造業で政令で定めるもの

十一　陶磁器製造業で政令で定めるもの

十二　漆器製造業で政令で定めるもの

十三　ほうろう鉄器製造業で政令で定めるもの

○議長（林譲治君）　両案を一括して採決いたします。両案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（林譲治君）　起立多数。よつて両案とも参議院の修正に同意するに決しました。

第十六　電源開発促進法案（本院提出、参議院同付）

○議長（林譲治君）　日程第十六、電源開発促進法案の参議院同付案を議題といたします。

電源開発促進法案

右の貴院提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十七年七月七日

参議院議長　佐藤　尚武

衆議院議長林譲治殿

（小字及び――は参議院修正）

電源開発促進法案の一部を次のように修正する。

目次

第一章　総則（第一條―第六條）

第二章　電源開発調整審議会（第七條―第十二條）

第三章　電源開発株式会社（第十三條―第三十八條）

附則

第一章　総則

（目的）

第一條　この法律は、すみやかに電源の開発及び送電変電施設の整備を行うことにより、電気の供給を増加し、もつてわが国産業の振興及び発展に寄與することを目的とする。

（定義）

第二條　この法律において「電源開発」とは○水力又は火力による発電のため必要なダム、水路、貯水池、建物、機械、器具その他の工作物の設置若しくは改良又はこれらのため必要な工作物の設置若しくは改良をいう。

電源開発基本計画に基き、電源開発のうち、その規模が大であり、又は国土の総合的な開発、利用及び保全に関し特に考慮することを要するものであるため、政府において会社が行うべきものと定められた地点における電源開発のものをすみやかに行い、電気の供給を増加することを目的とする株式会社とする。

2　基本計画において会社が行うべき電源開発の地点を定める場合には、その地点は、左の各号の一に該当するもののうち、会社以外の者が具体的な計画を限して電源開発を行うべきことを主務官庁に申し出たものであつて審査会において、その計画の内容が適当であり、且つ、その計画の実施が可能であると認められたものに係る地点を除いた地点に限る。

一　只見川その他の河川等に係る大規模な又は実施の困難な電源開発

二　国土の総合的な開発、利用及び保全に関し特に考慮を要する北上川その他の河川等に係る電源開発

三　電力の地域的な需給を調整する等のため特に必要な、火力又は球磨川その他の河川等に係る電源開発

（事務所）

第十三條　会社は、本店を東京都に置く。

2　会社は、必要な地に支店又は出張所を置くことができる。

（株式）

第十四條　会社の発行する株式の総数は、一億株とする。

2　会社の株式は、額面株式とし、一株の金額を千円とする。

3　政府は、常時、会社の発行済株式の総数の二分の一以上に当る株式を保有していなければならない。

（電源開発に関する総合調整）

第三條　経済安定本部総裁は、○国土の総合的な開発、利用及び保全、電力の需源開発の円滑な実施を図るための他、特に必要があると認めるため、本計画の様式（以下「本計画」という。）を定め、電源開発に関する総合調整を行うときは、国土の総合的な開発、利用及び保全、電力の需給その他の事項を考慮し、関係行政機関の施策及び計画の総合調整を行うものとする。

2　経済安定本部総裁は、前項の規定により本計画を定めるときは、遅滞なく、これを国の機関行政機関の長に送付するとともに、政令の定めるところにより、公表しなければならない。

3　前項の規定により公表された事項に関し利害関係を有する者は、同項の公表の日から三十日以内に、政令の定めるところにより、国の行政機関の長にその意見を申し出ることができる。

4　前項の規定により意見の申出があつたときは、国の行政機関の長は、これをしんしやくして必要な措置を講じなければならない。

（電源開発に関する総合調整）

第四條　国の行政機関の長は、河川法（明治二十九年法律第七十一号）その他の法令の規定による他の行政機関の処分が、電源開発の円滑な実施に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、又は電源開発の実施が国土の総合的な開発、利用及び保全に重大所管する国の行政機関の長に対し協議を求めることができる。

2　国の行政機関の長は、前項の規定による協議をした場合において必要があるときは、経済安定本部総裁に対し、その旨を申し出て、総合調整を行うべきことを求めることができる。

3　経済安定本部総裁は、前項の規定により総合調整を行うべきことを求められたときは、電源開発調整審議会の審議に付さなければならない。

○及び配分

（資金の確保）

第五條　政府は、電源開発及び送電変電施設の整備（以下「電源開発等」という。）に必要な資金の確保に努めなければならない。

2　電源開発等を行う者に対し、その資金の公正な配分が行われるよう○に努めなければならない。

（公共事業の施行及び費用の負担）

第六條　国又は地方公共団体は、公共の利益のため河川、湖沼又は道路に関して国又は地方公共団体が施行する工事（以下「公共事業」という。）が電源開発等と密接な関連を有する場合においては、電源開発等を行う者に対し、当該公共事業の施行を委託することができる。

2　前項の規定により委託する場合における公共事業の施行のため必要な費用の負担の方法及び割合は、政令で定める。

（損失補償）

第七條　電源開発等により生ずる農地、林野、宅地等の水没、かんがい水、飲料水又は工業用水の不足、木材の流送の支障、さく河魚類の減少その他の事由により損失を受ける者があるときは、当該電源開発等を行う者は、その者に対し、公正な補償をすることに努めなければならない。

第二章　電源開発調整審議会

（設置）

第七條　経済安定本部に、電源開発調整審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第八條　審議会は、左に掲げる事項をつかさどる。但し、第三号から第四号までの事項については、第四條第三項の規定によりその審議に付せられた場合に限る。

一　電源開発基本計画に関し調査審議すること。

二　電源開発に要する資金の調達及び配分に関し調査審議すること。

三　電源開発を行う者の決定に関し調査審議すること。

四　電源開発の規模、方式等に関し調査審議すること。

五　電源開発のための水及び土地に関する権利の調整○に関し調査審議すること。

六　第六條第二項の規定による費用の負担の方法及び割合の基準を作成すること。

七　第二十三條第二項に規定する貸付又は譲渡についての認可の基準を作成○並びに同條第四項の規定により損失を受けた者に対し調査審議すること。

八　前各号に掲げるものの外、電源開発の促進及び総合調整に関し必要な事項を調査審議すること。

（組織）

第九條　審議会は、会長及び委員十人をもつて組織する。

2　会長は、経済安定本部総裁をもつて充てる。

3　委員は、左に掲げる者をもつて充てる。

一　大蔵大臣

二　農林大臣

三　通商産業大臣

四　建設大臣

五　経済安定本部総務長官

六　公益事業委員会委員長

七　地方自治庁長官

八　学識経験がある者のうちから、経済安定本部総裁が任命する者七人

4　前項第八号に掲げる委員（以下「任命委員」という。）の任期は、三年とする。但し、補欠の任命委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5　任命委員は、再任されることができる。

6　経済安定本部総裁は、任命委員が心身の故障その他の事由に因り職務を行うに適しないと認めたときは、任期中でも解任することができる。

7　会長及び委員は、非常勤とする。

（関係都道府県知事の意見の聴取）

第十○條　審議会は、その所掌事務を処理するため必要があるときは、関係都道府県知事の出席を求め、その意見をきかなければならない。

（政令への委任）

第十一條　この法律に定めるものの外、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章　電源開発株式会社

（会社の目的）

第十二條　電源開発株式会社（以下「会社」という。）は、基本計画において政府の定める

4　会社はその設立に際し、五百万株を発行するものとする。

5　会社は、新株を発行しようとするときは、主務官庁の認可を受けなければならない。

（利息配当の特例）

第十五條　会社は、開業前に利息の配当をすべきことを定めた場合においても、政府の保有する株式については、利息の配当をすることができない。

（商号の使用制限）

第十六條　会社以外の者は、その商号中に電源開発株式会社という文字を使用してはならない。

（役員）

第十七條　会社に、役員として、総裁一人、副総裁一人、理事五人以内及び監事二人を置く。

第十八條　総裁は、会社を代表する。

2　副総裁は、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行う。

3　理事は、総裁及び副総裁に事故があるときは総裁の職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときは総裁の職務を行う。

4　監事は、会社の会計を監査する。

第十九條　総裁、副総裁、理事及び監事は、○株主総会の議決をもつて、○内閣が任命する。

第二十○條　総裁、副総裁及び理事の任期は、二年、監事の任期は、一年とする。

2　総裁、副総裁、理事及び監事は、再任されることができる。

第二十一條　総裁、副総裁及び理事は、他の職務又は商業に従事することができない。但し、主務官庁の承認を受けたときは、この限りでない。

（事業の範囲）

第二十二條　会社は、その目的を達成するため、左の事業を営むものとする。

一　水力を利用する発電のための電源開発及びこれに附帯する送電変電施設の整備

二　発電施設及び送電変電施設の貸付又は譲渡

三　電気事業者に対する電気の供給

四　前各号に掲げるものの外、その他会社の目的を達成するために必要な事業

2　会社が前項第二号の規定により発電施設及び送電変電施設を貸付又は譲渡し又は同項第四号に掲げる事業を営もうとするときは、主務官庁の認可を受けなければならない。

3　会社が第一項第三号の規定により電気事業者に対する電気の供給をしようとするときは、その供給量、供給についての料金及び供給の相手方について主務官庁の認可を受けなければならない。この場合においては、公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三号）第四十條の規定は、適用しない。

4　主務官庁は、前項の発電施設及び送電変電施設の貸付又は譲渡○並びに前項の料金○についての認可に当つては、経済安本総裁に協議して貸付又は譲渡の相手方及び価額等に関し審議会の意見を求め、その意見を尊重して、これをしなければならない。

（社債発行限度の特例）

第二十三條　会社は、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百九十七條の規定による制限をこえて社債を募集することができる。但し、資本及び準備金の総額又は最終の貸借対照表により会社に現存する純財産額のいずれか少い額の十倍をこえてはならない。

（一般担保）

第二十四條　会社の社債権者は、会社の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2　前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

（工場抵当法の適用）

第二十六條　会社の所有する発電施設又は送電変電施設は、工場抵当法（明治三十八年法律第五十四号）第一條の工場とみなし、同法の規定を適用する。この場合において、同法第十三條、第二十四條、第二十五條、第二十七條第一号及び第三号、第二十九條及び第三十三條第一項（同法第四十三條においてこれらの規定を準用する場合を含む）の規定は、第二十三條第一項第二号の規定による発電施設又は送電変電施設を目的とする貸借権については、適用しない。

（外貨債務の保証）

第二十五條　政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三條の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、会社の外貨で支拂わなければならない債務について、保証契約をすることができる。

（土地の立入等）

第二十六條　会社は、発電施設又は送電変電施設の設置又は改良に関する測量、実地調査又は工事のため必要があるときは、都道府県知事の許可を受けて、その職員に、他人の土地に立ち入り、又は支障となる竹木を伐採させることができる。

2　都道府県知事は、前項の許可の申請があつたときは、土地の所有者及び占有者又は竹木の所有者にその旨を通知して、意見書を提出する機会を與えなければならない。

3　会社は、第一項の規定によりその職員に他人の土地に立ち入り、又は竹木を伐採させるときは、あらかじめ土地の占有者又は竹木の所有者に通知しなければならない。

4　第一項の規定により他人の土地に立ち入り、又は竹木を伐採する会社の職員は、都道府県知事の許可を受けたことを証明する書面を携帯し、土地の占有者又は竹木の所有者の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

5　会社は、第一項の規定によりその職員に他人の土地に立ち入り、又は竹木を伐採させたときは、これによつて生じた損失を補償しなければならない。

（監督）

第二十七條　会社は、主務官庁が、この法律の定めるところに従い監督する。

2　主務官庁は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

第二十八條　会社は、弁済期限が一年をこえる資金を借り入れようとするときは、主務官庁の認可を受けなければならない。

第三十一條　会社は、主務官庁の認可を受けなければ発電施設及び送電変電施設を所有権及び貸借権以外の権利の目的とすることができない。

第二十九條　会社の定款の変更、利益金の処分、社債の募集、合併及び解散の決議は、主務官庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第三十○條　会社は、毎営業年度の事業計画を定め、主務官庁の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（役員の解任）

第三十一條　内閣は、会社の役員の行為が法令若しくは法令に基く処分又は定款に違反すると認めるときは、これを解任することができる。

（報告及び検査）

第三十二條　主務官庁は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社からその業務の状況に関する報告を徴し、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必

要な物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

3　第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（罰則）

第三十三[六]條　前條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした会社の役員又は職員は、五万円以下の罰金に処する。

第三十四[七]條　第三十二[五]條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、五万円以下の罰金に処する。

第三十五[八]條　会社の役員又は職員が会社の業務に関し前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、会社に対して各本條の刑を科する。

第三十六[九]條　左の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした会社の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一　第二十二[三]條第二項（[二]若しくは[三]の規定に違反したとき。

二　第二十七[九]條第二項の規定による命令に違反したとき。

第三十八[十一]條　第十六[七]條の規定に違反した者は、二万円以下の過料に処する。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　主務官庁は、設立委員を命じて、会社の設立に関する事務を処理させる。

3　設立委員は、定款を作成して主務官庁の認可を受けなければならない。

4　設立委員は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、会社の設立に際し発行する株式の総数のうち、政府が引き受けない株式につき、株主を募集しなければならない。

5　株式申込証には、定款の認可の年月日を記載しなければならない。

6　設立委員は、株主の募集を終つたときは、株式申込証を政府に提出し、その検査を受けなければならない。

7　設立委員は、前項の検査を受けた後、遅滞なく、各株につきその発行価額の全額の拂込をさせなければならない。

8　前項の拂込があつたときは、設立委員は、遅滞なく、創立総会を招集しなければならない。

9　創立総会が終結したときは、設立委員は、その事務を会社の総裁に引き渡さなければならない。

10　商法第百六十七條、第百八十一條及び第百八十五條の規定は、会社の設立については、適用しない。

11　この法律の施行の際、現にその商号中に電源開発株式会社という文字を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその商号を変更しなければならない。

12　第十六[七]條の規定は、前項の期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

13　日本開発銀行は、当分の間、日本開発銀行法（昭和二十六年法律第百八号）第十八條の規定にかかわらず、会社の株式を引き受けることができる。

14　第十四[五]條第三項又は第十五[六]條の規定の適用に関しては、日本開発銀行が前項の規定により引き受けて保有する株式は、政府において保有するものとみなす。

15　会社の最初の役員の任命に対する第二十條の規定の適用に関しては、第八項の規定による創立総会を株主総会とみなす。

[15 16]　第四項の規定の適用に関しては、日本開発銀行が第十三項の規定によつてする引受は、政府においてする引受とみなす。

[16 17]　経済安定本部設置法（昭和二十四年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第十五條第一項の表中国土調査審議会の項の次に次のように加える。

電源開発調整審議会	電源開発促進法（昭和二十七年法律第　号）の規定によりその所掌事務に属せしめられた事項を行うこと。

[17 18]　経済関係閣僚の整備に関する法律（昭和十九年法律第四号）の一部を次のように改正する。

別表乙号第十号を次のように改める。

十　電源開発株式会社

[18 19]　租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第十條の次に次の一條を加える。

第十條の二　電源開発株式会社が、左の各号に掲げる事項について、登記を受ける場合における登録税は、これを免除する。但し、第一号及び第二号の登記については、資本の金額又は増加資本の金額のうち、政府出資に係るものに限る。

一　会社の設立

二　会社の資本増加

三　電源開発及びこれに附帯する送電変電施設の整備の用に供する土地又は建物に関する権利の取得又は所有権の保存

電源開発株式会社が発行する社債であつて、商法第三百三條又はその準用規定による拂込があつた日（売出の方法により発行した場合においては、売出満了の日）から最終の償還期限に至る期間が一年をこえるものの拂込の登記についての登録税の額は、登録税法第六條第十一号の規定にかかわらず、千分の一・五とする。

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三百四十九條の次に次の一條を加える。

（発電施設に対する固定資産税の税率の特例）

第三百四十九條の二　発電、送電又は変電のための家屋、もつぱら発電、送電又は変電の用に供する機械器具を収容するものに限る。）及び償却資産であつて、昭和二十七年四月一日以後に固定資産課税台帳に登録されたものに対して課する固定資産税の税率は、登録された日の属する年の翌年の四月一日から三年間は、前條の規定にかかわらず、百分の〇・八をこえることができない。

第三百五十條第一項中「前條」を「第三百四十九條」に改める。

[20 21]　公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二十一項の次に次の一項を加える。

（自家用発電事業者の土地の立入等）

22　第三項の場合において、同項の規定によりなお効力を有する旧電気事業法第三十條第二項に規定する電気を供給又は使用する事業を営む者については、第

七十五條から第七十八條までの規定を準用する。この場合において、第七十五條第五項中「委員会」とあるのは、「通商産業大臣」と読みかえるものとする。

[21][22]

資金運用部資金法（昭和二十六年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第七條第一項第九号の次に次の二号を加える。

十　電源開発株式会社の発行する社債

十一　電源開発株式会社に対する貸付

[22][23]

土地收用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三條第十七号の次に次の二号を加える。

十七の二　電源開発株式会社が設置し、又は改良する発電施設又は送電変電施設

十七の三　公共事業令附則第三項の場合において、同項の規定によりなお効力を有する旧電気事業法第三十條第二項に規定する電気を供給又は使用する事業を営む者が設置し、又は改良する発電施設又は送電変電施設

○議長（林譲治君）　採決いたします。本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（林譲治君）　起立多数。よつて参議院の修正に同意するに決しました。

昭和二十七年七月三十一日　衆議院会議録第七十号　地方自治法の一部を改正する法律案（参議院同付）

第十七　地方自治法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院同付）

○議長（林譲治君）　日程第十七、地方自治法の一部を改正する法律案の参議院同付案を議題といたします。

地方自治法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十七年七月九日

参議院議長　佐藤　尚武

衆議院議長林譲治殿

（小字及び――は参議院修正）

地方自治法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第百五十八條第一項から第三項までを次のように改める。

都道府県知事の権限に属する事務を分掌させるため、都道府県に條例で左の局部を置くものとする。

第一　都

一　総務局

(一)　職員の進退及び身分に関する事項

(二)　議会及び都の行政一般に関する事項

(三)　市町村その他公共団体の行政一般に関する事項

(四)　統計、広報、條例の立案その他他局の主管に属しない事項

二　財務局

(一)　都の歳入歳出予算その他の財務に関する事項

三　主税局

(一)　都税及び都税に係る税外收入に関する事項

四　民生局

(一)　社会福祉に関する事項

(二)　社会保障に関する事項

五　衛生局

(一)　保健衛生に関する事項

(二)　保健所に関する事項

六　労働局

(一)　労働に関する事項

七　経済局

(一)　農業、工業、商業、林業及び水産業に関する事項

(二)　農地関係の調整並びに開拓及び入植に関する事項

(三)　物資の配給及び物価の統制に関する事項

(四)　計量及び高圧ガス等の取締に関する事項

八　建設局

(一)　建設及び復興一般に関する事項

(二)　都市計画に関する事項

(三)　道路及び河川に関する事項

(四)　土木に関する事項

九　建築局

(一)　住宅及び建築に関する事項

十　港湾局

(一)　港湾に関する事項

第二　道

一　総務部

(一)　職員の進退及び身分に関する事項

(二)　議会及び道の行政一般に関する事項

(三)　道の歳入歳出予算、税その他の財務に関する事項

(四)　市町村その他公共団体の行政一般に関する事項

(五)　統計、広報、條例の立案その他他部の主管に属しない事項

二　民生部

(一)　社会福祉に関する事項

(二)　社会保障に関する事項

三　衛生部

(一)　保健衛生に関する事項

(二)　保健所に関する事項

四　商工部

(一)　商業及び工業に関する事項

(二)　物資（農林水産物資を除く。）の配給及び物価の統制に関する事項

(三)　計量及び高圧ガス等の取締に関する事項

五　農林部

(一)　農業、林業及び水産業に関する事項

(二)　農地関係の調整に関する事項

(三)　農林水産物資の配給に関する事項

六　労働部

(一)　労働に関する事項

七　土木部

(一)　道路及び河川に関する事項

(二)　都市計画に関する事項

(三)　港湾その他土木に関する事項

八　建築部

(一)　住宅及び建築に関する事項

九　開拓部

(一)　開拓及び入植に関する事項

第三　人口二百五十万以上の府県

一　総務部

(一)　職員の進退及び身分に関する事項

(二)　議会及び府県の行政一般に関する事項

(三)　府県の歳入歳出予算、税その他の財務に関する事項

(四)　市町村その他公共団体の行政一般に関する事項

(五)　統計、広報、條例の立案その他他部の主管に属しない事項

二　民生部

(一)　社会福祉に関する事項

(二)　社会保障に関する事項

三　衛生部

(一)　保健衛生に関する事項

(二)　保健所に関する事項

四　商工部

(一)　商業及び工業に関する事項

(二)　物資（農林水産物資を除く。）の配給及び物価の統制に関する事項

(三)　計量及び高圧ガス等の取締に関する事項

五　農林部

(一)　農業、林業及び水産業に関する事項

(二)　農地関係の調整に関する事項
(三)　開拓及び入植に関する事項
(四)　農林水産物資の配給に関する事項
六　労働部
(一)　労働に関する事項
七　土木部
(一)　道路及び河川に関する事項
(二)　都市計画に関する事項
(三)　港湾その他土木に関する事項
八　建築部
(一)　住宅及び建築に関する事項
第四　人口百万以上二百五十万未満の府県
一　総務部
(一)　職員の進退及び身分に関する事項
(二)　議会及び府県の行政一般に関する事項
(三)　府県の歳入歳出予算、税その他の財務に関する事項
(四)　市町村その他公共団体の行政一般に関する事項
(五)　統計、広報、条例の立案その他他部の主管に属しない事項
二　民生労働部
(一)　社会福祉に関する事項
(二)　社会保障に関する事項
(三)　労働に関する事項
三　衛生部
(一)　保健衛生に関する事項
(二)　保健所に関する事項
四　商工部
(一)　商業及び工業に関する事項
(二)　物資（農林水産物資を除く。）の配給及び物価の統制に関する事項
(三)　計量及び高圧ガス等の取締に関する事項
五　農林部
(一)　農業、林業及び水産業に関する事項
(二)　農地関係の調整に関する事項
(三)　開拓及び入植に関する事項
(四)　農林水産物資の配給に関する事項
六　土木部
(一)　道路及び河川に関する事項
(二)　都市計画に関する事項
(三)　住宅及び建築に関する事項
(四)　港湾その他土木に関する事項
第五　人口百万未満の府県
一　総務部
(一)　職員の進退及び身分に関する事項
(二)　議会及び府県の行政一般に関する事項
(三)　府県の歳入歳出予算、税その他の財務に関する事項
(四)　市町村その他公共団体の行政一般に関する事項
(五)　統計、広報、条例の立案その他他部の主管に属しない事項
二　厚生労働部
(一)　社会福祉に関する事項
(二)　社会保障に関する事項
(三)　保健衛生に関する事項
(四)　保健所に関する事項
(五)　労働に関する事項
三　経済部
(一)　農業、工業、商業、林業及び水産業に関する事項
(二)　農地関係の調整に関する事項
(三)　開拓及び入植に関する事項
(四)　物資の配給及び物価の統制に関する事項
(五)　計量及び高圧ガス等の取締に関する事項
四　土木部
(一)　道路及び河川に関する事項
(二)　都市計画に関する事項
(三)　住宅及び建築に関する事項
(四)　港湾その他土木に関する事項

前項の規定により局部の○数を減じ、又はその分掌する事務を変更し、又は局部を増加するため条例を設け又は改正しようとするときは、都道府県知事は、あらかじめ内閣総理大臣に協議しなければならない。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して三月をこえない期間内において政令で定める日から施行する。

2　この法律施行の際現に効力を有する法律の規定で、改正後の地方自治法の規定に基いて法律又はこれに基く政令で規定しなければならないものについて総理府令、法務府令、省令その他の政令以外の命令で定めることを認めているものについては、この法律施行の日から起算して一年以内に、改正後の地方自治法の規定に適合するように改正の措置がとられなければならない。

3　この法律施行の際現に効力を有する総理府令、法務府令、省令その他の政令以外の命令の規定で、改正後の地方自治法の規定に基いて法律又はこれに基く政令で規定しなければならないものを定めているものは、前項の規定により法律改正がなされるまで又はこの法律施行の日から起算して一年以内において法律に基く政令で規定されるまでは、なお、その効力を有する。

4　この法律施行の際改正前の地方自治法第七條第一項若しくは第二項の規定により既になされている市町村の境界の変更に関する処分、改正前の地方自治法第八條第三項の規定により既になされている町村を市とし、若しくは市を町村とする処分若しくは村を町とし、若しくは町を村とする処分又はこれらの処分の効力については、改正後の地方自治法第七條第二項及び第七項並びに第八條第三項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

5　改正前の地方自治法第九條の規定に基き提起されている訴訟又は事件で、この法律施行の際現に裁判所に係属しているものについては、改正後の地方自治法第九條、第九條の二及び第二百五十五條の二の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

6　都道府県又は市町村若しくは特別区の議会の議員の定数は、改正後の地方自治法第九條又は第九十一條若しくは第二百八十三條において準用する改正後の同法第九十一條の規定にかかわらず、この法律施行の際現にその職にある議員の任期中に限り、従前の定数をもつて定めるものとする。

7　改正前の地方自治法第百五十八條第一項から第三項までの規定により設けた都道府県の局部は、改正後の同法第百五十八條第一項から第三項までの規定にかかわらず、この法律施行の日から起算して五月以内に限り、なお、従前の例により存続させることができる。

7 この法律施行の際現にその職にある副市長は、改正後の地方自治法第百六十八條の規定にかかわらず、その者が選任された日から起算して四年以内に限り、なお、従前の例により在職するものとする。

8 この法律施行の際現にその職にある都道府県、市町村及び特別区の選挙管理委員は、改正後の地方自治法第百八十一條第二項及び第百八十二條第四項並びに第二百八十三條において準用する改正後の同法第百八十一條第二項及び第百八十二條第四項の規定にかかわらず、その任期中に限り、なお、在職するものとする。補充員であるものの在職についても、また、同様とする。

9 改正前の地方自治法第百九十五條第三項但書の規定により監査委員を置く市においてこの法律施行の際現に監査委員の職にある者は、改正後の地方自治法第百九十五條第三項但書の規定にかかわらず、その任期中に限り、なお、在職するものとする。

10 この法律施行の際現に地方公共団体が共同して設置している地方公共団体の委員会、附属機関若しくは職員又はこの法律施行の際現に他の地方公共団体に委託されている地方公共団体の事務は、この法律施行の日から起算して一年以内において、改正後の地方自治法の規定に適合するようにこれを改めるものとし、改正後の地方自治法の規定による共同設置又は事務の委託が行われるまでは、なお、従前の例による。

11 この法律施行の際地方自治法第二百五十九條第一項又は第三項の規定によりなされている郡の区域をあらたに国に、若しくは廃止し、又は郡の区域を変更する処分の効力については、改正後の地方自治法第二百五十九條第四項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

12 地方自治法附則第二條但書によりなお効力を有する旧東京都制第百八十九條から第百九十一條まで及び第百九十八條の規定は、改正後の地方自治法第二百八十一條第二項各号に掲げる事務並びに第二百八十一條の二第二項に規定する特別区の区長の権限に属する事務に関しては、その適用はないものとする。

13 政令で特別の定をするものを除く外、改正後の地方自治法第二百八十一條第二項各号に掲げる事務で、この法律施行の際現に都が処理しているものは、この法律施行の日から起算して九十日以内に特別区に引き継がなければならない。

14 この法律施行の際現にその職にある特別区の区長は、改正後の地方自治法第二百八十一條の二第一項の規定にかかわらず、その任期中は、なお、従前の例により在職するものとする。

15 改正後の地方自治法第二百八十一條の二第二項又は同條第四項において準用する改正後の同法第二百八十一條の二第二項の規定により特別区の長、委員会又は委員の権限に属する事務で、この法律施行の際現に都知事、都の委員会又は委員の権限に属するものは、この法律施行の日から起算して九十日以内に特別区の長、委員会又は委員に引き継がなければならない。

16 選挙法（昭和二十三年法律第百五十八号）の適用については、改正後の地方自治法附則第十七條の規定にかかわらず、市は、特別区を含むものとする。

17 前五項に規定するものを除く外、改正後の地方自治法の特別区に関する規定の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

18 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第二百六十六條中「市に関する規定」の下に「（市長の選挙に関する規定を除く。）」を加える。

19 厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第十條の次に次の一條を加える。

第十條ノ二　本法ニ規定スル厚生大臣ノ職権ノ一部ハ政令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ都道府県知事ニ委任スルコトヲ得

20 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第九條ノ三の次に次の一條を加える。

第九條ノ四　本法ニ規定スル厚生大臣ノ職権ノ一部ハ政令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ都道府県知事ニ委任スルコトヲ得

21 この法律の施行のため必要な事項は、政令で定める。

○議長（林譲治君）　採決いたします。本案の参議院の修正に同意の議君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林譲治君）　起立多数。よつて参議院の修正に同意することに決しました。

第十八　日本電信電話公社法施行法案（内閣提出、参議院回付）

○議長（林譲治君）　日程第十八、日本電信電話公社法施行法案の参議院回付案を議題といたします。

日本電信電話公社法施行法案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十七年七月十一日

参議院議長　佐藤　尚武

衆議院議長林譲治殿

（傍点及び――は参議院修正）

日本電信電話公社法施行法案の一部を次のように修正する。

（経営委員会の委員の任命の事前措置）

第一條　内閣は、日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第　号。以下「公社法」という。）の施行前に、同法第十二條の例により、日本電信電話公社（以下「公社」という。）の経営委員会の委員となるべき者を指名することができる。

2 内閣は、公社法の施行前に、同法第二十一條第一項及び第二項並びに第二十二條の例により、前項の規定によつて委員となるべき者の同意を得て、公社の総裁及び副総裁となるべき者を指名することができる。

3 前二項の規定により公社法第十二條○○の例による場合において、同法第十二條○○第一項中「国際人事委員会」とあるのは「人事院」と、同條同條第三項○○第三号中「公社」とあるのは「電気通信省」と読み替えるものとする。

4 公社法第十八條の規定は、第一項の規定による委員となるべき者に準用する。

5 第一項○○の規定により指名された委員となるべき者○○又は第二項○○又は総裁若しくは副総裁となるべき者○○は、公社法の施行の時において、同法の規定により○○それぞれ公社の最初の経営委員会の委員○○又は総裁若しくは副総裁○○に任命されたものとする。但し、その委員の任期は、同法第十三條第一項の規定にかかわらず、内閣が定めるところにより、一人は一年九箇月、二人は二年九箇月、他の二人は三年九箇月とする。

（昭和二十七年度の予算及び決算に関する経過措置）

第十二條　公社の昭和二十七年度の予算については、公社法第四十條から第四十九條までの規定は適用しない。

2 公社は、政令で定めるところにより、昭和二十七年度分の電気通

昭和二十七年七月三十一日　衆議院会議録第七十号　日本電信電話公社法施行法案（参議院回付）

信事業特別会計予算のうち昭和二十七年六月三十日までに執行されなかつた部分に地ずる昭和二十七年度の予算を作成して内閣に提出し、その承認を経なければならない。

3. 政府は、前項の規定による承認をしたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。

（国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の改正）

第四十一條　国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律（昭和二十五年法律第百四十二号）の一部を次のように改正する。

第二條中「及び日本国有鉄道」を「、日本国有鉄道及び日本電信電話公社」に改める。

第三條第二号中「及び日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第五十六條第一項」を「、日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第五十六條第一項及び日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第　号）第八十九條第一項」に改める。

第三條第三号中「及び日本国有鉄道法第五十七條第一項」を「、日本国有鉄道法第五十七條第一項及び日本電信電話公社法第八十一條第一項」に改める。

（予算執行職員等の責任に関する法律の改正）

第四十二條　予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「日本国有鉄道、」の下に「日本電信電話公社、」を加える。

第十條第一項中「日本国有鉄道」の下に「及び日本電信電話公社」を、「日本国有鉄道総裁」の下に「及び日本電信電話公社総裁」を加える。

（港湾法の改正）

第四十三條　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第三十七條第三項中「日本事業公社又は日本国有鉄道」を「日本事業公社、日本国有鉄道又は日本電信電話公社」に改める。

（地方税法の改正）

第四十四條　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四條第三号、及び第三百四十八條第一項中「日本国有鉄道」の下に「、日本電信電話公社」を加える。

第四百四十六條、第四百四十三條、第四百六十五條及び第七百四條中「及び日本国有鉄道」を「、日本国有鉄道及び日本電信電話公社」に改める。

第二百九十六條中「日本国有鉄道、」の下に「日本電信電話公社、」を加える。

（運輸省設置法等の一部を改正する法律の改正）

第四十五條　運輸省設置法等の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三項及び第四項を削る。

（国家公務員のための国設宿舎に関する法律の一部を改正する法律の改正）

第四十六條　国家公務員のための国設宿舎に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中、「電気通信事業」を削る。

（国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律の改正）

第四十七條　国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和二十六年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一條第三項中「及び日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第五十七條第一項」を「、日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第五十七條第一項及び日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第　号）第八十一條第一項」に改める。

第三條に次の一号を加える。

四　日本電信電話公社法第八十一條第二項に規定する共済組合　日本電信電話公社

（積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法の改正）

第四十八條　積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法（昭和二十六年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十三條第一項中第十号を次のように改める。

十　郵政事務次官

（計量法の改正）

第四十九條　計量法（昭和二十六年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第五條第十九号中「電気通信大臣」を「日本電信電話公社」に改める。

（土地収用法の改正）

第五十條　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三條中第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二　日本電信電話公社が公衆通信の用に供する施設（電信線電話線越設條例（明治二十三年法律第五十八号）の規定により土地等を使用することができるものを除く。）

（電話設備費負担臨時措置法の改正）

第五十一條　電話設備費負担臨時措置法（昭和二十六年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項、第二條から第五條まで並びに第六條第一項及び第四項中「電気通信大臣」を「日本電信電話公社」に改める。

（昭和二十六年度における給與の改訂に伴う国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律の改正）

第五十二條　昭和二十六年度における給與の改訂に伴う国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和二十六年法律第三百八号）の一部を次のように改正する。

第一條第三項中「及び日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第五十七條第一項」を「、日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第五十七條第一項及び日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第　号）第八十一條第一項」に改める。

第三條に次の一号を加える。

四　日本電信電話公社法第八十一條第二項に規定する共済組合　日本電信電話公社

（気象業務法の改正）

第五十三條　気象業務法（昭和二十七年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第十五條第一項及び第二項中「電気通信省」を「日本電信電話公社」に改める。

（道路法の改正）

第五十四條　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

第三十五條中「電気通信」を削り、「日本国有鉄道」を「日本国有鉄道、日本事業公社若しくは日本電信電話公社」に改める。

（地方税法の一部を改正する法律の改正）

第五十五條　地方税法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第二百十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十二項を削る。

（電話加入権の取扱及び電話の譲渡禁止等に関する政令の改正）

第五十六條　電話加入権の取扱及び電話の譲渡禁止等に関する政令（昭和二十四年政令第四十八号）の一部を次のように改正する。

第一條、第三條、第四條、第五

條第二項、第六條第一項、第七條第一項及び第十條中「政府」を「日本電信電話公社」に改める。

第二條第一項中「政府の機関」を「政府又は日本電信電話公社の機関」に、「政府との間」を「日本電信電話公社との間」に改める。

（通信関係費の経理等に関する政令の改正）

第五十七條　通信関係費の経理等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）の一部を次のように改正する。

第十五條第一項及び第二項中「政府所有」を「日本電信電話公社所有」に、「電気通信大臣」を「日本電信電話公社」に改める。

第二十一條中「一般会計から電気通信事業特別会計に繰り入れる」を「日本電信電話公社に支拂う」に改める。

第五十四條　左に掲げる法律は、廃止する。

電気通信省設置法（昭和二十三年法律第二百四十五号）

電気通信事業特別会計法

附　則

1　この法律は、公社法の施行の日から施行する。但し、第一條の規定は、公布の日から施行する。

2　電気通信事業特別会計法は、第五十四條の規定にかかわらず、第十三條の規定においてその例による限度においてなおその効力を有する。

3　公社は、昭和二十七年度においては、第八條第二項の規定により公社が政府に対し負う債務の利子及びその取扱に要する経費を国債整理基金特別会計に納付することができる。

○議長（林譲治君）　採決いたします。本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林譲治君）　起立多数。よつて参議院の修正に同意するに決しました。

第十九　国際電信電話株式会社法案（内閣提出、参議院回付）

○議長（林譲治君）　日程第十九、国際電信電話株式会社法案の参議院回付案を議題といたします。

国際電信電話株式会社法案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十七年七月十一日

参議院議長　佐藤　尚武

衆議院議長林譲治殿

（小字及び▬は参議院修正）

国際電信電話株式会社法案の一部を次のように修正する。

（目的）

第一條　国際電信電話株式会社は、国際○公衆○電気通信事業を経営することを目的とする株式会社とする。

（事業）

第二條　国際電信電話株式会社（以下「会社」という。）は、国際○公衆○電気通信事業を営む外、郵政大臣の認可を受けて、これに附帯する業務その他前條の目的を達成するために必要な業務を営むことができる。

（命令及び報告）

第十五條　郵政大臣は、会社に対し、○公共の福祉を確保するため、○その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

2　郵政大臣は、この法律を施行するため必要な限度において、会社からその業務に関する報告を徴することができる。

附　則

（施行期日）

1　この法律の施行期日は、政令で定める。但し、その期日は、昭和二十八年三月三十一日後であつてはならない。

（設立委員）

2　郵政大臣は、設立委員を命じて、会社の設立に関する事務を処理させる。

（公社の現物出資等）

3　日本電信電話公社（以下「公社」という。）は、会社の設立に際し、会社に対し、現物出資をすることができる。

4　公社は、日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第　号）第六十八條の規定にかかわらず、会社の設立に際し、国会の議決を経ないで、同條に規定する設備を会社に対する出資の目的とし、又は会社に対し譲渡することができる。但し、あらかじめ郵政大臣の認可を受けることを要する。

5　公社又は設立委員は、公社が会社の設立に際し会社に対する出資の目的とし、又は会社に対し譲渡する財産の範囲について協議することができず、又は協議がととのわないときは、郵政大臣の決定を申請することができる。

6　前項の郵政大臣の決定があつたときは、同項に規定する財産の範囲について、公社と設立委員との間に協議がととのつたものとみなす。

7　公社は、第五項の郵政大臣の決定に従い日本電信電話公社法第六十八條に規定する設備を会社に対する出資の目的とし、又は会社に対し譲渡するときは、第四項但書の認可を受けることを要しない。

（定款）

8　設立委員は、定款を作成して、郵政大臣の認可を受けなければならない。

9　設立委員は、前項の規定により作成する定款に、公社が会社に対する出資の目的とし、又は会社に対し譲渡する財産の価格を記載しようとするときは、電気通信設備評価審議会の決定を受けなければならない。

10　電気通信設備評価審議会は、公社が会社に対する出資の目的とし、又は会社に対し譲渡する財産について前項の決定をするときは、この法律の施行の日における適正な政基準と認められる慣行により還元してその財産の時価を基準とし、収益得られる価格を基準とし、この財産に係る事業により得た政益を基準を参しやくしなければならない。

（株主の募集）

11　設立委員は、第八項の認可を受けたときは、遅滞なく、会社の設立に際し発行する株式の総数のうち、第三項の規定による公社の出資に対して割り当てるべき株式を控除した残余の株式につき、株主を募集しなければならない。

12　株式申込証には、定款の認可の年月日を記載しなければならない。

13　設立委員は、株主の募集を終つたときは、株式申込証を郵政大臣に提出し、その検査を受けなければならない。

（拂込）

14　設立委員は、前項の検査を受けた後、遅滞なく、各株につきその発行価額の全額の拂込をさせなければならない。

（創立総会）

15　前項の拂込があつたときは、設立委員は、遅滞なく、創立総会を招集しなければならない。

（事務の引渡）

16　創立総会が終結したときは、設立委員は、その事務を会社の取締役に引き渡さなければならない。

（適用除外）

17　商法第百六十七條、第百八十一條及び第百八十五條の規定は、会社の設立については、適用しない。

（登録税の特例）

18　会社が設立の登記を受けるときは、登録税の額は、登録税法（明治二十九年法律第二十七号）第六條第一項第三号の規定にかかわらず、公社の出資の額の千分の一・五と公社以外の者の出資の額の千分の六の合計額とする。

19　会社がその設立に際し不動産に関する権利の取得の登記を受ける

ときは、公社が出資し、又は譲渡した不動産についての登録税の額は、登録税法第二條第一項第三号の規定にかかわらず、千分の四とする。

（公社に割り当てられた株式の処置）

20　公社は、会社の成立後遅滞なく、第三項の規定による出資に対し割り当てられた株式を政府に譲渡しなければならない。

21　政府は、有価証券市場の状況を考慮し、なるべくすみやかに、前項の規定により譲り受けた株式を処分しなければならない。

22　政府は、第二十項の規定により譲り受けた株式の対価を、当該株式の処分に応じて公社に交拂うことができる。

（無線局の免許人の地位の承継）

23　公社が会社に対し出資し、又は譲渡した財産に係る無線局の免許人の地位は、出資の場合にあつては会社の成立の日、譲渡の場合にあつてはその譲渡の日において、会社が承継する。

（電気通信設備評価審議会）

24　第九項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、郵政省に電気通信設備評価審議会（以下「審議会」という。）を置く。

25　審議会は、委員長及び委員七人をもつて組織する。

26　委員長は、郵政大臣をもつて充てる。

27　委員は、左に掲げる者につき郵政大臣が任命する。

一　大蔵省の職員　一人

二　郵政省の職員　一人

三　公社の役員　一人

四　会社の設立委員　一人

五　学識経験のある者　三人

28　委員は非常勤とする。

29　委員長は、会務を総理する。

30　審議会は、委員長及び四人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

31　審議会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

32　第九項、第十項及び前八項に定めるものの外、審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、郵政省令で定める。

（他の法律の改正）

33　電信法（明治三十三年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第一條ノ二に次の但書を加える。

但シ主務大臣ハ日本国外国間ニ於ケル電信及電話ニ関スルモノハ国際電信電話株式会社ヲシテ之ヲ行ハシムルコトヲ得

第二十四條及び第三十一條第一項中「日本電信電話公社」の下に「又ハ国際電信電話株式会社」を加える。

34　経済関係開発の整備に関する法律（昭和十九年法律第四号）の一部を次のように改正する。

別表乙号第八号を次のように改める。

八　国際電信電話株式会社

35　郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第二十條第一項中「又は日本放送協会」を、「日本放送協会又は国際電信電話株式会社」に改める。

36　郵便為替法（昭和二十三年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十六條第一項但書及び第十八條中「日本電信電話公社」の下に「又は国際電信電話株式会社」を加える。

37　郵政事業特別会計法（昭和二十四年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第二條中「日本電信電話公社」の下に「又は国際電信電話株式会社」を加える。

38　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第四條第二項中「日本電信電話公社」の下に「又は国際電信電話株式会社」を加える

39　土地收用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三條第十五号の二中「日本電信電話公社」の下に「又は国際電信電話株式会社」を加える。

○議長（林譲治君）　採決いたします。本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林譲治君）　起立多数。よつて参議院の修正に同意するに決しました。

第二十　事業者団体法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院回付）

第二十一　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院回付）

第二十二　労働基準法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院回付）

第二十三　行政管理庁設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院回付）

第二十四　労働省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院回付）

第二十五　文部省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院回付）

第二十六　厚生省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院回付）

○議長（林譲治君）　日程第二十、事業者団体法の一部を改正する法律案の参議院回付案、日程第二十一、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案の参議院回付案、日程第二十三、行政管理庁設置法の一部を改正する法律案の参議院回付案、日程第二十四、労働省設置法の一部を改正する法律案の参議院回付案、日程第二十五、文部省設置法の一部を改正する法律案の参議院回付案、日程第二十六、厚生省設置法の一部を改正する法律案の参議院回付案、右七案を一括して議題といたします。

事業者団体法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十七年七月十一日

参議院議長　佐藤　尚武

衆議院議長林譲治殿

（小字及び――は参議院修正）

事業者団体法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第六條第一項第四号中「ニ　金融業（証券業を含む。）を営む者の設立した一回の共同融資のため又は有価証券の一回の共同引受のため若しくは共同販売のための団体（公共工事の前払金保証ロ　イ　ロ　ハ　ニ　倒除」に改め、○同項中第六号から第八号までを削る。

第七條中第三号、第六号、第七号及び第九号を削り、第二号の二を第三号とし、第八号を第六号とし、○第十号を第七号とする。

労働基準法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十七年七月十一日

参議院議長　佐藤　尚武

衆議院議長林譲治殿

（小字及び――は参議院修正）

労働基準法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第七十條第二項中「危険有害業務の就業制限に関する規定」の下に「並

て国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十七年七月十一日

参議院議長　佐藤　尚武

衆議院議長林譲治殿

（小字及び――は参議院修正）

事業者団体法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第六條第一項第四号中「ニ　金融業（証券業を含む。）を営む者の設立した一回の共同融資のため又は有価証券の一回の共同引受のため若しくは共同販売のための団体（公共工事の前払金保証ロ　イ　ロ　ハ　ニ　倒除」に改め、○同項中第六号から第八号までを削る。

第七條中第三号、第六号、第七号及び第九号を削り、第二号の二を第三号とし、第八号を第六号とし、○第十号を第七号とする。

びに第六十四條の坑内労働の禁止に関する規定（満十六才以上の男子に係るものに限る。）」を加える。

第七十六條第一項の次に次の二項を加える。

使用者は、前項の規定により休業補償を行つている労働者と同一の事業場における同種の労働者に対して所定労働時間労働した場合に支払われる賃金の、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの各区分による期間（以下四半期という。）ごとの一箇月一人当り平均額（常時百人未満の労働者を使用する事業場については、労働者において作成する毎月勤労報告における当該事業場の属する産業に係る低賃金まつて支給する給料の四半期の労働者一人当りの一箇月平均額。以下平均給料額という。）が、当該労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかつた日の属する四半期における平均給料額の百分の百二十をこえ、又は百分の八十を下るに至つた場合においては、使用者は、その上昇し又は低下した比率に応じて、その上昇し又は低下するに至つた四半期の次の次の四半期において、前項の規定により当該労働者に対して行つている休業補償の額を改訂し、その改訂をした四半期に属する最初の月から改訂された額により休業補償を行わなければならない。改訂後の休業補償の額の改訂についてもこれに準ずる。

前項の規定により難い場合における改訂の方法その他同項の規定による改訂について必要な事項は、命令で定める。

第七十一條第一項中「行政官庁の認可を受けなければならない。」を「これを行政官庁に届け出なければならない。」に改め、同項に次の但書を加える。

但し、命令で定める危険又は衛生上有害な業務に使用しようとする場合においては、行政官庁の認可を受けなければならない。

第七十一條第二項中「前項の規定による認可に基いて」を「前項に規定する届出又は認可に係る技能者の養成を行うため」に改める。

第七十三條を次のように改める。

第七十三條　使用者が、第七十條の規定に従つて、技能者の養成のため労働者を使用する場合において、同條に基いて発する命令に違反したときは、行政官庁は、使用者に対し同條の規定による技能者の養成を三箇月以内の期間を限つて中止すべきことを命じ、又は第七十一條第一項但書の認可を取り消すことができる。

第百十九條第四号中「第七十一條第一項の規定により認可を受けた」を「第七十一條第二項の規定により届出をし又は認可を受けた」に改め

附　則

1　この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

2　この法律の施行の際使用者が改正前の労働基準法第十八條第二項の規定による認可を受けて、労働者の貯蓄金を管理している場合においては、この法律の施行後は、改正後の同項の規定による届出があつたものとみなす。

3　改正後の労働基準法第三十九條第四項の規定により使用者が就業規則その他に定をし、又は書面による協定をするまでは、同項の規定にかかわらず、有給休暇の期間についての賃金の支拂については、なお、従前の例による。

改正後の労働基準法第三十六條第二項及びこの法律の施行の際使用者が改正前の第三項の規定による休業補償を受けている労働者に対して業務上負傷し、又は疾病にかかつた者が、前号に該当する場合においては、命令で定める比率

五　日々雇い入れられる者については、命令で定める比率

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第十二條第三項の次に次の一項を加える。

第一項第二号の規定による災害補償については、政府は、労働基準法第七十六條第二項又は第三項に該当する事由がある場合には、同條第二項及び第三項の例により、その休業補償費の額を改訂して支給する。

6　改正後の労働者災害補償保険法第十二條第四項の規定は、この法律施行の際同條第二項第二号の規定による休業補償費を受けている労働者についても適用あるものとし、且つ、その労働者につき、この附則第四項各号の一に該当する事由があるときは、政府は、同項の例により、その休業補償費の額を改訂して支給する。

7　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十七年七月二十一日

参議院議長　林譲治

衆議院議長　佐藤尚武

（小字及び――は参議院修正）

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案

行政管理庁設置法（昭和二十四年法律第一百六十四号）の一部を次のように修正する。

（地方支分部局）

第三條の二　行政管理庁に、地方支分部局として、管区地方監察局を置く。

2　管区地方監察局は、監察部の事務を分掌する。

3　管区地方監察局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名称	位置	管轄区域
札幌○管区監察局	札幌市	北海道
仙台○管区監察局	仙台市	青森県　岩手県　宮城県　秋田県　山形県　福島県
東京○管区監察局	東京都	東京都　千葉県　茨城県　神奈川県　群馬県　山梨県　栃木県　新潟県　埼玉県　長野県
名古屋○管区監察局	名古屋市	静岡県　石川県　岐阜県　愛知県　三重県　富山県
大阪○管区監察局	大阪市	京都府　奈良県　大阪府　和歌山県　福井県　滋賀県　兵庫県
広島○管区監察局	広島市	鳥取県　島根県　岡山県　広島県　山口県
高松○管区監察局	高松市	徳島県　香川県　愛媛県　高知県
福岡○管区監察局	福岡市	福岡県　宮崎県　佐賀県　長崎県　熊本県　大分県　鹿児島県

4　管区地方監察局に、左の二部を置く。

第一部、

第二部、

5　前項に定めるものを除く外、管区地方監察局の組織の細目は、長官が定める。

6　管区監察局に、その事務の一部を分掌させるため、地方監察局を置く。

7　地方監察局の名称、位置及び管轄区域は左の通りとする。

名称	位置	管轄区域
函館地方監察局	函館市	渡島支庁及び檜山支庁の所管区域並びに函館市
旭川地方監察局	旭川市	宗谷支庁、留萌支庁、網走支庁及び上川支庁の所管区域並びに旭川市、留萌市、北見市、網走市及び稚内市
釧路地方監察局	釧路市	根室支庁、釧路国支庁及び十勝支庁の所管区域並びに釧路市及び帯広市
青森地方監察局	青森市	青森県
岩手地方監察局	盛岡市	岩手県
秋田地方監察局	秋田市	秋田県
山形地方監察局	山形市	山形県
福島地方監察局	福島市	福島県
茨城地方監察局	水戸市	茨城県
栃木地方監察局	宇都宮市	栃木県
群馬地方監察局	前橋市	群馬県
埼玉地方監察局	浦和市	埼玉県
千葉地方監察局	千葉市	千葉県
神奈川地方監察局	横浜市	神奈川県
新潟地方監察局	新潟市	新潟県
山梨地方監察局	甲府市	山梨県
長野地方監察局	長野市	長野県
富山地方監察局	富山市	富山県
石川地方監察局	金沢市	石川県
岐阜地方監察局	岐阜市	岐阜県
静岡地方監察局	静岡市	静岡県
三重地方監察局	津市	三重県
福井地方監察局	福井市	福井県
滋賀地方監察局	大津市	滋賀県
京都地方監察局	京都市	京都府
兵庫地方監察局	神戸市	兵庫県
奈良地方監察局	奈良市	奈良県
和歌山地方監察局	和歌山市	和歌山県
鳥取地方監察局	鳥取市	鳥取県
島根地方監察局	松江市	島根県
岡山地方監察局	岡山市	岡山県
山口地方監察局	山口市	山口県
徳島地方監察局	徳島市	徳島県
愛媛地方監察局	松山市	愛媛県
高知地方監察局	高知市	高知県
佐賀地方監察局	佐賀市	佐賀県
長崎地方監察局	長崎市	長崎県
熊本地方監察局	熊本市	熊本県
大分地方監察局	大分市	大分県
宮崎地方監察局	宮崎市	宮崎県
鹿児島地方監察局	鹿児島市	鹿児島県

8　地方監察局の内部組織は、長官が定める。

附　則

1　この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

2　経済調査庁法（昭和二十三年法律第二百六号）は、廃止する。

3　この法律施行前にした旧経済調査官、警察官又は警察吏員の行為については、同法は、その廃止後もなおその効力を有するものとする。

4　この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5　この法律施行の際、現に設置されている地方経済調査局は、昭和二十八年三月三十一日までの間、残務処理のため、当該地方監察局に附置することができる。但し、同日以前に残務処理が終了した場合においては、政令で定めるところにより、廃止するものとする。

6　統計法（昭和二十二年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

「統計委員会」を「行政管理庁長官」に改める。

第二條及び第四條第一項中「で指定し、」を「が指定し、」に改める。

第六條から第六條の四までを次のように改める。

第六條　削除

第七條第三項及び第八條第三項中「各行政機関、」を「各行政機関若しくは」に改める。

第十條第一項中「法務府、」を削る。

第十六條の次に次の一條を加える。

（資料等の提出及び説明の要求）

第十六條の二　行政管理庁長官は、政令で定めるところにより、第五條第二項、第九條及び第十條に定める権限について、統計基準部長に委任することができる。

附則第二項中「統計委員会」を「行政管理庁長官」に改める。

7　統計報告調整法（昭和二十七年法律第　号）の一部を次のように改正する。

本則（第十三條を除く。）中「統計委員会」を「行政管理庁長官」に改める。

第十三條中「統計委員会」を「行政管理庁」に改める。

第十四條を第十五條とし、第十三條の次に次の一條を加える。

（権限の委任）

第十四條　行政管理庁長官は、政令で定めるところにより、第五條第二項、第九條及び第十條に定める権限について、統計基準部長に委任することができる。

8　この法律施行の際現に統計委員会及び経済調査庁の職員（統計委員会を除く。）である者は、別に辞令を発せられない場合においては、同一の勤務條件をもつて、行政管理庁長官は、この法律の実施に関し必要があると認めるときは、各行政機関の長又はその他のものに対し、資料及び報告の提出並びに説明を求めることができる。

第十八條の次に次の一條を加える。

（権限の委任）

第十八條の二　行政管理庁長官は、政令で定めるところにより、第二條及び第七條に定める権限を統計基準部長に委任することができる。

第十九條の二第一項中「統計委員会委員、」を削る。

統計報告調整法（昭和二十七年法律第　号）の一部を次のように改正する。

本則（第十三條を除く。）中「統計委員会」を「行政管理庁長官」に改める。

第十三條中「統計委員会」を「行政管理庁」に改める。

第十四條を第十五條とし、第十三條の次に次の一條を加える。

（権限の委任）

第十四條　行政管理庁長官は、政令で定めるところにより、第五條第二項、第九條及び第十條に定める権限について、統計基準部長に委任することができる。

附則第二項中「統計委員会」を「行政管理庁長官」に改める。

8　この法律施行の際現に統計委員会及び経済調査庁の職員（統計委員会を除く。）である者は、別に辞令を発せられない場合においては、同一の勤務條件をもつて、行

政管理庁の職員となるものとする。

労働省設置法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十七年七月二十一日

参議院議長　佐藤　尚武

衆議院議長林譲治殿

（小字及び――は参議院修正）

労働省設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第五條第二項を削る。

第五條の次に次の一條を加える。

（特別な職）

第五條の二　大臣官房に、統計調査監一人を置く。

2　統計調査監は、命を受けて、第六條第十二号から第十八号までに掲げる事務を掌理する。

第六條第二項を削る。

第十五條第三項中「本省大臣官房労働統計調査部長」を「統計調査監」に改める。

附　則

この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

文部省設置法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十七年七月二十一日

参議院議長　佐藤　尚武

衆議院議長林譲治殿

（小字及び――は参議院修正）

文部省設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第六條第一項中「調査普及局」を「調査局」に改め、同條第二項を削る。

（管理局の事務）

第十二條　管理局においては、左の事務をつかさどる。

一　文部大臣がその所轄庁である学校法人について認可及び認定を行うこと。

二　私立学校に関する行政の制度について企画し、並びにこれらの行政の組織及び一般的運営に関し、指導、助言及び勧告を與えること。

三　文部大臣がその所轄庁である学校法人の経営に関し、調査し、及び指導と助言を與えること。

四　私立学校教育振興のための学校法人等の助成に関すること。

五　学校給食に関し、指導、助言及び援助を與えること。

六　文部省共済組合及び公立学校共済組合に関すること。

七　職員（内部部局の職員を除く。）の衛生、医療その他福利厚生に関し、援助と助言を與えること。

八　地方公務員たる教育関係職員の福利厚生に関し、援助と助言を與えること。

九　教育、学術、文化又は宗教に係る国際的に供給の不足する物資を割り当て、及び教育、学術、文化又は宗教の直接の用に供する物資の確保についてあつ旋すること。

十　教育用品に関し、基準を設定し、及び解説目録を作成すること。

十一　学校施設の基準の設定に関すること。

十二　学校環境の整備、学校施設の確保等に関し、連絡調整すること。

十三　公私立の文教施設の復旧整備に関し、指導と助言を與えること。

十四　公立の文教施設の復旧整備のための補助に関すること。

十五　国立の文教施設の復旧整備に関する予算案を準備し、及び国立学校（これに附置する機関を含む。）の施設を復旧整備すること。

2　教育施設部においては、前項第十一号から第十五号までに掲げる事務をつかさどる。

（内部部局の共通事務）

第十三條　第六條に掲げる大臣官房及び各局（以下この條において「各局」という。）においては、第七條から前條までに定めるものの外、それぞれ左の事務をつかさどる。

一　各局の所掌事務に関し、地方公共団体及び教育委員会、都道府県知事その他の地方公共団体の機関、大学、研究機関等に対し、専門的、技術的な指導と助言を與えること。

二　各局の所掌事務に関する国際的諸活動について連絡調整すること。

三　各局の所掌事務に関する法人の設立の認可を行うこと。

四　各局の所掌事務に関し、第二十六條及び第二十七條に掲げる審議会等に対し、事務的、技術的な援助を與えること。

五　各局の所掌事務に関し、法令案を作成し、及び予算案を準備すること。

六　各局の所掌事務に関し、文部省の権限として法令の定める事項を処理すること。

七　法律（これに基く命令を含む。）により各局の所掌に属させられた事項を処理すること。

2　教育施設部においては、前條第二項に定めるものの外、その所掌事務につき前項第五号に掲げる事務に相当する事務をつかさどる。

附　則

1　この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

2　宗教法人法（昭和二十六年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十六條中「文部大臣官房」を「文部省調査局」に改める。

厚生省設置法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十七年七月二十一日

参議院議長　佐藤　尚武

衆議院議長林譲治殿

（小字及び――は参議院修正）

厚生省設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第六條第一項中「六局」を「七局」に、「保險局」を「引揚援護局」に改め、同條第二項を削る。

第七條を次のように改める。

（特別な職）

第七條　大臣官房に統計調査監一人及び国立公園監一人を置く。

2　統計調査監は、命を受けて、次條第十三号及び第十四号に掲げる事務を掌理する。

3　国立公園監は、命を受けて、次條第十五号から第二十号までに掲げる事務を掌理する。

4　引揚援護局に次長二人を置く。

5　次長は、局長を助け、局務を整理する。

第八條第二項及び第三項を削る。

第九條第一項に次の一号を加え、同條第二項を削る。

二十一　前各号に掲げる事務に係る価格等の統制に関すること。

附　則

1　この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。但し、次の改正規定（第二條第三條第一項に関する部分を除く）、第六條第一項の改正規定、第七條の改正規定、第十四條の次に一條を加える改正規定、第十五條の改正規定、第十六條第一項の表の改正規定、第二十八條の改正規定、第二十九條第一項の表の改正規定、第三十條の改正規定各段、第三條第三條

第三款の次に三款を加える改正規定、第三款の改正規定及び附則第二項の規定は、昭和二十八年四月一日から施行する。

2　引揚援護庁設置令（昭和二十三年政令第百二十四号）は、廃止する。

3　この法律施行の際引揚援護庁に勤務する職員は、別に辞令が発せられない限り、厚生省の本省の相当の職員となるものとする。

○議長（林譲治君）　七案を一括して採決いたします。七案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（林譲治君）　起立多数。よって七案とも参議院の修正に同意することに決しました。

第二十七　建設省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院回付）

○議長（林譲治君）　日程第二十七、建設省設置法の一部を改正する法律案の参議院回付案を議題といたします。

建設省設置法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よって国会法第八十三条によりここに回付する。

昭和二十七年七月二十一日

参議院議長　佐藤　尚武

衆議院議長林譲治殿

（小字及び――は参議院修正）

建設省設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第四条第二項から第五項までを次のように改める。

2　大臣官房においては、前条第二十五号、第二十五号の二、第二十八号及び第三十号に規定する事務、同条第二十六号の二及び第二十六号の三に規定する事務（他の局及び附属機関の所掌に属するものを除く。）並びに他の局の所掌に属しない事務をつかさどる。

3　計画局においては、前条第一号、第四号から第七号まで及び第十七号に規定する事務、同条第三号に規定する事務の総括に関する事務、同条第二十号に規定する事務（附属機関の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

4　官房長は、命を受け、大臣官房の事務を掌理する。

第五条第二項を次のように改める。

第五条第二項を次のように改める。

第十条第一項の表中

官庁営繕審議会
建設大臣の諮問に応じて官庁営繕に関する重要事項を調査審議し、当該事項について関係国家機関に勧告する権限を行うこと。

を

官庁営繕審議会
建設大臣の諮問に応じて官庁営繕に関する重要事項を調査審議し、当該事項について関係国家機関に勧告し、その他官庁営繕法に関する権限を行うこと。

に改める。

建設技術会議
建設省の所管行政に係る技術に関する重要事項を審査すること。

附則

1　この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。但し、附則第四項の規定は、昭和二十八年四月一日から施行する。

2　この法律施行の際現に総理府の外局として置かれている首都建設委員会は、この法律に基く相当の機関となり、同一性をもつて存続するものとし、その事務局の職員は、別に辞令を発せられない場合においては、同一の勤務条件をもつて、この法律に基く相当の機関の職員となるものとする。

3　首都建設法の一部を次のように改正する。

第三条中「総理府」を「建設省」に改める。

第八条第二項後段を削り、同条第三項を次のように改める。

3　事務局の職員は、委員長が建設省計画局の職員のうちから兼ねて任命する。

4　測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六章　測量審議会（第五十五条―第五十九条）」を「第六章　削除」に改め、第五条中「測量審議会にはかつて」を削り、第十二条中「測量審議会にはかつて、」を削り、第二十七条第二項中「及び測量審議会にはかつて」をその他に改め、第三十四条中「測量審議会にはかつて、」を削り、第三十五条第二項を削り、第四十六条第一項中「測量審議会にはかつて」を削り、第四十七条第二項中「、測量審議会にはかつて、」を削り、第六章を次のように改める。

第六章　削除

第五十五条から第五十九条まで　削除

附則第六項中「測量審議会にはかつて」を削る。

5　北海道開発法（昭和二十五年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第二号中「、電気通信事業特別会計」を削り、「学校の復旧整備のための営繕」の下に「、保安庁の特殊な建物の営繕」を加え、「又は日本専売公社」を「、日本専売公社又は日本電信電話公社」に改め、「、建設工事用資材の加工」を削り、同項に次の一号を加える。

三　前号に掲げるものの外、委託に基き、第一号に掲げる事業の実施に伴い必要を生じた工事を行うこと。

○議長（林譲治君）　採決いたします。本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（林譲治君）　起立多数。よって参議院の修正に同意することに決しました。

第二十八　法制局設置法案（内閣提出、参議院回付）

第二十九　調達庁設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院回付）

○議長（林譲治君）　日程第二十八、法制局設置法案の参議院回付案、日程第二十九、調達庁設置法の一部を改正する法律案の参議院回付案、右両案を一括して議題といたします。

法制局設置法案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よって国会法第八十三条によりここに回付する。

昭和二十七年七月二十一日

参議院議長　佐藤　尚武

衆議院議長林譲治殿

（小字及び――は参議院修正）

法制局設置法案の一部を次のように修正する。

（内部部局）

第四条　法制局の事務を分掌させるため、法制局に左の三部及び長官総務室を置く。

第一部　意見部

第二部

第三部

2　部及び長官総務室の所掌事務及

び内部組織は、政令で定める。

附則

1　この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

2　国家公務員法（昭和二十三年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第二條第三項中第七号を削り、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　法制局長官

3　特別職の職員の給與に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一條第四号の次に次の一号を加える。

四の二　法制局長官

別表第一中「政務次官」を「法制局長官」に改める。

4　恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二十條第二項第二号中「内閣官房副長官」の下に「法制局長官、法制局次長、」を加え、同項第三号中「府、省」を「法制局参事官若ハ法制局事務官又ハ府、省」に、「又ハ」を「若ハ」に改める。

5　国家公務員のための国設宿舎に関する法律（昭和二十四年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第十條第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二　法制局長官

調達庁設置法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十七年七月二十一日

参議院議長　佐藤　尚武

衆議院議長林譲治殿

（小字及び――は修正部分）

調達庁設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第六條を次のように改める。

第六條　総務部に、監察官一人を置く。監察官は、命を受けて、庁務の監査に関する事務を掌理する。

（特別な職）

第六條　総務部に、監察官一人を置く。監察官は、命を受けて、庁務の監査に関する事務を掌理する。

第十五條中

「			
大阪調達局	大阪市	福井県　兵庫県　滋賀県　奈良県　京都府　和歌山県　大阪府　鳥取県　島根県　岡山県　広島県　山口県　徳島県　香川県　愛媛県　高知県	」を
呉調達局	呉市	福井県　兵庫県　滋賀県　奈良県　京都府　和歌山県　大阪府　鳥取県　島根県　岡山県　広島県　山口県　徳島県　香川県　愛媛県　高知県	

に改める。

附則

この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

○議長（林譲治君）　両案を一括して採決いたします。両案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林譲治君）　起立多数。よつて両案とも参議院の修正に同意するに決しました。

第三十　法務府設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院回付）

第三十一　自治庁設置法案（内閣提出、参議院回付）

○議長（林譲治君）　日程第三十、法務府設置法等の一部を改正する法律案の参議院回付案、日程第三十一、自治庁設置法案の参議院回付案、右両案を一括して議題といたします。

法務府設置法等の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十七年七月二十一日

参議院議長　佐藤　尚武

衆議院議長林譲治殿

（小字及び――は修正部分）

法務府設置法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

（法務府設置法の一部改正）

第一條　法務府設置法（昭和二十二年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

法務省設置法

「法務総裁」を「法務大臣」に、「法務府令」を「法務省令」に改める。

第一條から第十一條までを次のように改める。

第一條　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三條第二項の規定に基いて、法務省を設置する。

法務省の長は、法務大臣とする。

第二條　法務省は、左に掲げる国の行政事務を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。

一　検察に関する事項

二　行刑に関する事項

三　恩赦及び更生保護に関する事項

四　国の利害に関係のある争訟に関する事項

五　国籍、戸籍、住民登録、登記及び供託に関する事項

六　人権の擁護に関する事項

七　出入国の管理及び外国人の登録に関する事項

八　破壊活動防止法（昭和二十七年法律第　号）の規定による破壊的団体の規制に関する事項

九　司法制度及び法務に関する法令案の作成に関する事項

十　平和條約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律（昭和二十七年法律第百三号）の規定による刑の執行及び赦免等に関する事項

十一　前各号に掲げるものの外、他の機関に属しない法務に関する事項

第三條　法務省に、大臣官房及び左の六局を置く。

民事局

刑事局

矯正局

保護局

訟務局

人権擁護局

入国管理局

大臣官房に秘書部を置く。

第四條　大臣官房に、官房長を置く。

官房長は、命を受けて大臣官房の事務を掌理する。

訟務局及び入国管理局に、次長各一人を置く。

次長は、局長を助け、局務を整理する。

第五條　大臣官房においては、左の事務を掌る。

一　皇統譜副本の保管に関する事項

二　機密に関する事項

三　大臣の官印及び省印の管理に関する事項

四　各部局の所掌事務の連絡調整に関する事項

五　所管行政の考査に関する事項
六　最高裁判所との連絡交渉に関する事項
七　公文書類の接受、発送及び保存に関する事項
八　法務に関する法令の周知徹底に関する事項
九　法務省及びその所管各庁の事務に関する情報宣伝に関する事項
十　渉外事務に関する事項
十一　職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関する事項
十二　司法試験に関する事項
十三　経費及び歳入の予算、決算、会計及び会計の監査に関する事項
十四　法務省及びその所管各庁の管理に属する財産及び物品に関する事項
十五　職員共済組合その他職員の厚生に関する事項
十六　営繕に関する事項
十七　他の部局の所管に属しない法令案の作成に関する事項
十八　内外の法令並びに司法制度及び法務に関する資料の調査、収集、整備及び編さんに関する事項
十九　法務に関する統計に関する事項
経理部においては、前項第十三号乃至第十六号の事務を掌る。
第六條　民事局においては、左の事務を掌る。
一　戸籍に関する事項
二　戸籍に関する事項
三　住民登録に関する事項
四　登記に関する事項
五　土地台帳及び家屋台帳に関する事項
六　供託に関する事項
七　公証に関する事項
八　司法書士及び土地家屋調査士に関する事項
九　人権侵犯事件の調査及び情報の収集に関する事項
十　民間における人権擁護運動の助長に関する事項
十一　人権擁護委員に関する事項
十二　人身保護、貧困者の訴訟援助その他人権の擁護に関する事項
十三　民事に関する法令案の作成に関する事項
十四　民事に関する事項で他の所管に属しないもの
第七條　刑事局においては、左の事務を掌る。
一　検察事務及び検察庁に関する事項
二　犯罪人の引渡に関する事項
三　犯罪捜査の科学的研究に関する事項
四　司法警察職員の教養訓練に関する事項
五　刑事に関する法令案の作成に関する事項
六　犯罪の予防その他刑事に関する事項で他の所管に属しないもの
第八條　矯正局においては、左の事務を掌る。
一　犯罪人に対する刑及び勾留の執行その他行刑に関する事項
二　刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所に関する事項
三　矯正職員の教養訓練に関する事項
四　犯罪人の指紋に関する事項
五　矯正に関する事項で他の所管に属しないもの
六　平和條約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律の規定による刑の執行に関する事項
第九條　保護局においては、左の事務を掌る。
一　恩赦に関する事項
二　仮出獄、仮出場及び仮退院に関する事項
三　不定期刑の終了及び退院に関する事項
四　保護観察に関する事項
五　中央更生保護審査会、地方更生保護委員会及び保護観察所に関する事項
六　保護司及び更生保護事業に関する事項
七　民間における犯罪予防活動の助長に関する事項
八　犯罪者及びその改善更生に関する科学的研究その他更生保護に関する事項で他の所管に属しないもの
九　平和條約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律の規定による赦免、刑の軽減、仮出所等に関する事項
第十條　訟務局においては、左の事務を掌る。
一　民事に関する争訟に関する事項
二　行政に関する争訟に関する事項
第十一條　人権擁護局においては、左の事務を掌る。
一　人権侵犯事件の調査及び情報の収集に関する事項
二　民間における人権擁護運動の助長に関する事項
三　人権擁護委員に関する事項
四　人身保護、貧困者の訴訟援助その他人権の擁護に関する事項
第十一條の二　入国管理局においては、左の事務を掌る。
一　出入国の管理に関する事項
二　本邦における外国人の在留に関する事項
三　外国人の登録に関する事項
四　入国者収容所及び入国管理事務所に関する事項
第十一條の三　第五條乃至前條の規定により所掌部局の定まらない事務の所掌については、法務大臣の定めるところによる。
第十一條の四　法務大臣所部の職員に法務に関する専門的研究を行わせ、及び法務大臣所部の職員（矯正の事務に従事する職員及び公安調査庁の職員を除く。）に対し、職務上必要な訓練を行う機関として、法務大臣の管理に属する法務研修所を置く。
法務研修所の内部組織は、法務省令でこれを定める。
第十二條中「中央矯正保護研修所」を「中央矯正研修所」に、「地方矯正保護研修所」を「地方矯正研修所」に、同條第一項中「矯正保護」を「矯正」に改める。
第十三條の二第一項中「第八條第一項、第二項、第三項第一号乃至第八号及び第四項」を「第六條第一号乃至第八号及び第十一條第十二号の二、第十條第一号の二及び第十二條」に改める。
第十三條の四中「少年保護鑑別所」を「少年鑑別所」に改める。
第十三條の五中「矯正保護管区本部」を「矯正管区」に、同條第一項中「矯正保護局」を「矯正局」に、「少年保護鑑別所」を「少年鑑別所」に、同條第二項中「名称及び位置並びに管区の区域」を「名称、位置及び管轄区域」に改める。
第十三條の八及び第十三條の十二を削り、第十三條の十三及び第十三條の十四中「法務府」を「法務省」に改め、第十三條の十四を第十三條の十六とし、第十三條の十三を第十三條の十五とし、第十三條の十一を第十三條の十四とし、第十三條の十を第十三條の十三とし、第十三條の九を第十三條の十二とし、第十三條の七を第十三條の十一とし、第十三條の六を第十三條の十とし、第十三條の五を第十三條の九とし、第十三條の四を第十三條の八とし、第十三條の三を第十三條の七とし、第十三條の二を第十三條の六とし、第十三條の一を第十三條の五とし、第十三條の十を第十三條の四とし、第十三條の九を第十三條の三とし、第十三條の八を第十三條の二とし、第十三條の七を第十三條の

條の事務を掌らせるため、地方更生保護委員会を置く。

地方更生保護委員会の名称、位置及び管轄区域は、別表七の通りとする。

前項に定めるものの外、地方更生保護委員会については、犯罪者予防更生法の定めるところによる。

法務大臣の管理の下に、犯罪者予防更生法第十八條の事務を掌らせるため、保護観察所を置く。

保護観察所の名称、位置及び管轄区域は、別表八の通りとする。

法務大臣は、必要と認めるときは、保護観察所の支部を置くことができる。

保護観察所の内部組織並びに支部の名称、位置及び内部組織は、法務省令でこれを定める。

第十三條の九　出入国管理令（昭和二十六年政令第三百十九号）の規定による退去強制令書の執行を受ける者を送還するため一時これらの者を收容する機関として、法務大臣の管理に属する入国者收容所を置く。

入国者收容所の名称及び位置は、別表九の通りとする。

入国者收容所の内部組織は、法務省令でこれを定める。

第十三條の十　法務大臣の管理の下に、第十一條○2一第一号及び第二号の事務を分掌させるため、入国管理事務所を置き、入国管理事務所の事務を分掌させるため、入国管理事務所の出張所を置く。

入国管理事務所の名称、位置及び管轄区域は、別表十の通りとし、入国管理事務所の出張所の名称及び位置は、別表十一の通りとする。

入国管理事務所及び出張所の内部組織は、法務省令でこれを定める。

第十七條中「第十三條の十四」を「第十三條の十六」に改める。

別表一中「関東矯正保護研修所」を「関東矯正研修所」に、「近畿矯正保護研修所」を「近畿矯正研修所」に、「中部矯正保護研修所」を「中部矯正研修所」に、「中国矯正保護研修所」を「中国矯正研修所」に、「九州矯正保護研修所」を「九州矯正研修所」に、「東北矯正保護研修所」を「東北矯正研修所」に、「北海矯正保護研修所」を「北海道矯正研修所」に、「四国矯正保護研修所」を「四国矯正研修所」に改める。

別表二矯正保護審議会の項中「矯正保護審議会」を「矯正審議会」に、「矯正保護」を「矯正」に、「矯正保護施設」を「矯正施設」に改め、同項の次に次の二項を加える。

更生保護事業審議会	法務大臣の諮問に応じて、更生保護事業の向上に関する重要事項について調査審議すること。
保護司選考会	法務大臣又は地方更生保護委員会の委員長の諮問に応じて、保護司の委嘱及び解嘱に関する意見を述べること。

別表三札幌法務局の項中「岩見沢市」を「岩見沢市　美唄市」に改め、「美唄町」を削り、「奈井江村」を「奈井江町」に改め、同表旭川地方法務局の項中「上富良野村」を「上富良野町」に、「興部村」を「興部町」に改める。

別表四北方医療刑務所の項中「北方医療刑務所」を「城野医療刑務所」に改める。

別表五東京少年保護鑑別所の項から松山少年保護鑑別所の項までの各項中「少年保護鑑別所」を「少年鑑別所」に改める。

別表六中「管区本部の名称」を「名称」に、「管区本部の位置」を「位置」に、「管区本部の区域」を「管轄区域」に、「矯正保護管区本部」を「矯正管区」に改める。

別表六の次に次の五表を加える。

（別表）七

名称	位置	管轄区域
関東地方更生保護委員会	東京都	東京高等裁判所の管轄区域
近畿地方更生保護委員会	大阪市	大阪高等裁判所の管轄区域
中部地方更生保護委員会	名古屋市	名古屋高等裁判所の管轄区域
中国地方更生保護委員会	広島市	広島高等裁判所の管轄区域
九州地方更生保護委員会	福岡市	福岡高等裁判所の管轄区域
東北地方更生保護委員会	仙台市	仙台高等裁判所の管轄区域
北海道地方更生保護委員会	札幌市	札幌高等裁判所の管轄区域
四国地方更生保護委員会	高松市	高松高等裁判所の管轄区域

（別表）八

名称	位置	管轄区域
東京保護観察所	東京都	東京地方裁判所の管轄区域
横浜保護観察所	横浜市	横浜地方裁判所の管轄区域
浦和保護観察所	浦和市	浦和地方裁判所の管轄区域
千葉保護観察所	千葉市	千葉地方裁判所の管轄区域
水戸保護観察所	水戸市	水戸地方裁判所の管轄区域
宇都宮保護観察所	宇都宮市	宇都宮地方裁判所の管轄区域
前橋保護観察所	前橋市	前橋地方裁判所の管轄区域
静岡保護観察所	静岡市	静岡地方裁判所の管轄区域

甲府保護観察所	甲府市	甲府地方裁判所の管轄区域
長野保護観察所	長野市	長野地方裁判所の管轄区域
新潟保護観察所	新潟市	新潟地方裁判所の管轄区域
大阪保護観察所	大阪市	大阪地方裁判所の管轄区域
京都保護観察所	京都市	京都地方裁判所の管轄区域
神戸保護観察所	神戸市	神戸地方裁判所の管轄区域
奈良保護観察所	奈良市	奈良地方裁判所の管轄区域
大津保護観察所	大津市	大津地方裁判所の管轄区域
和歌山保護観察所	和歌山市	和歌山地方裁判所の管轄区域
名古屋保護観察所	名古屋市	名古屋地方裁判所の管轄区域
津保護観察所	津市	津地方裁判所の管轄区域
岐阜保護観察所	岐阜市	岐阜地方裁判所の管轄区域
福井保護観察所	福井市	福井地方裁判所の管轄区域
金沢保護観察所	金沢市	金沢地方裁判所の管轄区域
富山保護観察所	富山市	富山地方裁判所の管轄区域
広島保護観察所	広島市	広島地方裁判所の管轄区域
山口保護観察所	山口市	山口地方裁判所の管轄区域
岡山保護観察所	岡山市	岡山地方裁判所の管轄区域
鳥取保護観察所	鳥取市	鳥取地方裁判所の管轄区域
松江保護観察所	松江市	松江地方裁判所の管轄区域
福岡保護観察所	福岡市	福岡地方裁判所の管轄区域
佐賀保護観察所	佐賀市	佐賀地方裁判所の管轄区域
長崎保護観察所	長崎市	長崎地方裁判所の管轄区域
大分保護観察所	大分市	大分地方裁判所の管轄区域
熊本保護観察所	熊本市	熊本地方裁判所の管轄区域
鹿児島保護観察所	鹿児島市	鹿児島地方裁判所の管轄区域
宮崎保護観察所	宮崎市	宮崎地方裁判所の管轄区域
仙台保護観察所	仙台市	仙台地方裁判所の管轄区域
福島保護観察所	福島市	福島地方裁判所の管轄区域
山形保護観察所	山形市	山形地方裁判所の管轄区域
盛岡保護観察所	盛岡市	盛岡地方裁判所の管轄区域
秋田保護観察所	秋田市	秋田地方裁判所の管轄区域
青森保護観察所	青森市	青森地方裁判所の管轄区域
札幌保護観察所	札幌市	札幌地方裁判所の管轄区域
函館保護観察所	函館市	函館地方裁判所の管轄区域
旭川保護観察所	旭川市	旭川地方裁判所の管轄区域
釧路保護観察所	釧路市	釧路地方裁判所の管轄区域
高松保護観察所	高松市	高松地方裁判所の管轄区域
徳島保護観察所	徳島市	徳島地方裁判所の管轄区域
高知保護観察所	高知市	高知地方裁判所の管轄区域
松山保護観察所	松山市	松山地方裁判所の管轄区域

（別表）九

名称	位置
大村入国者収容所	大村市
横浜入国者収容所	横浜市

（別表）十

名称	位置	管轄区域
札幌入国管理事務所	札幌市	北海道
仙台入国管理事務所	仙台市	宮城県　福島県　岩手県　青森県　山形県　秋田県
東京入国管理事務所	東京都	東京都　新潟県　埼玉県　群馬県　千葉県　茨城県　栃木県　山梨県　長野県
横浜入国管理事務所	横浜市	神奈川県　静岡県
名古屋入国管理事務所	名古屋市	愛知県　三重県　岐阜県　福井県　石川県　富山県
神戸入国管理事務所	神戸市	大阪府　京都府　兵庫県　奈良県　滋賀県　和歌山県

高松入国管理事務所	高松市	香川県 愛媛県 徳島県 高知県 岡山県
松江入国管理事務所	松江市	鳥取県 島根県
下関入国管理事務所	下関市	広島県 山口県 福岡県の内門司市（福岡市を除く。）佐賀県（門司市を除く。）熊本県 大分県 長崎県の内上県郡、下県郡及び壱岐郡（上県郡、下県郡及び壱岐郡を除く。）
福岡入国管理事務所	福岡市	
大村入国管理事務所	大村市	
鹿児島入国管理事務所	鹿児島市	宮崎県 鹿児島県

（別表）十一

名称	位置
札幌入国管理事務所釧路港出張所	釧路市
札幌入国管理事務所小樽港出張所	小樽市
札幌入国管理事務所室蘭港出張所	室蘭市
札幌入国管理事務所函館港出張所	函館市
仙台入国管理事務所青森港出張所	青森市
仙台入国管理事務所釜石港出張所	釜石市
仙台入国管理事務所塩釜港出張所	塩釜市
東京入国管理事務所羽田空港出張所	東京都
横浜入国管理事務所横浜港出張所	横浜市
横浜入国管理事務所横須賀港出張所	横須賀市
横浜入国管理事務所川崎港出張所	川崎市
横浜入国管理事務所清水港出張所	清水市
名古屋入国管理事務所名古屋港出張所	名古屋市
名古屋入国管理事務所四日市港出張所	四日市市
名古屋入国管理事務所敦賀港出張所	敦賀市
神戸入国管理事務所神戸港出張所	神戸市
神戸入国管理事務所大阪港出張所	大阪市
神戸入国管理事務所下津港出張所	和歌山県海草郡下津町
神戸入国管理事務所舞鶴港出張所	舞鶴市
神戸入国管理事務所広畑港出張所	姫路市
高松入国管理事務所宇野港出張所	玉野市
高松入国管理事務所新居浜港出張所	新居浜市
下関入国管理事務所下関港出張所	下関市
下関入国管理事務所広島港出張所	広島市
下関入国管理事務所呉港出張所	呉市
下関入国管理事務所岩国空港出張所	岩国市
下関入国管理事務所徳山港出張所	徳山市
下関入国管理事務所門司港出張所	門司市
福岡入国管理事務所博多港出張所	福岡市
福岡入国管理事務所三池港出張所	大牟田市
福岡入国管理事務所八幡港出張所	八幡市
福岡入国管理事務所津久見港出張所	津久見市
福岡入国管理事務所若松港出張所	若松市
福岡入国管理事務所唐津港出張所	唐津市
大村入国管理事務所長崎港出張所	長崎市
大村入国管理事務所佐世保港出張所	佐世保市
鹿児島入国管理事務所鹿児島港出張所	鹿児島市

附則

1　この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

2　入国管理庁設置令（昭和二十六年政令第三百二十号）は、廃止する。

3　従前の機関及び職員は、この法律に基く相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

4　この法律の施行前における法務府の各長官、法務総裁官房長、法務府事務官及び法務府教官の在職は、裁判所法第四十一條、第四十一條（判事補の職権の特例等に関する法律第一條第二項において準用する場合を含む。）及び第四十四條、検察庁法第十九條、弁護士法第五條並びに司法書士法第二條の規定の適用については、それぞれ

昭和二十七年七月三十一日　衆議院会議録第七十号　法務府設置法等の一部を改正する法律案（参議院回付）外一件

法務省の事務次官、法務事務官及び法務技官の在職とみなす。

5　他の法令中「法務府」とあるのは「法務省」と、「法務総裁」とあるのは「法務大臣」と、「法務府令」とあるのは「法務省令」と、「法務府事務官」とあるのは「法務事務官」と、「法務府教官」とあるのは「法務教官」と、「法務府技官」とあるのは、「法務技官」と読み替えるものとする。

6　従前の入国管理庁設置令の規定に基き制定された命令でこの法律の施行の際現に効力を有するもののうち、この法律による改正後のこの法律にその規定に相当する規定があるものは、この法律による改正後の出入国管理令の規定に基き制定されたものとみなす。

7　この法律による改正後の犯罪者予防更生法第五條第二項及び第三項の規定は、この法律の施行後最初に行われる中央更生保護審査会の委員の任命について準用する。

8　この法律の施行後最初に任命される中央更生保護審査会の委員の任期は、この法律による改正後の犯罪者予防更生法第六條の規定にかかわらず、法務大臣の定めるところにより、それぞれ、一年、二年及び三年とする。

自治庁設置法案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十七年七月二十三日

参議院議長　佐藤　尚武

衆議院議長林譲治殿

（小字及び――は参議院修正）

自治庁設置法案の一部を次のように修正する。

（選挙部所掌事務）

第十一條　選挙部においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）及び同法の規定を準用する法律に基く選挙に関する調査を行い、資料を収集し、並びにこれらの制度を企画し、及び立案すること。

二　最高裁判所裁判官の国民審査及び日本国憲法改正の国民の承認に関する投票に関する調査を行い、資料を収集し、並びにこれらの制度を企画し、及び立案すること。

三　地方公共団体の住民による各種の直接請求に基く投票に関する調査を行い、資料を収集し、並びにその制度を企画し、及び立案すること。

四　一の地方公共団体のみに適用される特別法の制定のための投票に関する調査を行い、資料を収集し、並びにその制度を企画し、及び立案すること。

五　前各号に掲げる選挙、投票及び最高裁判所裁判官の国民審査の施行準備に関すること。

六　第一号から第四号までに掲げる選挙、投票及び最高裁判所裁判官の国民審査の普及宣伝に関すること。

七　政党その他政治団体に関すること。

八　国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号）の施行に関すること。

九　第五号に定めるものを除く外、中央選挙管理委員会に関する予算の要求及び配付に関すること。

十　前各号に掲げるものの外、公職選挙法及びその他の法律に基く自治庁長官の選挙等に関する権限の行使に関すること。

（地方財政審議会の組織）

第十五條　地方財政審議会は、委員五人をもつて組織する。

2　委員は、地方自治に関して優れた識見を有する者のうちから、○両議院の同意を得て、○内閣総理大臣が任命する。

3　前項の委員のうちには、左に掲げる者を含まなければならない。

一　全国の都道府県知事及び都道府県議会の議長の各連合組織が共同推薦した者　一人

二　全国の市長及び市議会の議長の各連合組織が共同推薦した者　一人

三　全国の町村長及び町村議会の議長の各連合組織が共同推薦した者　一人

4　委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすること。

5　委員は、再任されることができる。

6　委員は、その任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、第三項の規定にかかわらず、両議院の同意を得ないで委員を任命することができる。この場合においては、任命後最初に召集される国会において、両議院の同意を求めなければならない。

7　前項の場合において、両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、第十六條の規定にかかわらず、その委員を罷免しなければならない。

8　委員の給与は、別に法律で定める。

（地方財政審議会の付議事項）

第十七條　自治庁長官は、自治庁の所掌事務のうち、左に掲げる事項については、地方財政審議会の議に付し、その意見を尊重しなければならない。

一　地方財政平衡交付金の配分に関する命令の立案に関すること。

二　各地方公共団体に交付すべき地方財政平衡交付金の配分額の決定又は変更に関すること。

三　地方財政平衡交付金の交付額の減額又は返還並びにこれに関する異議申立についての決定に関すること。

四　地方財政平衡交付金の額の算出の基礎についての地方公共団体の審査の請求の審査並びに交付金の額の減額等の聴聞に基く処分に関すること。

五　地方財政の状況報告書及び地方公共団体の翌年度の歳入歳出総額の見込額の原案の作成に関すること。

六　地方公共団体の課税権の濫風その他地方税法の規定の適用について関係地方公共団体の長が意見を異にする場合における決定若しくは裁決に関すること。

七　市町村民税のうち法人税割の分割に関する裁定又は裁決に関すること。

八　固定資産の評価基準並びに固定資産が評価する固定資産の指定、評価及びその課税標準額の配分に関すること。

九　固定資産の価格の配分の調整又は固定資産の価格の決定若しくは配分に関する異議の申立の決定に関すること。

十　法定外普通税の新設又は変更の許可及び地方債の発行の許可に関すること。

十一　都道府県の行う事業について市町村が負担すべき金額の更正に関すること。

十二　地方公共団体の負担を伴う法令案及び経費の見積書のうち重要なものについての意見に関すること。

十三　当せん金附証票を発売することができる市の指定及び地方公共団体の行う当せん金附証票の発売の許可に関すること。

十四　地方競馬、自転車競技及びモーターボート競走を行うことのできる市町村を指定すること。

十五　前各号に掲げるものの外、自治庁長官が地方財政審議会の議に付することを適当と認めた事項

（意見の申出）

第十八條　地方財政審議会は、前條に掲げる事項に関し、自治庁長官に対し、意見を申出することができる。

2　自治庁長官は、前項の申出を受けたときは、これを尊重して必要な措置をとらなければならない。

（意見の申出）

第十九條　地方財政審議会は、毎年度国の予算に計上される地方財政平衡交付金に関して、自治庁長官

に意見を申し出ることができる。

2　地方財政審議会は、国、都道府県及び市町村相互の間における財政並びにこれに関係し及ぼす影響に関係の調整について、自治庁長官及び関係機関に対して意見を申し出ることができる。

（公表）

第二十条　自治庁長官は、前条の規定による地方財政審議会の勧告及び意見の内容を公表しなければならない。

（地方財政審議会の会長）

第二十一条　地方財政審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2　会長は、会務を掌理する。

3　地方財政審議会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合に会長の職務を代行する者を定めておかなければならない。

（地方財政審議会の議事等）

第二十二条　地方財政審議会の議事は、委員三人以上の同意をもつて決する。

2　前項に定めるものの外、地方財政審議会の議事に関して必要な事項は、地方財政審議会が定める。

3　地方財政審議会の運営に関する事務は、自治庁長官の定めるところにより、自治庁の職員をして行わせることができる。

（中央選挙管理委員会）

第二十三条　自治庁に、中央選挙管理委員会を置く。

2　中央選挙管理委員会の権限、組織、委員の任命その他の事項については、公職選挙法第五條の二の定めるところによる。

（自治紛争調停委員）

第二十四条　自治庁に、自治紛争調停委員を置く。

2　自治紛争調停委員の権限、組織、任命その他の事項については、地方自治法第二百五十一條の定めるところによる。

（職員）

第二十五条　自治庁に置かれる職員の任免、昇給、懲戒その他人事管理に関する事項については、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の定めるところによる。

（定員）

第二十六条　自治庁に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

附　則

1　この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。但し、第二十四条の規定は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第　号）施行の日から施行する。

2　左に掲げる法律は、廃止する。

全国選挙管理委員会法（昭和二十二年法律第百五十四号）

地方自治庁設置法（昭和二十四年法律第百三十一号）

地方財政委員会設置法（昭和二十五年法律第二百十号）

3　第十五條第二項の規定による地方財政審議会の委員の任命のために必要な行為は、第一項の規定にかかわらず、この法律施行前にこれを行うことができる。

4　この法律施行の際国会閉会中である場合においては、内閣総理大臣は、第十五條の規定にかかわらず、両議院の議決を待ないで、地方財政審議会の委員を任命することができる。

5　前項の場合においては、任命後最初に招集される国会において、その委員の任命について両議院の事後の同意を求めなければならない。両議院の事後の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、第十六條の規定にかかわらず、その委員を罷免しなければならない。

6　この法律施行の際、現に地方自治庁、地方財政委員会事務局及び全国選挙管理委員会事務局の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の資格条件をもつて自治庁の職員となるものとする。

○議長（林譲治君）　両案を一括して採決いたします。両案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林譲治君）　起立多数。よつて両案とも参議院の修正に同意することに決しました。

第三十二　自治庁設置法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案（内閣提出、参議院回付）

○議長（林譲治君）　日程第三十二、自治庁設置法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案の参議院回付案を議題といたします。

自治庁設置法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十七年七月二十三日

参議院議長　佐藤　尚武

衆議院議長林譲治殿

（小字及び――は参議院修正）

自治庁設置法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案の一部を次のように修正する。

第二條　最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第五條中「最高裁判所裁判官国民審査管理委員会」を「中央選挙管理委員会」に改める。

第九條を次のように改める。

第九條（審査に関する事務の管理）　審査に関する事務は、中央選挙管理委員会が管理する。

第十條第一項、第十一條第二項、第十四條第一項、第三十條第二項及び第三十一條第二項中「国民審査管理委員会」を「中央選挙管理委員会」に改める。

第三十三條中「国民審査管理委員会」を「中央選挙管理委員会」に改め、同條第二項中「内閣総理大臣及び全国選挙管理委員会」を「自治庁長官を通じ内閣総理大臣」に改める。

第三十六條及び第三十八條中「国民審査管理委員会」を「中央選挙管理委員会」に改める。

第四十條中「、全国選挙管理委員会及び国民審査管理委員会」を「及び自治庁長官を通じ中央選挙管理委員会」に改める。

第四十二條及び第四十三條第二項中「国民審査管理委員会」を「中央選挙管理委員会」に改める。

第四十四條第二項中「国民審査管理委員会の委員、選挙管理委員会の委員、国民審査管理委員会若しくは選挙管理委員会の職員」を「中央選挙管理委員会若しくは選挙管理委員会の委員、中央選挙管理委員会の職員」に改める。

第五十條の見出しを「（中央選挙管理委員の委員等の失職）」に改め、同條中「国民審査管理委員」を「中央選挙管理委員の委員」に改める。

第六條　政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）の一部を次のように改正する。

第六條第一項各号列記以外の部分中「当該選挙管理委員会」を「当該選挙管理委員会又は自治庁長官」に改め、同項第三号中「全国選挙管理委員会」を「自治庁長官」に改める。

第九條第二項を次のように改める。

前項の会計帳簿の種類及び様式は、総理府令でこれを定める。

第十二條第一項各号別記以外の部分中「当該選挙管理委員会」を「当該選挙管理委員会又は自治庁長官」に改め、同條第三項を次のように改める。

第一項の報告書の様式は、総理府令でこれを定める。

第十三條第一項各号列記以外の部分中「当該選挙管理委員会（参議院全国選出議員の選挙の場合にあつては中央選挙管理委員会）」に改める。

第十七條中「当該選挙管理委員会」を「当該選挙管理委員会又は自治庁長官」に改める。

第十九條各号列記以外の部分中「選挙管理委員会」を「中央選挙管理委員会又は選挙管理委員会」に改める。

第二十條第一項中「当該選挙管理委員会」を「自治庁長官、中央選挙管理委員会又は選挙管理委員会」に、「全国選挙管理委員会」を「総理府令」に改め、同條第二項中「全国選挙管理委員会」を「自治庁長官及び中央選挙管理委員会」に改める。

第二十一條第一項中「選挙管理委員会」を「自治庁長官、中央選挙管理委員会又は選挙管理委員会」に改め、同條第二項中「全国選挙管理委員会又は都道府県若しくは市町村の選挙管理委員会」を「自治庁長官又は中央選挙管理委員会の場合にあつては総理府令の定めるところにより、都道府県又は市町村の選挙管理委員会の場合にあつてはそれぞれの選挙管理委員会」に改める。

第三十條中「全国選挙管理委員会」を「自治庁長官（参議院全国選出議員の選挙に関しては中央選挙管理委員）」に改める。

第三十一條中「全国選挙管理委員会」を「中央選挙管理委員」に改める。

第十條　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五條（選挙事務の管理及び監督）」を「第五條　第五條の二（中央選挙管理委員会）」に、「第二百七十三條（選挙事務の委嘱）」を「第二百七十三條（選挙事務の委嘱）」に改める。

第五條の見出しを「（選挙事務の管理及び監督）」に改め、同條中「全国選挙管理委員会」を「中央選挙管理委員」に改め、同條に次の二項を加える。

2　自治庁長官は、参議院全国選出議員の選挙以外の選挙に関する事務について都道府県の選挙管理委員会を指揮監督する。

3　中央選挙管理委員は、参議院全国選出議員の選挙に関する事務について都道府県の選挙管理委員会を指揮監督する。

第五條の次に次の一條を加える。

（中央選挙管理委員）

第五條の二　中央選挙管理委員は、委員五人をもつて組織する。

2　委員は、国会議員以外の者で参議院議員の被選挙権を有する者の中から国会の議決による指名に基いて、内閣総理大臣が任命する。

3　前項の指名に当つては、同一の政党その他の団体に属する者が、三人以上とならないようにしなければならない。

4　内閣総理大臣は、委員が左の各号の一に該当するに至つた場合は、その委員を罷免するものとする。但し、第二号及び第三号の場合においては、国会の同意を得なければならない。

一　参議院議員の被選挙権を有しなくなつた場合又は禁治産の宣告を受けた場合

二　心身の故障のため、職務を執行することができない場合

三　職務上の義務に違反し、その他委員たるに適しない非行があつた場合

5　委員のうち同一の政党その他の団体に属する者が三人以上となつた場合においては、内閣総理大臣は、くじで定める一人以外の委員を罷免するものとする。

6　国会は、第二項の規定による委員の指名を行う場合においては、同時に委員と同数の予備委員の指名を行わなければならない。予備委員が欠けた場合においては、同時に委員の指名を行うときに限り、予備委員の指名を行う。

7　予備委員は、委員が欠けた場合又は故障のある場合に、その職務を行う。

8　第二項から第五項までの規定は、予備委員について準用する。

9　委員の任期は、三年とする。但し、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

10　前項の規定にかかわらず、委員は、国会の閉会又は衆議院の解散の場合に任期が満了したときは、あらたに委員が、その後最初に召集された国会における指名に基いて任命されるまでの間、なお、在任するものとする。

11　委員は、非常勤とする。

12　委員長は、委員の中から互選しなければならない。

13　委員長は、中央選挙管理委員を代表し、その事務を総理する。

14　中央選挙管理委員の会議は、その委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

15　中央選挙管理委員の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

16　中央選挙管理委員の庶務は、自治庁選挙部において行う。

17　前各項に定めるもの外、中央選挙管理委員の運営に関し必要な事項は、中央選挙管理委員が定める。

第六條第一項中「全国選挙管理委員会」を「自治庁長官、中央選挙管理委員」に改める。

第三十四條第四項及び第五項中「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会」の下に「（参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員）」を加え、同條第五項中「又は国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第百十條（議員の欠員の場合の議長の通知）の規定による通知（参議院全国選出議員の場合に限る。）」を削る。

第四十九條第四号中「全国選挙管理委員会が指定する」を「命令で定める」に改める。

第七十五條第三項中「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会」の下に「（参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員）」を加える。

第八十三條第二項中「（選挙分会に関するものについては当該都道府県の選挙管理委員会）」を「（参議院全国選出議員の選挙の選挙会に関するものについては中央選挙管理委員、選挙分会に関するものについては当該都道府県の選挙管理委員会）」に改める。

第八十六條第八項、第百條第二項、第百一條、第百三條第一項、第百五條、第百六條、第百七條及び第百八條第一項各号列記以外の部分中「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会」の下に「（参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員）」を加える。

第百八條第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一　衆議院議員、参議院議員及び都道府県知事の選挙にあつては内閣総理大臣に

第百八條第一項第三号を同條同項第二号とし、以下一号ずつ繰り上げ、同條第二項を次のように改める。

2　内閣総理大臣は、前項の規定

により衆議院議員又は参議院議員の選挙につき第百五條（当選証書の附與及び告示）の規定により当選証書を附與した旨の報告を受けたときは、直ちにその旨並びに当選人の住所及び氏名をそれぞれ衆議院議長又は参議院議長に報告しなければならない。

第百十條第一項各号列記以外の部分中「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会」の下に「（参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員会）」を加える。

第百十一條第一項各号列記以外の部分中「参議院（地方選出）議員」を「参議院議員」に改め、同項第一号中「全国選挙管理委員会」を「内閣総理大臣」に改め、同項第二号を同項第三号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同項第一号の次に次の一号を加える。

一　参議院（全国選出）議員については、国会法第百十條の規定によりその欠員を生じた旨の通知を受けた日から五日以内に、内閣総理大臣から中央選挙管理委員会に

第百十一條第二項中「前項の通知を受けた選挙管理委員会」の下に「又は中央選挙管理委員会」を加え、同條第三項を削る。

第百十二條第六項中「又は第三項」を削る。

第百十三條第一項各号列記以外の部分中「衆議院議員、参議院（地方選出）議員（在任期間を同じくするものをいう。）又は地方公共団体の議会の議員の欠員につき、第百十一條（議員の欠員の場合の通知）第一項第一号若しくは第二号の規定による通知又は参議院（全国選出）議員（在任期間を同じくするものをいう。）の欠員につき、国会法第百十條（議員の欠員の場合の議長の通知）の規定による通知を受けた場合において、」を「衆議院議員、参議院議員（在任期間を同じくするものをいう。）又は地方公共団体の議会の議員の欠員につき、第百十一條（議員の欠員の場合の通知）第一項第一号から第三号までの規定による通知を受けた場合において、」に改め、「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会」の下に「（参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員会）」を加え、「第百十一條第一項第五号若しくは第七号」を「第三号、第四号若しくは第六号」に改める。

第百二十條第一項中「第四号、第五号又は第七号」を「第三号、第四号又は第六号」に改め、同條第二項中「第四号、第五号若しくは第七号」を「第三号、第四号若しくは第六号」に改める。

第百三十七條第二項及び第百三十四條第一項中「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会」の下に「（参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員会）」を加える。

第百三十六條第一号を次のように改める。

一　中央選挙管理委員会の委員及び中央選挙管理委員会の庶務に従事する自治庁の職員並びに選挙管理委員会の委員及び職員

第百四十條第二項及び第三項中「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会」の下に「（参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員会）」を加える。

第百四十四條第二項中「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会」の下に「（参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員会）」を「中央選挙管理委員会」に改める。

第百四十八條第二項中「選挙管理委員会」の下に「（参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員会）」を加える。

第百四十九條第一項中「全国選挙管理委員会が」を「命令で」に改める。

第百五十條第三項中「全国選挙管理委員会」を「自治庁長官」に改める。

第百六十七條第四項中「全国選挙管理委員会が」を「命令で」に改める。

第百六十八條第一項及び第百六十九條第一項中「全国選挙管理委員会」を「中央選挙管理委員会」に改める。

第百七十二條中「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会」の下に「（参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員会）」を加える。

第百七十七條第一項中「全国選挙管理委員会」を「自治庁長官」に改める。

第百八十條第三項中「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会」の下に「（参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員会）」を加える。

第百八十五條第二項を次のように改める。

2　前項の会計帳簿の種類及び様式は、命令で定める。

第百八十九條第一項各号列記以外の部分中「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会」の下に「（参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員会）」を加える。

第百九十二條第一項中「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会」の下に「（参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員会）」を加え、「全国選挙管理委員会」を「命令」に改め、同條第二項中「全国選挙管理委員会」を「中央選挙管理委員会」に改め、同條第三項中「当該選挙管理委員会」を「当該報告書を受理した選挙管理委員会又は中央選挙管理委員会」に改め、同條第四項中「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会」の下に「（参議院全国選出議員については総理府令）」を加える。

第百九十三條中「全国選挙管理委員会」を「中央選挙管理委員会」に改める。

第百九十五條第二項及び第百九十六條中「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会」の下に「（参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員会）」を加える。

第二百四條及び第二百八條第一項中「全国選挙管理委員会」を「中央選挙管理委員会」に改める。

第二百十七條中「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の所在地を管轄する高等裁判所」の下に「（参議院全国選出議員の選挙については東京高等裁判所）」を加える。

第二百二十條第一項中「全国選挙管理委員会に通知し、且つ、」を「自治庁長官に通知し、且つ参議院

全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員、この法律に定めるその他の選挙については」に改め、同條第三項中「全国選挙管理委員会に送付し、且つ、」を「自治庁長官に送付し、且つ、参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員、この法律に定めるその他の選挙については」に改める。

第二百二十一條第二項、第二百二十六條、第二百二十七條及び第二百三十七條第四項中「選挙管理委員会の委員」を「中央選挙管理委員会の委員」に改める。

第二百五十四條中「全国選挙管理委員会に通知し、且つ、」を「自治庁長官に通知し、且つ、参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員、この法律に定めるその他の選挙については」に改める。

第二百六十三條第五号中「で全国選挙管理委員会の定めるもの」を削る。

第二百七十三條を次のように改める。

（選挙事務の委嘱）

第二百七十三條　都道府県又は市町村の選挙管理委員会が、都道府県知事又は市町村長の承認を得て、当該都道府県又は市町村の補助機関たる職員に選挙に関する事務を委嘱したときは、これらの職員は、忠実にその事務を執行したければならない。

第二十一條　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十九号）の一部を次のように改正する。

第五條中「地方財政委員会規則」を「総理府令」に改める。

第二十二條　税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第三十九條第二項中「地方財政委員会」を「自治庁」に改める。

第二十三條　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第二條第四項中「第十五條第一項」を「第十六條第一項」に改める。

第二十四條　奄美諸島復帰特別措置法（昭和二十七年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第十五條第一項第一号を次のように改める。

一　自治庁次長

第二十五條　特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第六條第一項第一号を次のように改める。

一　自治庁次長

附　則

1　この法律は、自治庁設置法（昭和二十七年法律第　号）施行の日から施行する。

2　この法律施行の際国民審査管理委員会又は全国選挙管理委員会が保存している審査録又は選挙録は、中央選挙管理委員会において引き続き保存するものとする。

3　改正後の公職選挙法第五條の二の規定による中央選挙管理委員会の委員の任命のために必要な行為は、この法律施行前においても行うことができる。

4　この法律施行前法令の規定に基いて地方財政委員会若しくは地方財政委員会委員長がした処分又は地方財政委員会若しくは地方財政委員会委員長に対してした請求、異議の申立その他の行為は、この法律施行後における法令の相当規定に基いて自治庁長官がした処分又は自治庁長官に対してした請求、異議の申立その他の行為とみなす。

5　この法律施行の際現に効力を有する地方財政委員会規則又は全国選挙管理委員会規則は、この法律の施行後は、それぞれ、政令をもつて規定すべき事項を規定するものについては政令としての、総理府令をもつて規定すべき事項を規定するものについては総理府令としての効力を有するものとする。

○議長（林譲治君）　採決いたします。本案の参議院の修正に同意の諾否の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（林譲治君）　起立多数。よつて参議院の修正に同意するに決しました。

第三十三　郵政省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院回付）

第三十四　郵政省設置法の一部改正に伴う関係法令の整理に関する法律案（内閣提出、参議院回付）

○議長（林譲治君）　日程第三十三、郵政省設置法の一部を改正する法律案の参議院回付案、日程第三十四、郵政省設置法の一部改正に伴う関係法令の整理に関する法律案の参議院回付案、右両案を一括して議題といたします。

郵政省設置法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十七年七月二十三日

参議院議長　佐藤　尚武

衆議院議長林譲治殿

（小字及び――は参議院修正）

郵政省設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第三條を次のように改める。

（郵政省の任務）

第三條　郵政省は、左に掲げる国の事業及び行政事務を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。

一　郵便事業

二　郵便貯金事業、郵便為替事業及び郵便振替貯金事業

三　簡易生命保険事業及び郵便年金事業

四　電気通信に関する事務

2　郵政省は、前項の事業及び事務の外、左に掲げる業務をつかさどる。

一　前項の事業に附帯する業務

二　日本電信電話公社、国際電信電話株式会社及び日本放送協会から委託された業務

三　国民貯蓄債券の売りさばき、簡易保険及び郵便年金の支給に関する業務

四　印紙の売りさばきに関する業務

五　年金及び恩給の支給その他国庫金の受入払渡に関する業務

第六條第一項第十二号の次に次の四号を加える。

十二の二　日本電信電話公社及び国際電信電話株式会社を監督すること。

十二の三　公共企業体調停委員会に対する調停の請求及び公共企業体仲裁委員会に対する仲裁の請求に関すること。

十二の四　有線電気通信を規律し、及び監督すること。

十二の五　電波及び放送の規律に関する事項以外の国際電気通信の管理に関する国際的取極及び国際電気通信連合その他の機関との連絡に関すること。

第六條第二項中「前項第十号に掲げる事務及び」を「前項第十号及び第十二号の三に掲げる事務並びに」に改める。

第八條第四号中「国際会議」を「国際的取極」に改め、同條第十三号及び第十三号の二を次のように改める。

十三　日本電信電話公社及び国際電信電話株式会社から委託された業務を処理すること。

十三の二　日本放送協会から委託された業務を処理すること。

「簡易生命保険郵便年金審査会

保険契約者、保険金受取人、年金契約者、年金受取人、年金継続受取人又は返還金受取人が簡易生命保険又は郵便年金の契約上の権利義務に関する事項について国との間に紛争を生じた場合、その紛争処理機関として公平な審査をし、及び裁決をすること。」

第十九條第一項の表○日の項中「電波及び放送の現律に関するものを除く」の下に「及び郵政省設置法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第百三十一号）第八条第一項の表○日の項中「電波及び放送の現律に関するものを除く」の公平且つ能率的な運営を図るため」の下に「及び郵政省設置法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第百三十一号）第八条第一項の表○日の項中「電波及び放送の現律に関するものを除く」を加え、同表

「簡易生命保険郵便年金審査会

保険契約者、保険金受取人、年金契約者、年金受取人、年金継続受取人又は返還金受取人が簡易生命保険又は郵便年金の契約上の権利義務に関する事項について国との間に紛争を生じた場合、その紛争処理機関として公平な審査をし、及び裁決をすること。」

電波監理審議会

電波技術審議会

改める。

附　則

この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

郵政省設置法の一部改正に伴う関係法令の整理に関する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十七年七月二十三日

参議院議長　佐藤　尚武

衆議院議長林譲治殿

（小字及び――は参議院修正）

郵政省設置法の一部改正に伴う関係法令の整理に関する法律案の一部を次のように修正する。

（電波法の一部改正）

第二條　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七章　聴聞及び訴訟（第八十三條―第九十九條）」を「第七章　異議の申立及び訴訟（第八十三條―第九十九條の二―第九十九條の十三）」に改める。

「電波監理委員会規則」を「郵政省令」に改める。

第七章を除き、「電波監理委員会」を「郵政大臣」に改める。

第七章の章名中「聴聞」を「異議の申立」に改める。

第八十三條を削り、第八十四條及び第八十五條中「電波監理委員会」を「郵政大臣」に改め、第八十四條を第八十三條とし、第八十五條を第八十四條とし、同條の次に次の一條を加える。

（電波監理審議会への付議）

第八十五條　第八十三條の規定による異議の申立があつたときは、郵政大臣は、前條の規定により申立を却下する場合を除き、遅滞なく、これを電波監理審議会の議に付さなければならない。

第八十六條を次のように改める。

（聴聞の開始）

第八十六條　電波監理審議会は、前條の規定により議に付された事案につき、異議の申立が受理された日から三十日以内に聴聞を開始しなければならない。

第八十七條中「電波監理委員会」を「電波監理審議会」に改める。

第八十八條第一項中「利害関係者（異議の申立に係る聴聞の場合は利害関係者及び異議の申立をした者。以下同じ。）」を「異議の申立をした者その他の利害関係者」に改める。

第九十二條中「若しくはその代理人又は電波監理委員会」を「又はその代理人」に改め、「若しくは電波監理委員会」を削る。

第九十三條中「電波監理委員会」を「電波監理審議会」に改め、同條第三項中「意見書」の下に「の謄本」を加え、同條の次に次の一條を加える。

（議決）

第九十三條の二　電波監理審議会は、前條の調査及び意見書に基き、事案についての決定案を議決しなければならない。

第九十四條第一項を次のように改める。

郵政大臣は、前條の議決があつたときは、その議決の日から七日以内に、その議決により異議の申立についての決定を行う。

第九十四條第三項中「電波監理委員会」を「電波監理審議会」に改める。

第九十六條の見出しを「（省令委任事項）」に改め、同條の次に次の一條を加える。

（訴の提起）

第九十六條の二　第八十三條第一項の規定により異議の申立をすることができる事項に関する訴は、第八十四條第一項の規定による却下の処分又は第九十四條第一項の規定による決定に対してのみ提起することができる。

第九十七條中「この法律又はこの法律に基く命令の規定に基く電波監理委員会の処分に対する訴」を「前條の訴」に改める。

第九十八條中「前條の訴」を「第九十六條の二の訴」に、「電波監理委員会」を「郵政大臣」に改める。

第九十九條中「電波監理委員会」を「電波監理審議会」に改め、同條の次に次の一章を加える。

第七章の二　電波監理審議会

（組織）

第九十九條の二　電波監理審議会は、委員五人をもつて組織する。

2　審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

3　会長は、会務を総理する。

4　電波監理審議会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合に会長の職務を代行する者を定めて置かなければならない。

（委員の任命）

第九十九條の三　委員は、公共の福祉に関し公正な判断をすることができ、広い経験と知識を有する者のうちから、両議院の同意を得て、郵政大臣が任命する。

2　委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため両議院の同意を得ることができないときは、郵政大臣は、前項の規定にかかわらず、両議院の同意を得ないで委員を任命することができる。この場合においては、任命後最初の国会において、両議院の同意を得なければならない。

3　左の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

一　禁こ以上の刑に処せられた者

二　国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三　放送事業者その他の電気通信事業者、無線設備の機器の製造業者若しくは販売業者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わずこれと同等以上の職権若しくは支配力を有する者を含む。以下この條中同じ。）若しくはその法人の議決権の十分の一以上を有する者（任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。）

四　前号に掲げる事業者の団体の役員（任命の日以前一年間においてこれに該当した者を含む。）

（服務）

第九十九條の四　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第九十六條、第九十八條から第百二條まで及び第百五條の規定は、委員に準用する。

（任期）

第九十九條の五　委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残任期間在任する。

2　委員は、再任されることができる。

（退職）

第九十九條の六　委員は、第九十九條の三第二項後段の規定による両議院の同意が得られなかつたときは、当然退職するものとする。

（罷免）

第九十九條の七　郵政大臣は、委員が第九十九條の三第三項各号の一に該当するに至つたときは、これを罷免しなければならない。

第九十九條の八　郵政大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

（退職後の就職の制限）

第九十九條の九　委員であつた者は、その退職後一年間は、第九十九條の三第三項第三号及び第四号に掲げる職についてはならない。

（会議及び手続）

第九十九條の十　電波監理審議会は、会長を含む三人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2　電波監理審議会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

3　前二項に定めるものの外、電波監理審議会の会議の議事に関する手続は、郵政省令で定める。

（必要的諮問事項）

第九十九條の十一　郵政大臣は、左に掲げる場合には、電波監理審議会に諮問し、その議決を尊重しなければならない。

一　第四條第一項但書（免許を要しない無線局）、第七條第一項第四号（無線局の開設の根本的基準）、○第九條第一項但書（許可を要しない工事設置）、○第十三條第一項（無線局の免許の有効期間）、第十五條（再免許の手続）、第二十八條（第百條第三項において準用する場合を含む。）（電波の質）、第二十九條（受信設備の條件）、第三十條（第百條第三項において準用する場合を含む。）（安全施設）、第三十一條（周波数測定装置の備えつけ）、第三十二條（計器及び予備品の備えつけ）、第三十五條（補助装置の備えつけ）、第三十六條の二（義務航空機局の條件）、第三十七條（無線設備の機器の検定）、第三十八條（第百條第三項において準用する場合を含む。）（技術基準）、第三十九條（無線設備の操作）、第四十條（特殊無線技士の従事範囲）、第四十九條（国家試験の細目等）、第五十條第三項（無線従事者の資格別員数の指定）、第五十二條第六号（目的外使用）、第五十五條（運用許容時間外運用）、第六十一條（通信方法等）、第六十四條第二項（第二沈黙時間）、第六十五條第二項、第七十條の四（緊急義務）、第七十條の五（航空機局の通信連絡）及び第百條第一項第二号（高周波利用設備）の規定による郵政省令を制定し○、変更し、又は廃止しようとするとき。

二　第七十六條第二項及び第三項の規定による無線局の免許の取消又は第七十九條第一項の規定による無線従事者の免許の取消の処分をしようとするとき。

三　第八條の規定による無線局の予備免許、第九條第一項の規定による工事設計変更の許可又は第七十一條第一項の規定による無線局の開設数等の指定の変更の処分をしようとするとき。

2　前項第三号に掲げる事項のうち、電波監理審議会が妥当なものと認めるものについて、郵政大臣は、電波監理審議会に諮問しないで指定をすることができる。

（聴聞）

第九十九條の十二　電波監理審議会は、前項の場合の外、電波及び放送（有線放送を含む。）の規律に関し郵政大臣から諮問を受けた場合において必要があると認めるときは、聴聞を行うことができる。

3　第八十七條から第九十三條までの規定は、前二項の聴聞に準用する。

4　第一項又は第二項の規定により聴聞を行つた事案については、電波監理審議会は、前項において準用する第九十三條の四第二項の規定により聴聞を受けた場合には、聴聞を行わなければならない。

2　電波監理審議会は、前項の場合の外、電波及び放送（有線放送を含む。）の規律に関し郵政大臣から諮問を受けた場合において必要があると認めるときは、聴聞を行うことができる。

3　第八十七條から第九十三條までの規定は、前二項の聴聞に準用する。

4　第一項又は第二項の規定により聴聞を行つた事案については、電波監理審議会は、前項において準用する第九十三條の四第二項及び意見書に基き答申を議決しなければならない。

（命令）

第九十九條の十三　電波監理審議会は、第九十九條の十二に掲げる事項その他電波の規律に関し、郵政大臣に対して必要な勧告をすることができる。

2　郵政大臣は、前項の勧告を受けたときは、その内容を公表するとともに、これを尊重して必要な措置をしなければならない。

第百十條に次の一号を加える。

十二　第九十九條の九の規定に違反した者

（放送法の一部改正）

第三條　放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

「電波監理委員会」を「郵政大臣」に改める。

第四十八條を次のように改める。

（電波監理審議会への諮問）

第四十八條　郵政大臣は、左に掲げる場合には、電波監理審議会に諮問し、その議決を尊重して措置をしなければならない。

一　第九條第五項（監理業務を行う場所の指定）、第十一條第二項（定款変更の認可）、第三十一條第二項及び第三項（受信料免除の基準及び受信契約の認可）、第三十三條（国際伝送路の命令）、第三十四條第一項（伝送に関する研究の実施命令）、第四十三條第一項（伝送の廃止又は休止の許可）又は第百條（放送設備の開設等の認可）の規定による処分をしようとするとき。

二　第三十七條第二項の規定により日本放送協会の収支予算、事業計画及び資金計画に対して意見を附けようとするとき。

2　前項各号に掲げる事項のうち、電波監理審議会が妥当なものと認めるものについては、郵政大臣は、電波監理審議会に諮問しないで措置をすることができる。

第四十九條を次のように改める。

（続き）

第四十九條　電波監理審議会は、前條に掲げる事項その他法令の規律に関し、郵政大臣に対して必要な勧告をすることができる。

2　郵政大臣は、前項の勧告を受けたときは、その内容を公表するとともに、これに対して必要な措置をしなければならない。

（有線放送業務の運用の規正に関する法律の一部改正）

第四條　有線放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

「電波監理委員会」を「郵政大臣」に、「電波監理委員会規則」を「郵政省令」に改める。

第九條第二項中「を次のように」を「異議の申立」に改める。

2　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七條（異議の申立及び訴訟）の規定は、前項の異議の申立に関し準用する。この場合においては、同法第八十五條中「第八十三條」とあるのは「有線放送業務の運用の規正に関する法律第九條第一項」と読み替えるものとする。

（警察予備隊令の一部改正）

第七條　警察予備隊令（昭和二十五年政令第二百六十号）の一部を次のように改正する。

附則第八項及び第九項中「電波監理委員会」を「郵政大臣」に、附則第九項中「電波監理委員会規則」を「郵政省令」に改める。

（労働関係調整法等の一部を改正する法律の一部改正）

第八條　労働関係調整法等の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第二條（公共企業体労働関係法の一部改正）のうち第二條の改正規定中「日本放送協会から委託された業務」の下に「国民貯蓄債券の売りさばき、電源及び鉱上並びにその即増金の支払に関する業務」を加える。

附　則

1　この法律は、郵政省設置法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第　号）の施行の日から施行する。

2　従前の電波監理委員会の機関及び職員（委員長及び委員を除く。）は、郵政省の相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

3　この法律の施行の際現に効力を有する電波監理委員会規則は、この法律の施行後も郵政省令としての効力を有するものとする。

4　第二條の規定による改正後の電波法第九十九條の三の規定による電波監理審議会の委員の任命のために必要な行為は、第一項の規定にかかわらず、この法律の施行前においても行うことができる。

5　この法律施行の際国会が閉会中である場合においては、郵政大臣は、第二條の規定による改正後の電波法第九十九條の三の規定にかかわらず、両議院の同意を得ないで、電波監理審議会の最初の委員を任命することができる。

6　前項の場合においては、任命後最初に召集される国会において、当該委員の任命について、両議院の事後の承認を求めなければならない。両議院の事後の承認が得られなかつたときは、当該委員は、当然退職するものとする。

7　この法律の施行後最初に任命される電波監理審議会の委員の任期は、第二條の規定による改正後の電波法第九十九條の五の規定にかかわらず、郵政大臣の定めるところにより、一人は九箇月、二人は一年九箇月、他の二人は二年九箇月とする。

○議長（林譲治君）　両案を一括して採決いたします。両案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（林譲治君）　起立多数。よつて両案とも参議院の修正に同意するに決しました。

第三十五　昭和二十七年度における行政機構の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の特例に関する法律案（内閣提出、参議院回付）

○議長（林譲治君）　日程第三十五、昭和二十七年度における行政機構の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の特例に関する法律案の参議院回付案を議題といたします。

昭和二十七年度における行政機構の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の特例に関する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正決議した。よつて国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十七年七月二十三日

参議院議長林譲治殿

衆議院議長　佐藤　尚武

（小字及び――は参議院修正）

1　昭和二十七年度における行政機構の改革等に関連して、又は昭和二十七年度予算実行上の要請に因り、昭和二十七年四月五日から昭和二十八年三月同年十二月三十一日までの間において退職する職員で閣議で定めるものに対する国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律（昭和二十五年法律第百四十二号。以下「法」という。）の規定による一般の退職手当の額は、法第四條及び第五條の規定にかかわらず、法附則第六項中「前項」とあり、又は法附則第七項中「附則第五項」とあるのを昭和二十七年度における行政機構の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律本則第一項」と読み替えて、これらの項の規定により計算した額に、百分の百八十を乗じて得た額とする。

2　昭和二十七年度予算実行上の要請に因り、昭和二十八年八月一日から同年三月三十一日までの間において退職する職員で閣議で定めるものに対する法の規定による一般の退職手当の額は、法第四條及び第五條の規定にかかわらず、法附則第六項中「前項」とあり、又は法附則第七項中「附則第五項」とあるのを「昭和二十七年度における行政機構の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の特例に関する法律本則第一項」と読み替えて、これらの項の規定により計算した額とする。

○議長（林譲治君）　採決いたします。本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（林譲治君）　起立多数。よつて参議院の修正に同意するに決しました。

第三十六　工業技術庁設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院回付）

○議長（林譲治君）　日程第三十六、工業技術庁設置法の一部を改正する法律案の参議院回付案を議題といたします。

工業技術庁設置法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十七年七月二十五日

参議院議長　佐藤　尚武

衆議院議長林譲治殿

（小字及び――は参議院修正）

工業技術庁設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附　則

1　この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

2　政府は、昭和二十七年九月三十日までは、この法律の施行前に廃止した工業技術庁の試験研究所又はその支所の用に供していた国有

財産（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二條に規定する国有財産をいう。以下同じ。）及び物品（物品の無償貸付及び譲與等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十九号）第一條に規定する物品をいう。以下同じ。）を、時価から国有財産にあつてはその七割以内、物品にあつてはその五割以内を減額した対価で、地方公共団体に譲渡することができる。但し、当該地方公共団体がその国有財産又は物品を引き続き同種の施設の用に供する場合に限る。

3　政府は、前項の規定により国有財産又は物品を譲渡する場合においては、売拂代金の納付前においても、当該国有財産又は物品を引き渡すことができる。

4　第二項の規定により譲渡した国有財産又は物品の売拂代金は、政令で定めるところにより、当該地方公共団体が発行する地方債の証券をもつて納付することができる。

5　従前の工業技術庁の機関及び職員は、工業技術庁の相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

6　工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第九條中「工業技術庁」を「工業技術院」に改める。

○議長（林譲治君）　採決いたします。本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（林譲治君）　起立多数。よつて参議院の修正に同意するに決しました。

第三十七　経済審議庁設置法案（内閣提出、参議院回付）

第三十八　経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律案（内閣提出、参議院回付）

○議長（林譲治君）　日程第三十七、経済審議庁設置法案の参議院回付案、日程第三十八、経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律案の参議院回付案、右両案を一括して議題といたします。

経済審議庁設置法案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十七年七月二十五日

参議院議長　佐藤　尚武

衆議院議長林譲治殿

（小字及び――は参議院修正）

経済審議庁設置法案の一部を次のように修正する。

（任務）

第三條　審議庁は、左に掲げる事務をつかさどる。

一　長期経済計画の策定

二　二以上の行政機関の経済施策に関連する総合的且つ基本的な政策の企画立案（特定の行政機関の主管に属するものを除く。）

三　経済に関する基本的な政策の総合調整

四　他の行政機関の所掌に属さない総合的経済政策の企画立案

五　長期経済計画の策定

四、総合国力の分析及び測定

五　内外の経済動向及び国民所得等に関する調査及び分析

（権限）

第四條　審議庁は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律（法律に基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

一　予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。

二　収入金を徴収し、所掌事務の発行に必要な支拂をすること。

三　所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。

四　所掌事務の遂行に直接必要な事務用品等を調達すること。

五　不用財産を処分すること。

六　職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。

七　職員の厚生及び保健のため必要な施設をし、及び管理すること。

八　職員に貸與する宿舎を設置し、及び管理すること。

九　所掌事務に関する統計及び調査資料を頒布し、又は刊行すること。

十　所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置を執ること。

十一　所掌事務の周知宣伝を行うこと。

十二　審議庁の公印を制定すること。

十三　経済○（特別会計予算並びに財政投資本の投資及び事業活動を含む。）に関する基本的な政策及び計画について、関係行政機関の事務の総合調整を行うこと。

十四　国土総合開発に関する基本的な政策及び計画を企画立案すること。

十五　電源開発に関する基本的な政策及び計画を企画立案すること。

十六　物価に関する基本的な政策を企画立案すること。

十七　国民生活の安定○及び労働状況の改善に関する基本的な政策を企画立案すること。

十八　前四号に掲げるものの外、二以上の行政機関の所掌に属さない総合的経済政策○（特定の行政機関の主管に属するものを除く。）を企画立案すること。

十九　左に掲げる法律に基く内閣総理大臣の権限の行使について補佐すること。

イ　国土総合開発法（昭和二十五年法律第二百五号）

ロ　国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）

ハ　特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）

ニ　電源開発促進法（昭和二十七年法律第　号）

二十　前各号に掲げるものの外、法律（法律に基く命令を含む。）に基き、審議庁に属せしめられた権限

（内部部局）

第五條　審議庁に、左の三部を置く。

総務部

調査部

計画部

調査部

（特別な職）

第六條　審議庁に、次長一人を置く。

2　次長は、長官を助け、庁務を整理する。

3　審議庁に、審議官十人以内を置く。

4　審議官は、命を受け、重要な庁務に参画する。

5　総務部、○調査部、○計画部及び調査部に、各部を通じ、調査官二十人以内を置く。

6　調査官は、命を受け、専門的事項の調査に参画する。

（総務部の事務）

第七條　総務部においては、左の事務をつかさどる。

一　機密に関すること。

二　職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

三　長官の官印及び庁印を管守すること。

四　公文書を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。

五　経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

六　行政財産及び物品を管理すること。

七　職員の衛生、医療その他厚生に関すること。

八　行政の考査を行うこと。

九　こう報に関すること。

十　法令案の審査及び庁務の総合調整に関すること。

十一　前各号に掲げるものの外、審議庁の所掌事務で、他部の所掌に属さない事務に関すること。

（調整部の事務）

第八條　調整部においては、左の事務をつかさどる。

一　貿易○○、外国為替及び国際収支に関する基本的な政策及び計画の総合調整に関すること。

二　産業に関する基本的な政策及び計画の総合調整に関すること。

三　運輸に関する基本的な政策及び計画の総合調整に関すること。

四　財政、通貨及び金融に関する基本的な政策及び計画の総合調整に関すること。

五　外国投資家の投資及び事業活動に関する基本的な政策及び計画の総合調整に関すること。

六　物価に関する基本的な政策の企画立案及び総合調整に関すること。

七　国民の合理的な生活水準の策定並びに雇用の増大、○○国民生活水準の改善その他国民生活の安定に関する基本的な政策及び計画の企画立案及び総合調整に関すること。

八　国際経済協力に関する基本的な政策及び計画の企画立案及び推進に関すること。

九　前七号に掲げるものの外、他の行政機関の所掌に属さない基本的な○○（特定の行政機関の主管に属するものを除く）の企画立案並びに経済に関する基本的な政策及び計画の総合調整に関すること。

十　前各号に掲げるものの外、審議庁の所掌事務で、他部の所掌に属さない事務に関すること。

（計画部の事務）

第九條　計画部においては、左の事務をつかさどる。

一　長期経済計画の策定に関すること。

二　総合国力の分析及び測定に関すること。

三　電源開発に関する基本的な政策及び計画の企画立案及び総合調整に関すること。

四　国土総合開発及び国土調査に関すること。

五　特殊土じょう地帯の災害防除及び振興に関すること。

（調査部の事務）

第十條　調査部においては、左の事務をつかさどる。

一　内外の経済動向の調査及び分析に関すること。

二　経済統計の作成及び整備に関すること。

三　国民所得等の調査及び分析に関すること。

（附属機関）

第十一條　審議庁の附属機関として、経済審議会を置く。

2　経済審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、経済に関する重要な政策、計画等につき調査審議する。

3　経済審議会の組織、所掌事務及び委員については、政令で定める。

（定員）

第十二條　審議庁に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

附　則

1　この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

2　この法律施行の際現に経済安定本部の職員である者は、別に辞令を発せられない場合においては、法律に別段の定のない限り、同一の勤務條件をもつて、審議庁の職員となるものとする。

経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よって国会法第八十三條によりここに回附する。

昭和二十七年七月二十五日

参議院議長　佐藤　尚武

衆議院議長林譲治殿

（小字及び――は参議院修正）

経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律案の一部を次のように修正する。

第一條中

国立国会図書館支部経済安定本部図書館	経済安定本部
国立国会図書館支部物価庁図書館	物価庁

を

国立国会図書館支部経済審議庁図書館	経済審議庁

に改める。

（国家公務員のための国設宿舎に関する法律の一部改正）

第十七條　国家公務員のための国設宿舎に関する法律（昭和二十四年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項第七号を削り、同項第八号を同項第七号とし、同條第二項中「及び第七号」を削る。

（国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正）

第十八條　国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項第一号中「経済安定本部総裁、」を削る。

（国土総合開発法の一部改正）

第十九條　国土総合開発法（昭和二十五年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第三條中「第一條」を「この法律及び国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）」に改める。

第四條に次の一項を加える。

5　国土調査に関し国土総合開発審議会がつかさどる事務については、国土調査法の定めるところによる。

第七條の二第四項中「経済安定本部総裁」を「経済審議庁長官」に改める。

第十條、第十一條の四、第十二條及び第十三條の三中「経済安定本部総務長官」を「経済審議庁長官」に改める。

（旧軍港市転換法の一部改正）

第二十條　旧軍港市転換法（昭和二十五年法律第二百二十号）の一部を発せられない場合においては、法律に別段の定のない限り、同一の勤務條件をもつて、審議庁の職員となるものとする。

経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よって国会法第八十三條によりここに回附する。

昭和二十七年七月二十五日

参議院議長　佐藤　尚武

衆議院議長林譲治殿

（小字及び――は参議院修正）

経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律案の一部を次のように修正する。

（臨時金利調整法の一部改正）

第十條　臨時金利調整法（昭和二十二年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第八條第一項第二号を次のように改める。

二　経済審議庁調整総務部長

（国立国会図書館法第二十條の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部改正）

第十六條　国立国会図書館法第二十條の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律（昭和二十四年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

を次のように改正する。

第六條第二項中「二十人」を「十九人」に改め、同條第三項第五号中「、建設省及び経済安定本部」を「及び建設省」に改める。

（連合国財産の返還等に関する政令の一部改正）

第二十一條　連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）の一部を次のように改正する。

第十四條第一項中「経済安定本部総裁」を削る。

（積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法の一部改正）

第二十二條　積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法（昭和二十六年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十三條第一項第十三号を次のように改める。

十三　経済審議庁次長

（資金運用部資金法の一部改正）

第二十三條　資金運用部資金法（昭和二十六年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十條第二項第五号を次のように改める。

五　経済審議庁次長

（国土調査法の一部改正）

第二十四條　国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　国土調査審議会及び都道府県国土調査委員会（第十一條―第十六條）」を「第三章　国土総合開発審議会及び都府県総合開発審議会の調査審議（第十一條―第十六條）」に改める。

「総裁」を「内閣総理大臣」に改める。

第三條第一項中「経済安定本部総裁（以下「総裁」という。）が定める。」を「総理府令で定める。」に改め、同條第二項中「経済安定本部令」を「総理府令」に改め、同條第三項中「国土調査審議会」を「国土総合開発審議会」に改める。

第六條から第八條まで中「都道府県国土調査委員会」を「都道府県知事」に改める。

「第三章　国土調査審議会及び都道府県国土調査委員会」を「第三章　国土総合開発審議会及び都府県総合開発審議会の調査審議」に改める。

第十一條を次のように改める。

第十一條　削除

第十二條の見出しを「（国土総合開発審議会の調査審議）」に改め、同條中「審議会」を「国土総合開発審議会」に改める。

第十三條及び第十四條を次のように改める。

第十三條及び第十四條　削除

第十五條を次のように改める。

（都府県総合開発審議会の調査審議）

第十五條　都府県知事は、その管轄区域内において国土調査を実施される場合においては、国土総合開発法第六條の六の規定により條例で設置された都府県総合開発審議会に対し、左に掲げる事項について調査審議を求めることができる。

一　第六條第三項の規定による指定又は勧告若しくは助言

二　第十九條第二項の規定による国土調査の成果の認証

第十六條を次のように改める。

第十六條　削除

第十八條から第二十三條まで中「委員会」を「都道府県知事」に改める。

（旅券法の一部改正）

第二十五條　旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第二條第三号中「、各省及び経済安定本部」を「及び各省」に、「、各省大臣及び経済安定本部総裁」を「及び各省大臣」に改める。

（国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律の一部改正）

第二十六條　国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律（昭和二十七年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「経済安定本部総裁が定める方策に基き、」を「政令で定めるところにより、」に改め、同條第二項中「経済安定本部総裁の同意を得て、」を削り、同條第六項及び第七項中「経済安定本部総裁」を「主務大臣」に改める。

第三條中「経済安定本部」を「通商産業省」に改める。

第四條第一項を次のように改める。

審議会は、関係各大臣の諮問に応じ、第二條第一項各号に掲げる物資の需給の調整に関する重要事項に関して審議し、その結果を報告する。

第四條第二項中「経済安定本部総裁」を「関係各大臣」に改める。

第五條第二項中「経済安定本部総務長官」を「通商産業大臣」に改め、同條第三項中「経済安定本部総裁」を「通商産業大臣」に改める。

（特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部改正）

第二十七條　特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第六條第一項第六号を次のように改める。

六　経済審議庁次長

（急傾斜地帯農業振興臨時措置法の一部改正）

第二十八條　急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和二十七年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第十五條第一項第四号を次のように改める。

四　経済審議庁次長

（国有財産特別措置法の一部改正）

第二十九條　国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第五條第二項中「及び経済安定本部総裁」を削る。

（電源開発促進法の一部改正）

第三十條　電源開発促進法（昭和二十七年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第三條、第四條○及び第九條中「経済安定本部総裁」を「内閣総理大臣」に改める。

第七條中「経済安定本部」を「総理府」に改める。

第十條中「十五人」を「十四人」に改める。

第九條第三項第五号○を次のように改める。

五　経済審議庁長官

六　直轄局長官

第十條第四項中「第八号」を「第七号」に改める。

（経済安定本部の残務整理）

第三十一條　左に掲げる事項でこの法律施行の際現に経済安定本部の所管に係るものの残務整理については、経済審議庁においてつかさどる。

一　昭和二十七年度予算の執行及び予備費の支出に関する事項

二　昭和二十四年度から昭和二十七年度までの決算に関する事項

三　昭和二十六年度及び昭和二十七年度の国有財産に関する事項

附則

1　この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

2　この法律施行前にした行為に対する罰則の適用及び価格調整公団の清算に関しては、旧価格調整公団法は、この法律施行後もなおその効力を有する。

○議長（林譲治君）　両案を一括して採決いたします。両案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（林譲治君）　起立多数。よって両案とも参議院の修正に同意するに決しました。

第三十九　資源調査会設置法案（内閣提出、参議院回付）

○議長（林譲治君）　日程第三十九、資源調査会設置法案の参議院回付案を議題といたします。

資源調査会設置法案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつ

て国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十七年七月二十五日

参議院議長　佐藤　尚武

衆議院議長林譲治殿

（小字及び――は参議院修正）

資源調査会設置法案の一部を次のように修正する。

附　則

1　この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

2　この法律施行の際現に経済安定本部設置法（昭和二十四年法律第百六十四号）第十五條に規定する資源調査会の事務局の職員である者は、別に辞令を発せられない場合においては、同一の勤務條件をもつて、資源調査会事務局の職員となるものとする。

○議長（林譲治君）　採決いたします。本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（林譲治君）　起立多数。よつて参議院の修正に同意するに決しました。

第四十　総理府設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院回付）

○議長（林譲治君）　日程第四十、総理府設置法の一部を改正する法律案の参議院回付案を議題といたします。

総理府設置法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十七年七月二十五日

参議院議長　佐藤　尚武

衆議院議長林譲治殿

（小字及び――は参議院修正）

総理府設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第五條第二項を削る。

第五條第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、第五條の次に次の一條を加える。

〔特別調査官〕

第五條の二　大臣官房に、特別調査官一人を置く。

2　特別調査官は、命を受け、第六條第一項第十六号から第十九号までに掲げる事務を掌理する。

3　統計局に、次長二人を置く。

4　次長は、局長を助け、局務を整理する。

第六條第一項第十五号を削り、同項第十六号を同項第十五号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

第八條第二項を削る。

第十八條中「又は政令」を削り、同條の表を次のように改める。

公正取引委員会	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）
国家公安委員会	警察法（昭和二十二年法律第百九十六号）
土地調整委員会	土地調整委員会設置法（昭和二十五年法律第二百九十二号）
国家人事委員会	国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）
宮内庁	宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）
調達庁	調達庁設置法（昭和二十四年法律第百二十九号）
行政管理庁	行政管理庁設置法（昭和二十三年法律第七十七号）
北海道開発庁	北海道開発法（昭和二十五年法律第百二十六号）
自治庁	自治庁設置法（昭和二十七年法律第　号）
保安庁	保安庁法（昭和二十七年法律第　号）
経済審議庁	経済審議庁設置法（昭和二十七年法律第　号）

附　則

この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

○議長（林譲治君）　採決いたします。本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（林譲治君）　起立多数。よつて参議院の修正に同意するに決しました。

第四十一　地方制度調査会設置法案（内閣提出、参議院回付）

○議長（林譲治君）　日程第四十一、地方制度調査会設置法案の参議院回付案を議題といたします。

地方制度調査会設置法案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十七年七月二十五日

参議院議長　佐藤　尚武

衆議院議長林譲治殿

（小字及び――は参議院修正）

地方制度調査会設置法案の一部を次のように修正する。

（目的）

第一條　この法律は、日本国憲法の基本理念を十分に具現するように現行地方制度に全般的な検討を加えることを目的とする。

（設置及び所掌事務）

第一條　内閣総理大臣の諮問に応じて地方制度に関する重要事項を調査審議するため、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八條第一項の規定に基き、総理府の附属機関として、地方制度調査会（以下「調査会」という。）を設置する。

（組織）

第三條　調査会は、委員五十人以内で組織する。

2　特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員二十人以内を置くことができる。

（会長及び副会長）

第四條　調査会に、会長及び副会長一人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2　会長は、会務を総理する。

3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（部会）

第五條　会長は、必要に応じ、調査会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

2　部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもつて充てる。

3　部会所属の委員は、会長が指名する。

（委員及び臨時委員）

第六條　委員は、国会議員、関係各行政機関の職員、地方公共団体の議会の議員、地方公共団体の長及びその他の職員並びに地方制度に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2　委員の任期は、一年とし、再任されることを妨げない。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3　臨時委員は、関係各行政機関の職員、地方公共団体の議会の議員、地方公共団体の長及びその他の職員並びに地方制度に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4　臨時委員は、当該特別事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

5　委員及び臨時委員は、非常勤とする。

（雑則）

第七條　この法律に定めるものを除く外、調査会に関し必要な事項は、政令で定める。

○議長（林譲治君）　採決いたします。本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林譲治君）　起立多数。よつて参議院の修正に同意するに決しました。

第四十二　義務教育費国庫負担法案（本院提出、参議院回付）

○議長（林譲治君）　日程第四十二、義務教育費国庫負担法案の参議院回付案を議題といたします。

義務教育費国庫負担法案

右の貴院提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十七年七月二十五日

参議院議長　佐藤　尚武

衆議院議長林譲治殿

（小字及び――は修正箇所）

義務教育費国庫負担法案の一部を次のように修正する。

（この法律の目的）

第一條　この法律は、義務教育について、義務教育無償の原則に則り、国民のすべてに対しその妥当な規模と内容とを保障するため、国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上とを図ることを目的とする。

（教職員給与費の国庫負担）

第二條　国は、毎年度、各都道府県ごとに、公立の小学校、中学校並びに盲学校及びろう学校の小学部及び中学部（以下「義務教育諸学校」という。）の義務教育に要する経費のうち、市（特別区を含む。）町村立の義務教育諸学校に係る市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一條に掲げる職員の給料その他の給与（以下「教職員給与費」という。）並びに都道府県立の盲学校及びろう学校に係る教職員給与費について、その実支出額の二分の一を負担する。但し、特別の事情があるときは、各都道府県ごとの国庫負担額の最高限度を政令で定めることができる。

前項の各都道府県ごとの国庫負担額の最高限度は、政令で定めることができる。

（教材費の国庫負担）

第三條　国は、毎年度、義務教育の教材に要する経費の一部を負担する。

2　前項の教材費は、義務教育諸学校の種類に応じ、児童又は生徒の数を基礎として算出するものとし、義務教育諸学校の種類ごとの児童又は生徒一人当りの教材費の国の負担額その他その配分に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

2　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十條中第一号を第二号とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、同條に第一号として次の一号を加える。

一　義務教育に従事する職員及び義務教育の教材に要する経費

○議長（林譲治君）　採決いたします。本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林譲治君）　起立多数。よつて参議院の修正に同意するに決しました。

第四十三　臨時石炭鉱害復旧法案（内閣提出、参議院回付）

○議長（林譲治君）　日程第四十三、臨時石炭鉱害復旧法案の参議院回付案を議題といたします。

臨時石炭鉱害復旧法案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十七年七月三十五日

参議院議長　佐藤　尚武

衆議院議長林譲治殿

（小字及び――は参議院修正）

臨時石炭鉱害復旧法案の一部を次のように修正する。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。昭和二十七年七月一日から施行する。

2　この法律は、施行の日から十年以内に廃止するものとする。

3　特別鉱害復旧臨時措置法の一部を次のように改正する。

第四條を次のように改める。

（処分、手続その他の行為の効力）

第四條　この法律の規定によつてした処分及び石炭を目的とする鉱業権者若しくは租鉱権者、被指定者、復旧工事の施行者又は関係人がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、これらの者の承継人に対しても、その効力を有する。

2　この法律の規定によつてした処分及び石炭を目的とする採掘権者がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、租鉱権の設定又は租鉱区の増加があつたときは、租鉱権の範囲内において、石炭を目的とする租鉱権者に対しても、その効力を有する。

3　この法律の規定によつてした処分及び石炭を目的とする租鉱権者がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、租鉱権の消滅又は租鉱区の減少があつたときは、石炭を目的とする採掘権の範囲内において、石炭を目的とする採掘権者に対しても、その効力を有する。但し、石炭を目的とする採掘権の消滅による租鉱権の消滅の場合は、この限りでない。

第十一條の見出し中「被指定者」を「被指定者等」に改める。

第二十四條第一項中「石炭を目的とする鉱業権者」の下に「（租鉱権者を含む。以下同じ。）」を加え、同條第二項中「被指定者が現に」を「納付義務者が現に」に、「被指定者について」を「納付義務者について」に改める。

4　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「日本放送協会、」の下に「鉱害復旧事業団、」を、「放送法、」の下に「臨時石炭鉱害復旧法、」を加える。

5　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五條第六号の十の次に次の一号を加える。

六ノ十一　鉱害復旧事業団ノ発スル証書、帳簿

6　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三條第十号中「及び日本放送協会」を「、日本放送協会及び鉱害復旧事業団」に改める。

7　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項第六号の次に次の一号を加える。

七　鉱害復旧事業団

8　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四條第三号及び第三百四十八條第一項「及び日本放送協会」を「、日本放送協会及び鉱害復旧事業団」に改める。

第七百四條中「及び日本電信電話公社」を「、日本電信電話公社及び鉱害復旧事業団」に改める。

第七百四十三條第三号中「及び一般放送事業者」を「、一般放送事業者及び鉱害復旧事業団」に改める。

9　土地改良法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第二條第五号中「又は土地改良区（土地改良区連合を含む。以下同じ。）」を「、土地改良区（土地改良区連合を含む。以下同じ。）又は鉱害復旧事業団」に改め、同條第六号の次に次の一号を加える。

六の二　地方公共団体又は鉱害復旧事業団が臨時石炭鉱害復旧法（昭和二十七年法律第　号）によって行う客土事業又は復旧工事の施行に伴い設置する用排水機若しくは地下水源の利用に関する設備

○議長（林譲治君）　採決いたします。本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林譲治君）　起立多数。よって参議院の修正に同意することに決しました。

第四十四　産業教育振興法の一部を改正する法律案（本院提出、参議院回付）

○議長（林譲治君）　日程第四十四、産業教育振興法の一部を改正する法律案の参議院回付案を議題といたします。

産業教育振興法の一部を改正する法律案

右の貴院提出案は本院において修正議決した。よって国会法第八十三條により、ここに回付する。

昭和二十七年七月二十五日

参議院議長　佐藤　尚武

衆議院議長林譲治殿

（小学校及び――は参議院修正）

産業教育振興法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

目次中「第三條」を「第三條の四」に改める。

○「補助」を「国の負担及び補助」に、「（第二項　私立学校（第十九條）」を「（第二項　私立学校（第十九條）」に改める。

第一章中第三條の次に次の三條を加える。

（実験実習により生ずる収益）

第三條の三　国又は地方公共団体は、その設置する学校が行う産業教育に関する実験実習によって収益が生じたときは、これを当該実験実習に必要な経費又は当該実習の厚生に必要な経費に補塡して充てるように努めなければならない。

（教員の資格等）

第三條の三　産業教育に従事する教員の資格、定員及び待遇については、産業教育の特殊性に基き、特別の措置が講ぜられなければならない。

（教科用図書）

第三條の四　産業教育に関する教科用図書の編修、検定及び発行に関しては、産業教育の特殊性に基き、特別の措置が講ぜられなければならない。

第三條第一項中「国の負担又は補助」を「国の負担金の交付」に改める。

「第三項　財政的援助」を「第三項　国の負担及び補助」に改める。

第五條の見出しを「国の負担」に改め、同條第一項中「これに要する経費について国庫補助」を「これに要する経費の全部又は一部を負担する」に改める。

第五條第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項に規定するものほか、国は、公立学校に関する左の費目に掲げる経費の全部又は一部を負担する。

第十六條中「当該学校の設置者に対し、左の費目（学費の範囲内において補助するものとする。）」を「その全部又は一部を負担する」に改める。

第十七條の見出し中「補助金」を「負担金」に、同條各号列記以外の部分中「補助金」を「負担金」に、同條第二号中「補助金交付」を「負担金の交付」に、同條第三号中「補助金交付」を「負担金」に改める。

第十八條中「補助金の交付」を「第十五條又は第十六條の規定により国が負担すべき経費及び負担金の交付」に改める。

第十九條の見出しを「国庫補助」を「補助金」に改め、同條第一項後段を次のように改める。

この場合において、第十五條及び第十六條中「負担する」とあるのは「、当該学校の設置者に対し、予算の範囲において補助するものとする。」とし、第十五條第二項第一号及び第二号中「都道府県知事」とあるのは「都道府県の教育委員会」とあるのは「、補助金」とし、第十八條中「第十五條又は第十六條の規定により国が負担すべき経費及び負担金の交付」とあるのは「補助金の交付」と読み替えるものとする。

第三章中第二節の次に次の一節を加える。

第三節　教科用図書

（教科用図書の発行に関する補助）

第二十條　国は、政令で定めるところにより、産業教育に関する教科用図書で政令で定めるものを発行する者に対し、予算の範囲内において、その発行に要する経費の一部を補助することができる。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。但し、第十五條から第二十條までの改正規定及び附則第二項の規定は、昭和二十八年四月一日から施行する。

2　昭和二十八年四月一日現在の産業教育振興法第十五條又は第十六條の規定により交付をうけた補助金の返還については、なお従前の例による。

○議長（林譲治君）　採決いたします。本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林譲治君）　起立多数。よって参議院の修正に同意することに決しました。

第四十五　日本赤十字社法案（本院提出、参議院回付）

○議長（林譲治君）　日程第四十五、日本赤十字社法案の参議院回付案を議題といたします。

日本赤十字社法案

右の貴院提出案は本院において修正議決した。よって国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十七年七月二十八日

参議院議長　佐藤　尚武

衆議院議長林譲治殿

（小学校及び――は参議院修正）

日本赤十字社法案の一部を次のように修正する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、附則第六項及び附則第十六項から附則第二十六項までの規定を除き、公布の日から施行し、附則第六項及び附則第十六項から附則第二十六項までの規定は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において政令で定める日から施行する。但し、附則第二十七項の規定は、昭和二十七年六月一日から適用する。

（組織変更）

2　この法律施行の際現に存する日本赤十字社（以下「旧法人」という。）は、この法律施行の日から起算して六箇月以内に、その組織を変更してこの法律による日本赤十字社（以下「新法人」という。）となるものとする。この場合においては、旧法人は、定款の定めるところにより、組織変更のために必要な定款の変更をし、厚生大臣の認可を受けなければならない。

3　前項の認可があったときは、旧法人は、第十八條及び第二十一條第二項の例により、新法人の役員及び代議員を選出するものとし、この場合において、代議員会の招集は、旧法人の社長がしなければならない。

4　附則第二項の規定による旧法人の新法人への組織変更は、前項の規定により選出された役員の全部

が新法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによつて、その効力を生ずる。

5　前項の規定による登記に関し必要な事項は、政令で定める。

6　この項の規定施行の際における他の法律中の旧法人に関する規定及び附則第七項から附則第十五項までの規定は、新法人に関する規定とする。但し、この項の規定施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（ならなな社会福祉事業の経営）

7　旧法人は、この項の規定施行後あらたに社会福祉施設を設置して社会福祉事業法に規定する社会福祉事業を経営しようとするときは、当分の間、厚生大臣の認可を受けなければならない。

（定期の寄附金募集）

8　旧法人は、○当分の間、○毎年一回、厚生大臣の定める期間内において、その業務（第三十五條第一項の社会福祉事業を除く。）を行うのに必要な資金を得るために寄附金を募集することができる。

9　前項の規定により寄附金を募集するには、当分の間、あらかじめ、募集しようとする寄附金の目標額、募集の方法及び寄附金の使途を定め、厚生大臣に届け出なければならない。

10　旧法人に、附則第八項の規定による寄附金の募集を終了したときは、募集の結果を公告するとともに、厚生大臣に報告しなければならない。

（臨時の寄附金募集）

11　旧法人は、前三項の規定による場合のほか、特別の事情に基き、附則第八項に規定する業務を行うのに必要な経費の支出に充てるために寄附金を募集しようとするときは、当分の間、厚生大臣の定める手続に従い、募集しようとする地域の都道府県知事（募集しようとする地域が二以上の都道府県の区域にわたるときは、厚生大臣）に対し、募集の期間、地域及び方法並びに寄附金の使途を明らかにした書面を提出して、その許可を受けなければならない。

12　前項の許可には、募集の期間、寄附金の使途及び寄附金によつて取得する財産の処分につき、條件を附することができる。

13　旧法人は、附則第十一項の規定による寄附金の募集を終了したときは、寄附金の募集の許可を受けた行政庁に対し、募集の結果を報告しなければならない。

（罰則）

14　左の場合においては、その違反行為をした旧法人の役員又は職員を六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一　附則第十一項の許可を受けないで、又は附則第十二項の許可の條件に違反して寄附金を募集したとき。

二　附則第十二項の許可の條件に違反して、寄附金を使用し、又はこれによつて取得した財産を処分したとき。

15　左の場合においては、その違反行為をした旧法人の役員又は職員を一万円以下の罰金に処する。

一　附則第九項の規定による届出又は附則第十項の規定による公告を怠つたとき。

二　附則第十項又は附則第十三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

（兒童福祉法の一部改正）

16　兒童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第五十六條の二第一項第一号中「社会福祉法人」の下に「、日本赤十字社」を加える。

（生活保護法の一部改正）

17　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四十一條の見出し及び同條第一項中「社会福祉法人」を「社会福祉法人及び日本赤十字社」に、同條第二項及び第五項中「社会福祉法人」を「社会福祉法人又は日本赤十字社」に改める。

第四十二條の見出し中「社会福祉法人」を「社会福祉法人及び日本赤十字社」に改める。

第四十二條、第四十三條第二項及び第四十五條第二項中「社会福祉法人」を「社会福祉法人又は日本赤十字社」に改める。

（図書館法の一部改正）

18　図書館法の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「地方公共団体」の下に、「日本赤十字社又は民法第三十四條の法人」を「日本赤十字社又は民法第三十四條の法人」に改める。

（博物館法の一部改正）

19　博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「地方公共団体又は」を「地方公共団体、日本赤十字社、」に、「若しくは宗教法人」を「又は宗教法人」に、同條第二項中「民法第三十四條の法人」を「日本赤十字社、民法第三十四條の法人」に改める。

第十條中「又は民法第三十四條の法人若しくは」を「、日本赤十字社、民法第三十四條の法人又は」に改める。

第十一條第一項第一号中「民法第三十四條の法人」を「日本赤十字社、民法第三十四條の法人」に改める。

（登録税法の一部改正）

20　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「社会福祉法人、」の下に「日本赤十字社、」を、「社会福祉事業法、」の下に「日本赤十字社法、」を加える。

第十九條第十四号ノ三の次に次の一号を加える。

十四ノ四　日本赤十字社ガ日本赤十字社法第二十七條ノ業務ノ為ニスル土地、建物又ハ船舶ノ権利ノ取得又ハ所有権ノ保存ノ登記

（印紙税法の一部改正）

21　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ九の次に次の一号を加える。

六ノ九ノ二　日本赤十字社ノ業務ニ関スル証書、帳簿

（関税定率法の一部改正）

22　関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第七條第十一号ノ二の次に次の一号を加える。

十一ノ三　日本赤十字社ニ赤十字国際機関又ハ外国赤十字社ヨリ寄附セラレタル日本赤十字社ノ直接使用スル医療用ノ機械類及器具類ニシテ大蔵大臣ノ認許シタルモノ

（所得税法の一部改正）

23　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三條第九号中「民法第三十四條」を「日本赤十字社、民法第三十四條」に改める。

（法人税法の一部改正）

24　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項第一号中「民法第三十四條」を「日本赤十字社、民法第三十四條」に改める。

（地方税法の一部改正）

25　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四條第二号中「学校教育法」を「日本赤十字社、学校教育法」に改める。

第七十八條第一項中「第十條の二十二」を「社会教育関係団体」の下に「日本赤十字社、」を、「社会教育関係団体が行う社会教育」の下に「日本赤十字がその目的を達成するために行う業務（社会教育を含む。）」を加える。

第百四十六條第二項に後段として次のように加える。

日本赤十字社が所有する自動車のうち直接その本来の事業の用に供する救急自動車その他これに類するもので道府県の條例で定めるものに対しても、また、同様とする。

第二百九十六條中「土地改良区」を「日本赤十字社、土地改良区」に改める。

第三百四十八條第二項第九号中「民法第三十四條の法人」を「日本赤十字社又は民法第三十四條の法人」に、「同條の法人」を「日本赤十字社、民法第三十四條の法人」に改め、同項第十九号の次に次の一号を加える。

十の二　前二号に掲げる固定資産の外、日本赤十字社が直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるもの

第七百四十三條第二号中「民法第三十四條の法人」を「日本赤十字社、民法第三十四條の法人」に改める。

（国有財産特別措置法の一部改正）

26　国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項第四号中「又は社会福祉事業法」を「、社会福祉事業法」に改め、「（以下「社会福祉法人」という。）」の下に「又は日本赤十字社」を加え、「又は社会福祉事業施設」を「、社会福祉事業施設又は日本赤十字社の業務の用に供する施設」に、同條第二項中「補助を行うことができる場合」を「補助を行うことができる場合、日本赤十字社にあつては日本赤十字社法（昭和　年法律第　号）第四十一條第一項の規定により助成を行うことができる場合」に改める。

第十一條第一項第一号「社会福祉法人」の下に「、日本赤十字社」を加える。

（旧法人に関する経過規定）

27　旧法人は、昭和二十七年六月一日以降附則第二項から附則第五項までの規定により新法人となるまでの間、左に掲げる法律の適用については、社会福祉法人とみなす。この場合において、登録税法第十九條第七号中「社会福祉事業法」とあるのは「民法」と読み替えるものとする。

一　身体障害者福祉法
二　生活保護法
三　社会福祉事業法
四　登録税法
五　国有財産特別措置法

○議長（林譲治君）　採決いたします。本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（林譲治君）　起立多数。よつて参議院の修正に同意するに決しました。

第四十六　引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案（本院提出、参議院回付）

○議長（林譲治君）　日程第四十六、引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案の参議院回付案を議題といたします。

引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案

右の貴院提出案は本院において修正議決した。よつてここに回付する。

昭和二十七年七月二十九日

参議院議長　佐藤　尚武

衆議院議長林譲治殿

（小字及び――は参議院修正）

引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二条第四項中「関係各省の次官、経済安定本部副長官、引揚援護庁長官」を「内閣官房副長官一人、関係各省の事務次官」に改める。

附　則

この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

○議長（林譲治君）　採決いたします。本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（林譲治君）　起立多数。よつて参議院の修正に同意するに決しました。

第四十七　文化財保護法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院回付）

○議長（林譲治君）　日程第四十七、文化財保護法の一部を改正する法律案の参議院回付案を議題といたします。

文化財保護法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十七年七月二十九日

参議院議長　佐藤　尚武

衆議院議長林譲治殿

（小字及び――は参議院修正）

文化財保護法の一部を改正する法律案

文化財保護法の一部を次のように修正する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。但し、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（東京国立博物館の分館の職員に関する経過規定）

2　この法律施行の際現に東京国立博物館の分館の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもつて、奈良国立博物館の職員となるものとする。

（大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律の一部改正）

3　大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律（昭和二十七年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第七條中の特別職の職員の給與に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（以下「法」という。）第一條の改正規定に関する部分中「同條第二十八号」を「同條第三十九号」に、「同條第三十〇号」を「同條第三十一号」に、「同條第三十一号」を「同條第三十二号」に改める。

第七條中の法第一條の改正規定中「十二　文化財保護委員会の委員長及び委員」を「十二　文化財保護委員会委員長」に改め、同條第二十四号を同條第二十五号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同條第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四　文化財保護委員会委員

第七條中の法第九條の改正規定中「第二十六号」を「第二十七号」に改める。

第七條中の法第十條の改正規定中「第二十七号」を「第二十八号」に改める。

第七條中の法第十條の二の改正規定中「第二十八号」を「第二十九号」に改める。

第七條中の法第十條の三の改正規定中「第二十九号」を「第三十〇号」に改める。

第七條中の法第十三條の改正規定中「第三十〇号」を「第三十一号」に改める。

第七條中の法別表第一の改正規定中「中央更生保護委員会委員〇」を「中央更生保護委員会委員〇四七、文化財保護委員会委員〇」に改める。

○議長（林譲治君）　採決いたします。本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（林譲治君）　起立多数。よつて参議院の修正に同意するに決しました。

この際暫時休憩いたします。

午後六時十一分休憩

午後十時七分開議

○議長（林譲治君）　休憩前に引続き会議を開きます。

○議長（林譲治君）　お諮りいたします。国家公務員法の一部を改正する法律案外一件両院協議会協議委員小坂善太郎君から協議委員辞任の申出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（林譲治君）　御異議なしと認めます。よつて許可するに決しました。

昭和二十七年七月三十一日　衆議院会議録第七十号

○議長（林譲治君）　つきましては、この際協議委員の補欠選挙を行います。

○山本猛夫君　両院協議会協議委員の補欠選挙は、その手続を省略して、議長において指名せられんことを望みます。

○議長（林譲治君）　山本君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林譲治君）　御異議なしと認めます。

議長は国家公務員法の一部を改正する法律案外一件両院協議会協議委員に北覚一君を指名いたします。

日本電信電話公社法等の一部を改正する法律案（田中重彌君外五名提出）

（委員会審査省略要求事件）

○山本猛夫君　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、田中重彌君外五名提出、日本電信電話公社法等の一部を改正する法律案は、提出者の要求の通り委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長（林譲治君）　山本君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林譲治君）　御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

日本電信電話公社法等の一部を改正する法律案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。田中重彌君。

日本電信電話公社法等の一部を改正する法律案

日本電信電話公社法等の一部を改正する法律

第一條　日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第二條第三項第一号中「国家人事委員会」を「人事院」に改める。

第三條　日本電信電話公社法施行法（昭和二十七年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第一條第三項中「第一号中「国家人事委員会」とあるのは「人事院」と、同項」を削る。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

〔田中重彌君登壇〕

○田中重彌君　ただいま議題となりました日本電信電話公社法等の一部を改正する法律案の提案の趣旨を御説明申し上げます。

御承知の通り、今回の行政機構改革において人事院が国家人事委員会に改組されないことになりましたので、日本電信電話公社法及び日本電信電話公社法施行法の規定中「国家人事委員会」とありますものを「人事院」と改める等の必要が生じたため、これら両法中に所要の改正を加えようとするのが、本法律案提案の理由でございます。何とぞ御審議の上、すみやかに可決せられんことをお願い申し上げます。（拍手）

○議長（林譲治君）　採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林譲治君）　起立多数。よつて本案は可決いたしました。

○山本猛夫君　日程第四十八及び第四十九はあとまわしとされんことを望みます。

○議長（林譲治君）　山本君提出の動議を採決いたします。山本君提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林譲治君）　起立多数。よつて日程第四十八及び第四十九はあとまわしとするに決しました。

第五十　地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、名古屋通商産業局公益事業富山支局の設置に関し承認を求めるの件（内閣提出、参議院送付）

○議長（林譲治君）　日程第五十、地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、名古屋通商産業局公益事業富山支局の設置に関し承認を求めるの件を議題といたします。委員長の報告を求めます。通商産業委員会理事多武良哲三君。

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、名古屋通商産業局公益事業富山支局の設置に関し承認を求めるの件

通商産業省設置法（昭和二十七年法律第　号）に基き別表に掲げる位置に、名古屋通商産業局公益事業富山支局を設置する必要を生じたので、その設置について地方自治法第百五十六條第四項の規定による国会の承認を求める。

（別表）

名称	位置
名古屋通商産業局公益事業富山支局	富山市

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、名古屋通商産業局公益事業富山支局の設置に関し承認を求めるの件

右の内閣提出案は本院において承認しました。よつて国会法第八十三條によりここに送付する。

昭和二十七年七月二十九日

参議院議長　佐藤尚武

衆議院議長林譲治殿

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、名古屋通商産業局公益事業富山支局の設置に関し承認を求めるの件（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

〔本号の附録に掲載〕

〔多武良哲三君登壇〕

○多武良哲三君　ただいま議題となりました地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、名古屋通商産業局公益事業富山支局の設置に関し承認を求めるの件について通商産業委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本件の趣旨を概略御説明いたしますと、現在富山市には公益事業委員会北陸支局及び名古屋通商産業局北陸電力事務所が設置されておりますが、今般通商産業省設置法により通商産業省が公益事業委員会を吸収することになりましたので、名古屋通商産業局に公益事業富山支局を設け、北陸地区の電力行政を一括担当せしめんとするものであります。

本件は、本月二十五日通商産業委員会に予備付託され、越えて二十八日参議院より送付を受けて本付託となつたものであります。二十九日通商産業委員会を開き、政府より提案理由の説明を聴取し、質疑及び討論を省略し、ただちに採決に入りましたところ、全会一致をもつて承認を與えるべきものと議決いたした次第であります。

以上御報告申し上げます。

○議長（林譲治君）　採決いたします。本件は委員長報告の通り承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林譲治君）　起立多数。よつて本件は委員長報告の通り承認するに決しました。

第五十一　連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律案（内閣提出、参議院送付）

○議長（林譲治君）　日程第五十一、連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。文部委員会理事甲木保君。

連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律案

連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律

（目的）

第一條　この法律は、連合国及び連合国民の著作権に関し、日本国との平和條約第十五條(C)の規定に基き、著作権法（明治三十二年法律第三十九号）の特例を定めることを目的とする。

（定義）

第二條　この法律において「連合国」とは、日本国との平和條約第二十五條において「連合国」として規定された国をいう。

2　この法律において「連合国民」とは、左の各号に掲げるものをいう。

一　連合国の国籍を有する者

二　連合国の法令に基いて設立された法人及びこれに準ずる者

三　前号に掲げるものを除く外、営利を目的とする法人その他の団体で、前二号又は本号に掲げるものがその株式又は持分（当該法人その他の団体の役員が有する株式又は持分を除く。）の全部を有するもの

四　第二号に掲げるものを除く外、前三号又は本号に掲げるも

のが支配する宗教法人その他の営利を目的としない法人その他の団体

3　この法律において「著作権」とは、著作権法に基く権利（同法第二十八條の三に規定する出版権を除く。）の全部又は一部をいう。

（戦時中に生じた著作権）

第三條　昭和十六年十二月七日に日本国が当事国であつた條約又は協定が、日本国と当該連合国との戦争の発生の時以後において、日本国又は当該連合国の国内法により廃棄され、又は停止されたかどうかにかかわらず、その日から日本国と当該連合国との間に日本国との平和條約が効力を生ずる日の前日までの期間に、当該條約又は協定により連合国又は連合国民が取得するはずであつた著作権は、その取得するはずであつた日において有効に取得されたものとして保護する。

（著作権の存続期間に関する特例）

第四條　昭和十六年十二月七日に連合国及び連合国民が有していた著作権は、著作権法に規定する当該著作権の存続期間に、昭和十六年十二月八日から日本国と当該連合国との間に日本国との平和條約が効力を生ずる日の前日までの期間（当該期間において連合国及び連合国民以外の者が当該著作権を有していた期間があるときは、その期間を除く。）に相当する期間を加算した期間継続する。

2　昭和十六年十二月八日から日本国と当該連合国との間に日本国との平和條約が効力を生ずる日の前日までの期間において、連合国又は連合国民が取得した著作権（前條の規定により有効に取得されたものとして保護される著作権を含む。）は、著作権法に規定する当該著作権の存続期間に、当該連合国又は連合国民がその著作権を取得した日から日本国と当該連合国との間に日本国との平和條約が効力を生ずる日の前日までの期間（当該期間において連合国及び連合国民以外の者が当該著作権を有していた期間があるときは、その期間を除く。）に相当する期間を加算した期間継続する。

（翻訳権の存続期間に関する特例）

第五條　著作物を日本語に翻訳する権利について、著作権法第七條第一項（翻訳権）に規定する期間につき前條第一項又は第二項の規定を適用する場合には、それぞれ更に六箇月を加算するものとする。

（連合国及び連合国民以外の者の著作権）

第六條　前二條の規定は、日本国と当該連合国との間に日本国との平和條約が効力を生ずる日において、連合国又は連合国民が有する著作権（前二條に規定する加算期間を加算することにより、著作権の存続期間が同日以後なお継続することとなる場合を含む。）についてのみ、これを適用する。

（手続等の不要）

第七條　第三條から第五條までの規定の適用については、申請書の提出、手数料の支拂その他一切の手続又は條件を課さない。但し、著作権法第十五條（著作権の相続、譲渡及び質入の登録）又は登録税法（明治二十九年法律第二十七号）第十條（著作権の登録）の規定の適用を妨げない。

附　則

この法律は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律案

右の内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに送付する。

昭和二十七年五月十九日

衆議院議長　佐藤　尚武

衆議院議長林譲治殿

（小字及び―は衆議院修正）

連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律案の一部を次のように修正する。

附　則

この法律は、○公布の日から施行し、○日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）に関する報告書

（本号の附録に掲載）

〔甲木保君登壇〕

○甲木保君　ただいま上程になりました連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律案につきまして、本案の概要及び委員会における審査の結果を御報告申し上げます。

本案は、対日平和條約中における著作権に関する規定、すなわち平和條約第五十五條(C)項の規定の解釈を現行著作権法の特例として明確に定義いたしまして、わが国及び国民が條約上の義務を誠実に履行するとともに、将来において起り得べき問題をできるだけ避けようとする趣旨のもとに政府において立案されたものであります。

次に本案の内容について概略申し上げますと、第一は、日本国と連合国との著作権に関する條約または協定が、戦争発生のとき以後においてそれぞれの国内法により廃棄または停止された場合においても、連合国及び連合国民が戦時中に取得した著作権はこれを保護する旨を明確にいたした点であります。

第二は、著作権の保護期間に関する特例を設けた点であります。すなわち、その一は、戦前に日本国において存在した連合国及び連合国民の著作権は、著作権法に規定する期間、すなわち著作者の生存期間及びその死後三十年間に戦争期間に相当する期間を加算した期間継続する旨を規定したことであります。その二としましては、戦時中に生じた連合国及び連合国民の著作権は、著作権法に規定する期間に、著作権が取得された日から対日平和條約の効力発生の日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間継続する旨を規定した点であります。その三は、特に翻訳権に関する保護期間につき、著作権法に規定する十年に、前述の一、二による戦時中の加算期間を加え、さらにそれぞれ六箇月を加算する旨を規定したことであります。

次に第三として、以上のような著作権の保護期間延長の利益を受け得る範囲に関する規定を設け、対日平和條約効力発生の日に連合国及び連合国民が有する著作権のみにこれを限定いたしまして、その日に非連合国または非連合国民が譲渡を受けて権利者となつておる場合をこれから除外いたしたのであります。

最後に第四としまして、連合国及び連合国民の著作権の譲渡については、第三者に対抗するためには登録を必要とし、またこの登録にあたつては、連合国及び連合国民に対しても登録税を課することといたした点であります。

さて、文部委員会といたしましては、本案が衆議院より送付されまして以来、前後八回にわたつて質疑応答を重ねて参つたのであります。その間、特に参考人として東孝吉博士等四名の関係者及び学識経験者よりそれぞれ意見を聴取する等、慎重に審議を遂げて参つたのであります。

かくして、七月三十日質疑を終了、討論採決の結果、次のごとき附帯決議を付してこれを原案の通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

附帯決議

條約施行のための法律案の作成に当つては、政府は先ずその條約文の條理に基く正解に立脚し、その真義を明示するに努めるべく、苟くも條約文と異る内容を含むが如き観を呈する法案は、極力これをさけるべきであることは、今更多言を要しない筈である。

本案件は、外国人の著作権に関する條約についてのものであり、現行著作権法には、既に條約が法律に優先するという原則も存在するがために若干考究の余地なきを保しがたい。

政府はこれらの諸点に留意し、近く適宜の措置を講ずべきである。

右決議する。

以上御報告申し上げる次第であります。（拍手）

○議長（林譲治君）　採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（林譲治君）起立多数。よって本案は委員長報告の通り可決いたしました。

諸願日程　農業協同組合連合会医療施設に対する固定資産税免除に関する請願外三十七請願

○議長（林譲治君）本日の日程に掲載された請願を一括して議題といたします。

農業協同組合連合会医療施設に対する固定資産税免除に関する請願外三十七請願に関する報告書

〔本号の附録に掲載〕

○議長（林譲治君）各請願は委員長の報告を省略して採択することとし、同種の請願採択の結果採択とみなすものの整理については議長に一任するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林譲治君）御異議なしと認めます。よってさように決しました。

消防組織法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院回付）

○議長（林譲治君）参議院から、消防組織法の一部を改正する法律案が回付せられました。この際議事の日程に追加して右回付案を議題となすに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林譲治君）御異議なしと認めます。よって日程は追加せられました。

消防組織法の一部を改正する法律案

参議院議長林譲治殿

衆議院議長　佐藤　尚武

（小字及び―は参議院修正）

消防組織法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

○第十九條又は第二十條を除く。

本則○中「国家消防庁」を「国家消防本部」に改める。

第三條中「長官」を「本部長」に改め、同條第三項中「庁務」を「部務」に改める。

第四條第二号中「消防連則」を「消防制度及び消防連則」に、第五号中「消防操法訓練」を「消防職員及び消防団員の教養訓練」に改め、第九号中「検定」の下に「及び斡旋」を加え、同條に次の四号を加える。

十一　消防施設の強化拡充の指導及び助成に関する事項

十二　消防思想の普及宣伝に関する事項

十三　消防功労者の表彰に関する事項

十四　前各号に掲げるものの外、法律（法律に基く命令を含む。）に基きその権限に属する事項

第五條第一項中「消防研究所及び管理局を置く。」を「消防研究所を附置する。」に改め、同條第二項中「所長一人、局長一人その他所要の職員」を「所長一人、局長一人その他所要の職員」に改め、同條第三項中「国家消防庁長官」を「国家消防本部長」に改める。

第九條に次の但書を加える。

但し、市は、財政上の事情その他特別の事情のある場合を除く外、消防本部及び消防署を設けなければならない。

第十條第二項中「市町村」を「町村」に改める。

第三章中第十八條の次に次の一條を加える。

第十八條の二　都道府県は、消防に関し、左に掲げる事務を掌る。

一　消防職員及び消防団員の教養訓練に関する事項

二　消防統計及び消防情報に関する事項

三　消防に関する市町村相互の連絡調整に関する事項

四　消防施設の強化拡充の指導及び助成に関する事項

五　消防思想の普及宣伝に関する事項

六　消防功労者の表彰に関する事項

七　消防の用に供する設備、機械器具及び資材の性能試験に関する事項

八　前各号に掲げるものの外、法律（法律に基く命令を含む。）に基きその権限に属する事項

第十九條中「国家消防庁」を「国家消防本部」又は「都道府県知事」に改める。

第二十條を次のように改める。

第二十條　国家消防本部長は、必要に応じ、消防に関する事項について都道府県又は市町村に勧告し、都道府県知事、市町村長又は市町村の消防長に対し、消防に関する事項について指導し又は助言を與えることができる。

第二十條の次に次の一條を加える。

第二十條の二　都道府県知事は、必要に応じ、消防に関する事項について、市町村長に勧告し、市町村長又は市町村の消防長に対し、消防に関する事項について指導し又は助言を與えることができる。この場合における勧告、指導及び助言は、国家消防本部長の行う勧告、指導及び助言の趣旨に沿うものでなければならない。

第二十二條中「消防統計」の下に「及び消防情報」を加える。

第二十四條の次に次の一條を加える。

第二十四條の二　都道府県知事は、地震、颱風、水火災等の非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、市町村長、市町村の消防長又は水防法に規定する水防管理者に対して、○消防吏員の出動に関する協定の実施その他災害防禦の措置に関し、必要な指示をすることができる。この場合における指示は、国家消防本部長の行う勧告、指導及び助言の趣旨に沿うものでなければならない。

第二十六條を次のように改める。

第二十六條　都道府県は、財政上の事情その他特別の事情のある場合を除く外、単独に又は共同して、消防職員及び消防団員の訓練を行うために所要の機関を設置しなければならない。

第三十一條第一項中「国家消防庁」の下に「、国家消防本部」を加え、「第一項」を削る。

附　則

1　この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

2　この法律施行の際、国家消防庁の職員である者は、別に辞令を発せられない場合においては、同一の勤務條件をもつて、国家消防本部の職員となるものとする。

3　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第九十八條第四項中「国家消防庁」を「国家消防本部」に改める。

4　国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二條第二項第一号中「国家消防庁」を「国家消防本部」に改める。

5　消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第十九條第一項及び第二項、第二十條第一項並びに第三十五條第二項中「国家消防庁」を「国家消防本部」に改める。

6　水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第七條第一項及び第三十五條第一項中「国家消防庁長官」を「国家消防本部長」に改める。

7　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

第六十條第三項中「国家消防庁長官」を「国家消防本部長」に改める。

8　耐火建築促進法（昭和二十七年法律第○○号）の一部を次のように改正する。

第四條第二項中「国家消防庁長官」を「国家消防本部長」に改める。

○議長（林譲治君）採決いたします。本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（林譲治君）起立多数。よって参議院の修正に同意する旨決しました。

○議長（林譲治君）お諮りいたします。内閣から、公安審査委員会委員長に宇野要三郎君を任命するため、また同委員に阿部眞之助君、入間野武雄君、廣瀬久忠君、細川潤一郎君、山崎佐君、山名義鶴君を指名するため本院の同意を得たいとの申出がありました。右申出の通り同意するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（林譲治君）起立多数。よって同意するに決しました。

○議長（林譲治君）次に内閣から、日本電信電話公社経営委員会の委員となるべき者に井上宮三君、大橋八郎君、河上弘一君、新関八洲太郎君、古野伊之助君を指名するため本院の同意を得たいとの申出がありました。右申出の通り同意するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（林譲治君）起立多数。よって同意するに決しました。

内閣委員会外二十常任委員会、海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会及び公職選挙法改正に関する調査特別委員会における閉会中審査の件

○議長（林譲治君）お諮りいたします。内閣委員会外二十常任委員会、海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会及び公職選挙法改正に関する調査特別委員会において閉会中審

査いたしたいとの申出がありますから、その申出事項を参事をして朗読せしめます。

〔参事朗読〕

内閣委員会において

一、国家行政運営法案（八木一郎君外十三名提出、衆法第五〇号）

人事委員会において

一、公務員の給與に関する件

地方行政委員会において

一、地方財政法の一部を改正する法律案（鈴木仙八君外十一名提出、衆法第七一号）

二、地方自治に関する件

三、地方財政に関する件

四、警察に関する件

五、消防に関する件

法務委員会において

一、刑事訴訟法の一部を改正する法律案（内閣提出第一五二号）

二、土地家屋調査士法の一部を改正する法律案（田嶋好文君外三名提出、衆法第六九号）

三、法務、検察行政及び国内治安に関する事項

四、裁判所の司法行政に関する事項

五、人権擁護に関する事項

六、法廷秩序破壊、集団暴行等に関する事項

七、接収不動産賃借権に関する事項

八、交通輸送犯罪に関する事項

外務委員会において

一、国際政治及び経済に関する件

二、国際情勢に関する件

大蔵委員会において

一、高金利等の取締に関する法律案（内閣提出第一八四号）

二、簡易生命保険及び郵便年金特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出第二四一号）

三、資金運用部資金法の一部を改正する法律案（内閣提出第二四二号）

四、税制に関する件

五、金融制度に関する件

六、公認会計士法改正に関する件

七、国有財産の貸付及び処分に関する件

文部委員会において

一、教育委員会制度に関する件

二、義務教育及び社会教育に関する件

三、大学に関する件

四、宗教一般に関する件

厚生委員会において

一、公衆衛生、医療制度、社会保障、婦人・児童保護に関する件

農林委員会において

一、畜犬毒餌法案（原田雪松君外四十四名提出、衆法第三二号）

二、食糧管理制度及び農業共済制度に関する件

三、農地接收及び農地災害に関する件

水産委員会において

一、農山漁村電化促進法案（松田鐵蔵君外六名提出、衆法第七八号）

二、漁業調整に関する事項

通商産業委員会において

一、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く公益事業委員会関係諸命令の措置に関する法律案（内閣提出第五号）

二、電気設備等の復元に関する法律案（神田博君外四十五名提出、衆法第七七号）

三、電気事業及びガス事業に関する事項

四、貿易の振興状況並びに貿易資金調達の現状に関する事項

五、中小企業の金融状況並びに中小企業等協同組合の結成及び活動状況に関する事項

六、鉱業、採石業、鉄鋼業、繊維工業、化学工業、機械工業その他一般工業の実状特に需給並びに金融状況及び企業合理化の進行状況等に関する事項

運輸委員会において

一、陸運特に国鉄の経営合理化に関する件

二、港湾に関する件

三、観光に関する件

四、空運業に関する件

郵政委員会において

一、郵政事業並びに監察制度に関する件

電気通信委員会において

一、有線電気通信法案（内閣提出第二四五号）

二、公衆電気通信法案（内閣提出第二四六号）

三、有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案（内閣提出第二四九号）

四、電気通信事業の経営に関する件

五、電波管理並びに有線放送に関する件

労働委員会において

一、労働金庫法案（参議院提出、参法第六号）

二、失業対策、労使関係及び労働基準に関する件

建設委員会において

一、国土計画、地方計画、都市計画、住宅、建築、道路、河川、調達庁の業務並びに運営に関する件

経済安定委員会において

一、国土総合開発に関する件

予算委員会において

一、予算の実施状況等審査に関する件

決算委員会において

一、昭和二十五年度一般会計歳入歳出決算、昭和二十五年度特別会計歳入歳出決算及び昭和二十五年度政府関係機関収入支出決算

議院運営委員会において

一、国会法の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第一九号）

二、議長よりの諮問事項

図書館運営委員会において

一、国立国会図書館運営に関する件

海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会において

一、海外同胞引揚に関する件

二、遺家族援護に関する件

公職選挙法改正に関する調査特別委員会において

一、公職選挙法改正に関する調査の件

○議長（林譲治君） ただいま朗読いたしました案件について、各委員会において閉会中審査するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林譲治君） 御異議なしと認めます。よってさよう決定いたしました。

弔慰のため遺族に交付する公債の政府買上げに関する決議案（岡良一君外四名提出）

（委員会審査省略要求事件）

○山本猛夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、岡良一君外四名提出、弔慰のため遺族に交付する公債の政府買上げに関する決議案は、提出者の要求の通り委員会の審査を省略して、この際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長（林譲治君） 山本君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（林譲治君） 御異議なしと認めます。よって日程は追加せられました。

弔慰のため遺族に交付する公債の政府買上げに関する決議案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。岡良一君。

弔慰のため遺族に交付する公債の政府買上げに関する決議案

弔慰のため遺族に交付する公債の政府買上げに関する決議

戦傷病者戦歿者遺族等援護法にもとずき遺族に交付される弔慰のための公債については、その必要ありと認められる場合、政府買上げによって換金の措置を講ずべきである。

右決議する。

〔岡良一君登壇〕

○岡良一君 私は、共産党を除く野党各派を代表いたしまして、次の決議案を提出し、各位の心からなる御賛同を得たいと存ずるものであります。すなわち

弔慰のため遺族に交付する公債の政府買上げに関する決議案

戦傷病者戦歿者遺族等援護法にもとずき遺族に交付される弔慰のための公債については、その必要ありと認められる場合、政府買上げによって換金の措置を講ずべきである。

右決議する。

簡単にその趣旨を弁明いたします。

戦争が済んだあとでは、勝った国も負けた国も、戦争によって大きな犠牲、なかんずくその生命をささげた遺族に対して、国が当然にその補償をなすことがまず何よりも大切なことであることは、古今東西の歴史を通して明らかなる教訓でありますが、今度の戦争におきましても、すでに戦敗国であるドイツにおいても、イタリアにおいても、一昨年十月において戦争犠牲者の扶助法がりつぱに制定をされ、かつまたその法制的、予算的措置も、昨年度においては着々有効に実施されつつあるのであります。しかるに、わが国における戦争犠牲者、なかんずく遺族は、六箇年有余の間、まったく路傍の石のごとく放置されて来たのであります。従いまして、全国四百万に余る遺族は、これが国家補償については、年年実に切実なる陳情、請願を通じて、われ〳〵国会にそのもっともなる要望を伝え来ったことは、各位も御承知の通りであります。

ところが、本年、遺族援護法におきましては、しかも與党内部、特に政府内部においては、大蔵大臣の辞職騒ぎまでも起しながら、所管大臣の強硬なる反対はなはだしく、まことに文字通りの盤明料にしかすぎなかったことは、ここ数日来の各位の御承知の通りであります。（拍手）たとえば、現在遺族にして未亡人の世帯は、おおむね三人世帯と調査されておるのでありますが、これに報いられるものは、遺族年金といたしまして、未亡人一箇年が一万円、六才を越える父母ないし祖父母、あるいは十八才未満の子女に対しては一箇年五千円、平均一箇年二万円であるとのことでありますが、一箇月は千七百円にも足らないのであります。われ〳〵の算定するところによれば、戦争中の兵長から伍長に任官した瞬間における当時の営外居住者の手当五十円をベース・アップし、かつまた恩給法による遺族扶助料の率をこれに適用いたしますならば、三千四百円の数字が出て参るのであります。従いまして、われ〳〵は、遺族大衆とともに最低この数字の確保

に努力したのでありますが、血も涙もなくして、政府と與党によつてわれわれの主張が無残にも裏切られた。このことは実に全国遺族大衆の心からなる憤慨であることを、この機会に明確に申し上げておきたいのであります。

加うるに、弔慰金といたしまして額面五万円の記名公債が交付されて、しかもこれは原則として十箇年均等償還となつておるのである。一体どこに弔慰金を十箇年の年賦拂いにする国がありましようか。（拍手）かくのごときは、実に日本の国際的な名誉を失墜するものともわれ〳〵は言わざるを得ないのである。（拍手）かかる立場において、現に少くとも遺族、未亡人世帯においては、七万六千の世帯は生活保護法の適用を受けておるのでありまして、少くともかかる世帯に対して五万円、総額四十億余りの公債は当然政府がこれを買上げるか、あるいは六十才あるいは七十才以上の父母、祖父母等において、せつかくの公債を手にしながらも、その満期償還を待たずして、あるいはこの世を去られるかもしれない父母、祖父母に対しては、その心根に報ゆるためにおいても、政府はこの公債の買上げ措置を講ずることは当然なりと信じまして、この決議案を提出いたした次第であります。

何とぞ全同僚各位諸君の心からなる御賛同を得んことをお願いいたしまして、私の趣旨弁明にかえるものであります。（拍手）

○議長（林譲治君）　採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林譲治君）　御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。

領土に関する決議案（床次徳二君外二十名提出）

（委員会審査省略要求事件）

○山本猛夫君　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、床次徳二君外二十名提出、領土に関する決議案は、提出者の要求の通り委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長（林譲治君）　山本君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林譲治君）　御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

領土に関する決議案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。北澤直吉君。

領土に関する決議案

領土に関する決議案

平和條約の発効に伴い、今後領土問題の公正なる解決を図るため、政府は、国民の熱望に応えてその実現に努めるとともに、特に左の要望の実現に最善の努力を拂われたい。

一　南鮮、色丹島については、当然わが国の主権に属するものなるにつき、速やかにその引渡を受けること。

二　沖縄、奄美大島については、現地住民の意向を充分に尊重するとともに、差し当り教育、産業、戸籍その他各般の問題につき、速やかに、且つ、広い範囲にわたりわが国を参加せしめること。なお、右に関して奄美大島等については、従来鹿児島県の一部であつた諸事情を考慮し特別に善処すること。

三　小笠原諸島については、先ず旧住民の復帰を実現した上、教育、産業、戸籍その他各般の問題につき、速やかに、且つ、広い範囲にわたりわが国を参加せしめること。

右決議する。

〔北澤直吉君登壇〕

○北澤直吉君　ただいま上程されました自由、改進、社会、社会第二十三控室、各党共同提案にかかる決議案につき、提案者を代表してその趣旨を弁明いたします。

まず決議案を朗読することをお許し願いたいのであります。

領土に関する決議案

平和條約の発効に伴い、今後領土問題の公正なる解決を図るため、政府は、国民の熱望に応えてその実現に努めるとともに、特に左の要望の実現に最善の努力を拂われたい。

一　南鮮、色丹島については、当然わが国の主権に属するものなるにつき、速やかにその引渡を受けること。

二　沖縄、奄美大島については、現地住民の意向を充分に尊重するとともに、差し当り教育、産業、戸籍その他各般の問題につき、速やかに、且つ、広い範囲にわたりわが国を参加せしめること。なお、右に関して奄美大島等については、従来鹿児島県の一部であつた諸事情を考慮し特別に善処すること。

三　小笠原諸島については、先ず旧住民の復帰を実現した上、教育、産業、戸籍その他各般の問題につき、速やかに、且つ、広い範囲にわたりわが国を参加せしめること。

右決議する。

元来、一国の領土は、歴史的、精神的に見て、その国民と密接不可分の関係にありまして、従つて領土問題が一国の国民感情に重大なる関係を有しますことは、いまさら多言を要しません。特にわが国のごとく敗戦によつて領土の約半分を失い、現に北海道、本州、四国及び九州の四つの島に八千四百五十余万の大人口を擁し、しかも年年百万以上の人口の自然増加を見つつある国においては、国家民族の存立を維持し、その発展をはかることは決して容易の業ではないのであります。私どもは、日本の安定平和のためにも、わが国の領土問題及びこれに関連して人口問題が公正に解決せられることを望んでやまないのであります。歴史的に、民族的に、かつて日本の領土であつた地域及びその住民が、いつまでも外国の支配下にあることは、あたかも肉身を切られるがごとき思いをいたし、国民感情としても、まことに忍びがたいものがあるのであります。

過般も、米国共和党大会において、ヤルタ協定の廃棄が正式に共和党の策に取入れられましたことは、私どもの意を強うするところであります。領土問題については、対日平和條約に関連をして、本院においてもしば〳〵熱心に論議せられ、また再三にわたり決議をいたしたのでありますが、私どもは平和條約発効後の新しい事態に処し、この際において領土問題の公正なる解決を促進するため、さらに具体的の要望が時宜に適するものと認め、本決議案を提出いたしましたる次第であります。

本決議案の第一点は、南鮮、色丹に関する問題であります。これら諸島が、元来歴史的、民族的に見て日本の主権に属することは、一点の疑いもないのでありまして、サンフランシスコ平和会議において、米国全権ダレス氏もこの点を明瞭にいたしておりますことは、諸君御承知の通りであります。これら諸島が現在不幸にしてソ連の不法占領するところとなつておりますことは、まことに遺憾しごくであります。ソ連と日本とは、いまだ国交を回復するに至つておらないのでありますが、政府においては、あらゆる可能な方法において、南鮮、色丹が可及的すみやかに日本に引渡されるよう善処を要望するものであります。

本決議案の第二点は、奄美大島、沖縄に関するものであります。これら諸島に対しては、対日平和條約第三條により、米国を唯一の施政権者とする信託統治制度のもとに置かんとする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも日本は同意すること、及び、このような提案が行われ、かつ可決されるまで、合衆国はこれら諸島の領域及び住民に対して行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権力を有することとなつております。ダレス米国全権が、サンフランシスコ平和会議において、これら諸島に対する潜在的主権は日本に存することを明言しておりますことも、御承知の通りであります。私どもの見るところでは、これらの諸島を米国の信託統治下に入れることは、現在の国際情勢にかんがみ、その実現はなか〳〵困難であり、従つて、現在のように米国がこれら諸島に対し行政、立法及び司法上の権力を行使する状態が継続するものと思われますが、現に琉球立法院においてほとんど全会一致をもつて日本復帰に関する決議案を可決し、さらに奄美大島においては、全住民の九九・八%までが日本完全復帰に署名いたしておる現状であります。また、わが国八千万同胞も、同様にこれら諸島の日本完全復帰を熱望しておりますことは、御承知の通りであります。政府においては、この国民の当然の要望に対し十分の考慮を拂われたいのであります。

特にさしあたり要望したいことは、米国がこれら諸島に対する行政、立法及び司法上の権力の行使にあたつては、現地住民の立場、利益ないし希望を十分尊重し、また将来なるべくすみやかに、またなるべく広い範囲にわたつて、日本がこれら諸島の教育、産業、戸籍その他各般の問題につき参加することであります。また、これら諸島と日本とは、歴史的、民族的にきわめて密接なる関係にありますので、両者間の交通、経済関係をでき得る限り緊密ならしめることを希望するものであります。特に奄美大島等は、従来鹿児島県の一部であり、他の沖縄諸島と趣を異にし、特殊の事情がありますのであつた地域について、特に住民の意思を尊重し、一部行政事務を日本側に委任する等の措置につき、政府の特段の努力を要望したいのであります。

本決議案の第三点は、小笠原諸島に関するものであります。小笠原諸島は、平和條約においては沖縄と同様の取扱いを受けておりますが、小笠原の旧住民は全部内地に引揚げておりますので、まずもつてこれら旧住民の小笠原復帰を実現するよう政府の善処を要望したいのであります。しかし、住民の復帰が実現したあかつきにおいては、沖縄とともに同様に住民の要望を十分に尊重するとともに、教育、産業、戸籍その他各般の問題につき、なるべくすみやかに、かつ広い範囲にわたり日本の参加

を認めるよう、政府の努力を要望するものであります。

以上なもちまして本決議案の趣旨弁明といたします。本決議案に対しまして満場の御賛成をお願いいたす次第であります。（拍手）

○議長（林譲治君）　討論の通告がありますが、これを許します。井之口政雄君。

〔井之口政雄君登壇〕

○井之口政雄君　私は、日本共産党を代表いたしまして、この決議案にまつこうから反対いたします。

そもそも講和條約を結ぶにあたつて、その国が領土を失うか失わないかということは非常に重大な問題である。しかるに、諸君は、アメリカとの単独講和によつて、すでにこれらの八丈島並びに奄美大島、沖縄諸島は当然日本に復帰すべきところのものであり、アメリカの軍事基地にこれを絶対させてはならぬものであることは明らかであるにもかかわらず、その当時それをやらずして――それのみではない。日本全土に六百箇所からの施設並びに地区の無償あるいはその他これの無償によるところのほとんど明渡しを承認しておきながら、今ごろになつてこれを出して、そうしてこの條約によつて一切日本が独立したかのごとき幻想を與え、まつたく国民を欺瞞しようとするところのものである。こうした決議案に対しては、当然反対せざるを得ない。

なお、その内容について検討してみまするに、この決議案の第一項目は、黄舞、色丹島について、これの引渡しを要求している。しかるに、これはまつたく反対に、第二、第三項目の沖縄、奄美大島並びに小笠原諸島こそは日本にただちに引渡しを要求すべきものである。しかるに、それの方は放つておいて、この黄舞、色丹島の方を日本に対して引渡しを要求している。元来黄舞、色丹島については、これはヤルタ協定によつて、アメリカのルーズヴェルトが主張し、すでにこれは国際間の協定としてソ同盟に編入され、ソ同盟は憲法を改正して、今日これはつまり、何ら日本との間に摩擦もなく、国際間において公然と承認されておるものである。もしこれの引渡しを日本が要求するものとすれば、ただちに戦争を挑発するものである。戦争を挑発せずして、これの引渡しはできない。諸君があらゆる方面において戦争を挑発しておるのは、当然この領土問題にもつながつておる。日本を危機に陥れておるところのこの諸君の政策は、まつたく国民全体が反対しておるところである。

なお、この黄舞、色丹については、すでに終戦直後、マッカーサー・ライン の外に出ておることを、水産委員諸君も御存じではないか。そうして、これはそのときもうすでに世界でどこでも文句はなかつた問題である。しかるに、沖縄、奄美大島並びに小笠原諸島については、約百万の日本人が住んでおる。それは今日どうなつておるか。事実、今日はアメリカの軍事的信託統治になつておるではないか。それに対して、諸君が片言雙語でも抗議したか。何ら抗議していないではないか。ただいまこれに出ておるところによれば、教育、産業、戸籍に日本が広範囲に参加するのだと言つておる。戸籍問題に参加するようなことを決議するなら、これらの諸島が日本にただちに復帰し、日本国民として、彼らがともかにわが同胞として祖国に帰ることに努力すべきであるのに、これつぽつちのものをここに出して来るということは、まつたくこれは欺瞞というよりほかに言いようがないものである。（拍手）

今、沖縄諸島はどうなつておるか。諸君、上から下までアメリカの軍事基地になつておる。B二九の軍事基地になつて、これが朝鮮に飛んで行く。さらに、日本がもし民主主義化して真の独立をかちとる場合に、ここからB二九が飛んで来て日本を爆撃する態勢を、アメリカは今でも保持しておるではないか。それに目をおおうて、単に戸籍問題などに対して日本が参加するなど、そういうふうなことを諸君が考えておるから、諸君は――だというわれるのだ。

去る六月の十六日に、沖縄、琉球立法院がどんな決議をしておるか。この日本国会に対して、一日も早く自分らが復帰したいから、日本国の主権がここに及ぶことを要求するという決議をやつておるではないか。こういうことを要請しておるではないか。こういうことこそは、決議案としてただちに決議し、これらの島々に対するところの主権を回復すると同時に、日本から――この六百箇所にもわたるところの日本の施設並びに地域からアメリカを追い出さなければならぬじやないか。それこそが最も必要である。それだけの国民としての情熱が君らにあるか、国民としての愛国心があるか。愛国心があるものであれば、こうした決議案に反対すべきは当然である。

この意味におきまして、日本共産党は断固としてこの決議案に反対するものであります。（拍手）

○議長（林譲治君）　ただいま井之口君の――云々は不穏当と認めますから、お取消しを願いたいのでありますが、いかがですか。――お取消しがないようであれば、お取消しを命じます。

これにて討論は終局いたしました。採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（林譲治君）　起立多数。よつて本案は可決いたしました。

この際岡崎外務大臣より発言を求められております。これを許します。岡崎外務大臣。

〔国務大臣岡崎勝男君登壇〕

○国務大臣（岡崎勝男君）　黄舞、色丹島等につきましては、当然わが国の主権に属するものと考えております。（拍手）ただ現実の事態が御承知の通りで、主権の完全なる行使を妨げられておりまして、ただちに引渡しを受け得ないのはまことに残念に考えております。政府といたしましては、南西諸島及び南方諸島との関係をできるだけ正常のものとするように従来からも努力して来ているのでありますが、ただいまの決議の趣旨に従いまして、さらに一段の努力を拂います。南西諸島につきましては、今般日本政府連絡機関が現地に設置せられ、現地との連絡に当ることになりましたので、漸次御期待に沿い得るようになるものと信じております。（拍手）

○議長（林譲治君）　先刻可決いたした弔慰のため遺族に交付する公債の政府買上げに関する決議につき、厚生大臣から発言を求められております。これを許します。吉武厚生大臣。

〔国務大臣吉武恵市君登壇〕

○国務大臣（吉武恵市君）　先ほど弔慰のため遺族に交付する公債の政府買上げに関する決議がなされたのでございますが、本件に関しましては、すでに自由党より強き要望の次第もございまして、極力その実現に努めておる次第でございます。（拍手）

〔「答弁を取消せろ」と呼び、その他発言する者多く、議場騒然〕

海運力復興促進に関する決議案

（星島二郎君外五十名提出）

（委員会審査省略要求事件）

○山本猛夫君　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、星島二郎君外五十名提出、海運力復興促進に関する決議案は、提出者の要求の通り委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長（林譲治君）　山本君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林譲治君）　御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

海運力復興促進に関する決議案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。星島二郎君。

海運力復興促進に関する決議案

日本経済の自立達成が現下の最大急務であることにかんがみ、わが国の地理的條件と国民経済の特殊性かに海運復興基盤確立のため、財政資金の投入はもとより、長期資金の確保、金利の引下げ、税制改革等必要な諸方策を急速且つ強力に実現すべきである。

右決議する。

〔星島二郎君登壇〕

○星島二郎君　ただいま上程せられました海運力復興促進に関する決議案百余名の発議でありまして、超党派的に衆参両院に提出されたものでございます。

まずその案文を朗読させていただきます。

海運力復興促進に関する決議案

日本経済の自立達成が現下の最大急務であることにかんがみ、わが国の地理的條件と国民経済の特殊性かに海運復興基盤確立し、公正な立場における国際競争力を培養強化することが最も肝要である。

よつて政府は、外航船腹増強並びに海運復興基盤確立のため、財政資金の投入はもとより、長期資金の確保、金利の引下げ、税制改革等必要な諸方策を急速且つ強力に実現すべきである。

右決議する。

以上の案文にありますごとく、外航船腹をさらに拡充強化し、列国海運と競争し得るわが国海運の基盤を確立したい。そうして必要な物資の輸送、国際収支の調整をはかりたいのであります。現在輸出入物資の邦船積取比率はわずか三〇％しかございませんで、国際収支は商品貿易の上で入超であるばかりでなく、海運自体が二億三千二百万ドルの外貨運賃の支拂超過となつておるような次第でありますので、この入超を少くし、国際収支を改善するため、邦船積取比率を少くとも五〇％、すなわち半分は日本の船で持つて来たい、これが私どもの希望なんであります。そうするためには、今までできました外航船がようやく百八十万総トン、あと百六十万総トンを加えて、少くとも三百四十万総トンまでにはせなければならぬ。そうして半分は自分の船でこれを運ぶことにする。ここに目的を置いておるのでございます。そう

するためには、資金の確保、ことに財政資金の投入、利子の補給、損失の補償、ことに長期低利の資金を確保せなければなりません。現在では、平均一割の金利を拵つて、しかも一年すら置き、三年の償還であります。外国がわずか三分五厘でもつてやつておりますのと比べましては、たいへんな差であるのでありますから、政府におきましては、日本の海運の重要性にかんがみまして、この点をどうしても解決してもらいたいというのが、この決議案の最も主要な部分でございます。

また船をつくるのにも、造船の船価を安くしなければならない。それには、補給金制度が二重価格制をもつて、鋼材をもつと安く供給すべきである。これがこの決議の第二の要点でございます。

最後に、船はできても、船価が安くなりましても、今日のような税制では、十分諸外国と競争して行くような海運は復興できませんので、この点も十分改正してもらいたい。しかし、いたずらにただ護々々という意味ではなくして、願わくばこの日本海運を復興いたしますにつきましては、外航船腹をさらに拡充するとともに、海運の基盤を確立して公正な対外競争力を培養強化するという政策を決定せられんことをお願いする次第でございます。

どうぞこれは各党超党派の提案でありますから、どうぞ御賛同を賜わりたくお願いする次第であります。（拍手）

○議長（林譲治君）　討論の通告があります。〔江崎一治君登壇〕

○江崎一治君　私は、ただいま上程されました海運力復興促進に関する決議案に対しまして、日本共産党を代表して、理由を明確にして反対の意を表するものであります。

決議文には、外航船腹の拡充と、海運力の基盤の確立強化ということが主張されておりますが、吉田内閣は今日まで何をしたかということを、胸に手を置いて静かに考えてみることが必要であると思うのであります。政府は、さきにアメリカから船齢三十年から四十年というところのボロ船を六十隻も買わされ、おまけに、これらの船を外航船として使用する段となると、一隻当り数億円の修理費を要したのであります。

〔発言する者、離席する者多く、議場騒然〕

○議長（林譲治君）　静粛に願います。

〔「やれ／＼」と呼び、発言する者多し〕

○江崎一治君（続）　静かにしろ。

○議長（林譲治君）　やつてください。

○江崎一治君（続）　これじゃ、かつこうがつかぬ。

〔「やれ／＼」と呼び、発言する者多し〕

○議長（林譲治君）　討論をお進めください。

○江崎一治君（続）　議場を整理しなければ……。これで討論できるか……。

〔「やれ／＼」と呼び、発言する者多し〕

○議長（林譲治君）　静粛に願います。進めてください。

○江崎一治君（続）　こういうようでは、船を買つたのか、スクラップを買つたのか、わけがわからぬことになるじやありませんか。そればかりではない。衣笠丸のごときは、処女航海で、アメリカからの帰途、鉄鉱石を満載して沈没してしまつたのであります。このボロ船を買う金で新造船をつくるならば、能率のよい、性能のすぐれた優秀船を二十隻も建造できたでありましよう。こんなばかげたことをやつて、第七次船は、わが国造船能力に対して、すずめの涙ども言いたいくらいの割当をやつたにすぎないのであります。しかも、その多くは速力の早い大型タンカーなどでありまして、その目的は、アメリカ帝国主義の野望にこたえて、アジア侵略政策に協力するために建造されたものでありまして、国民経済とは何の縁もないのでやつておきながら、国民の経済自立達成などとよくも言えたものだと思うのであります。（拍手）

海運力の確立強化ということは、貿易が盛んになつて初めてその必要が生じて参るのであります。試みに本年度の貿易実績を見ますと、資本主義国圏は輸入制限と関税障壁の連続でありまして、わが国の貿易実績は、輸出入とも減少の一途をたどつておるのであります。政府は中ソ貿易を禁止し、アメリカ圏からも、またスターリング地域からも締め出されて、何の外航船舶の拡充強化があるだろう。よく考えてみる必要があると思うのであります。真に日本海運の基盤を強化確立しようというのなら、輸出貿易管理令を撤廃し、バトル法に気がねせずに、思い切つて中ソ貿易促進のために力こぶを入れることが根本的な問題と考えるのであります。これを放置いたしまして、長期資金の確保だとか、金利の引下げだとか言つているが、これは自由党に直結したところの巨大船舶会社や大造船所の利益をはかることにその目的があるのでありまして、中小企業者や国民に対しては何の利益もないのであります。これは単に選挙目当の無責任きわまる決議案でありますので、わが日本共産党は、こんなものには賛成できません。（拍手）

○議長（林譲治君）　これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（林譲治君）　起立多数。よつて本案は可決いたしました。

この際運輸大臣から発言を求められております。これを許します。運輸大臣村上義一君。

〔国務大臣村上義一君登壇〕

○国務大臣（村上義一君）　政府は、つとに海運の重要性にかんがみまして、外航船腹の拡充に努力して参つたのであります。ようやく現在貨物船、油槽船を合せまして百八十四万総トンに達したのみでありまして、現在発注中の新造船四十五万トンが完成いたしましても約二百三十万総トンにすぎないのでありまして、日本経済自立の観点から、まだ／＼満足すべき状態とは申しかねるのであります。のみならず、国際的競争の点から見まして、金利負担の面におきましても、世界主要海運国に比較しまして、きわめて不利な立場に置かれておるのであります。従いまして、政府といたしましては、さらにさらに外航船腹を拡充するとともに、これと並行して海運の復興基盤をすみやかに確立する必要を痛感いたしておる次第であります。このときにあたりまして、本院において海運の復興に関する決議が採択されまして、外航船腹の拡充並びに海運の復興基盤確立について強い院議を表明せられましたことは、所管大臣としまして感銘すこぶる深いものがあるのであります。今後本決議案の御趣旨に沿いまして、真剣に万全の方策を立てて、すみやかに海運の復興促進をはかる所存であります。どうぞ一層の御鞭撻、御協力を賜わりますよう、この機会にお願いいたす次第であります。（拍手）

○議長（林譲治君）　この際暫時休憩いたします。

午後十一時二十二分休憩

〔休憩の後は会議を開くに至らなかつた〕

〔今会期終了の議長の挨拶を参考のため掲載する〕

議長挨拶

諸君、第十三回国会は本日をもつて終了いたしました。

昨年十二月十日の召集以来、会期は五度延長され、前後通じて二百三十五日に及ぶ空前の長期国会となつたのであります。

御承知のごとく、さきに平和條約が発効して、わが国が再び独立国家として国際社会に復帰するにあたり、今期国会の使命は特に重きを加えたのであります。すなわち、二十七年度予算を初め、前例のない多数の條約、法律案その他の議案が提出され、あらゆる点でまさに記録的な国会となつたのであります。

諸君は、この長期間にわたり、厳寒に耐え、酷暑を冒して、励精よくその職責を果されたのであります。ここに、重要議案のほとんどすべてを議了し、もつて今期国会の使命を果し得ましたことに、まことは御同慶にたえません。諸君の御労苦に対し、深く感謝の意を表する次第であります。

出席国務大臣

内閣総理大臣　吉田茂君
法務総裁　木村篤太郎君
外務大臣　岡崎勝男君
大蔵大臣　池田勇人君
文部大臣　天野貞祐君
通商産業大臣　高橋龍太郎君
運輸大臣　村上義一君
郵政大臣　佐藤榮作君
電気通信大臣
労働大臣　吉武惠市君
厚生大臣
建設大臣　野田卯一君
国務大臣　岡野清豪君
国務大臣　周東英雄君

出席政府委員

文部省管理局長　近藤眞人君
海上保安庁長官　柳澤米吉君

朗読を省略した報告

一、昨三十日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

国立病院特別会計所属の資産の譲渡等に関する特別措置法

公職選挙法を改正する法律

公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律

一、昨三十日本院は第十三回国会の会期を七月三十一日まで一日間延長することを議決し、その旨参議院及び内閣に通知した。

一、昨三十日労働関係調整法等の一部を改正する法律案外一件両院協議会衆議院協議委員議長倉石忠雄君から林議長宛、次の両院協議会の成案が成立した旨の報告書を受領した。

労働関係調整法等の一部を改正する法律案両院協議会成案

地方公営企業労働関係法案両院協議会成案

一、昨三十日本院は国土総合開発審議会委員に衆議院議員藤枝泉介君、同

小平久雄君、同竹尾弌君、同内藤安吉君、同浅利三朗君、同小澤佐重喜君、同中島茂喜君、同前田榮之助君及び同池田栄雄君を指名した旨内閣に通知した。

一、昨三十日本院は日本ユネスコ国内委員会委員に衆議院議員星島二郎君、同山本猛夫君、同北村徳太郎君及び同松岡駒吉君を指名した旨内閣に通知した。

一、昨三十日本院は漁港審議会委員に小田賢郎君を任命することに同意した旨参議院に通知した。

よつて両議院は右の通り同意した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

一、今三十一日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

鑛業法の一部を改正する法律
輪出取引法
特定中小企業の安定に関する臨時措置法
電源開発促進法
地方自治法の一部を改正する法律
日本電信電話公社法施行法
国際電信電話株式会社法
事業者団体法の一部を改正する法律
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律
労働基準法の一部を改正する法律
行政管理庁設置法の一部を改正する法律
労働省設置法の一部を改正する法律
文部省設置法の一部を改正する法律
厚生省設置法の一部を改正する法律
建設省設置法の一部を改正する法律
法制局設置法
調達庁設置法の一部を改正する法律
法務府設置法等の一部を改正する法律
自治庁設置法
自治庁設置法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律
郵政省設置法の一部を改正する法律
郵政省設置法の一部改正に伴う関係法令の整理に関する法律
昭和二十七年度における行政機構の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の特例に関する法律
工業技術庁設置法の一部を改正する法律
経済審議庁設置法
経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律
資源調査会設置法
総理府設置法の一部を改正する法律
地方制度調査会設置法
義務教育費国庫負担法
臨時石炭鉱害復旧法
産業教育振興法の一部を改正する法律
日本赤十字社法
引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律
文化財保護法の一部を改正する法律
通商産業省設置法
通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律
農林省設置法等の一部を改正する法律
大蔵省設置法の一部を改正する法律
大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律
保安庁法
海上公安局法
運輸省設置法の一部を改正する法律
国家行政組織法の一部を改正する法律
行政機関職員定員法の一部を改正する法律
日本電信電話公社法
保安庁職員給與法
労働関係調整法等の一部を改正する法律
地方公営企業労働関係法

一、今三十一日国家公務員法の一部を改正する法律案外一件両院協議会案

議院協議委員議長小澤佐重喜君から林議長宛、次の両院協議会の成案が成立した旨の報告書を受領した。

保安庁職員給與法案　両院協議会成案

一、今三十一日、内閣総理大臣から、日本電信電話公社経営委員会の委員となるべき者に井上富三君、大橋八郎君、河上弘一君、新關八洲太郎君及び吉野伊之助君を指名したいので日本電信電話公社法施行法第一條及び日本電信電話公社法第十二條の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二十八日両議院の両院法規委員長から議長宛の次の報告書を受領した。

両院法規委員会報告書

一、昨三十日次の内閣提出案は参議院に送付後六十日以内に議決しないから本院は参議院が否決したものとみなすことを議決し、参議院に対して両院協議会を開くことを求めた。

国家公務員法の一部を改正する法律案

保安庁職員給與法案

一、昨三十日協議委員議長副議長互選の結果次の通り当選した。

国家公務員法の一部を改正する法律案外[illegible]両院協議会協議委員

議長　小澤佐重喜君
副議長　田中啓一君

一、昨三十日大池事務総長から近藤参議院事務総長宛、本院は国家公務員法の一部を改正する法律案外一件両院協議会の協議委員に次の者を選挙した旨参議院に通知した。

小澤佐重喜君　田中啓一君
田中元君　八木一郎君
青木正君　江花一郎君
小坂善太郎君　岡西明貞君
田中不破三君

一、今三十一日大池事務総長から近藤参議院事務総長宛、本院は国家公務員法の一部を改正する法律案外一件両院協議会の協議委員小坂善太郎君辞任につきその補欠として辻寛一君を選挙した旨参議院に通知した。

一、今三十一日近藤参議院事務総長から大池事務総長宛、参議院は国家公務員法の一部を改正する法律案及び保安庁職員給與法案両院協議会の協議委員に次の者を選挙した旨の通知書を受領した。

加藤武徳君　荒巻隆圓君
三浦辰雄君　杉山昌作君
溝口三郎君　千葉信君
森崎隆君　村尾重雄君
竹中七郎君　紅露みつ君

一、昨三十日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

大蔵委員会
理事　奥村又十郎君（理事高間松吉君昨三十日理事辞任につきその補欠）

文部委員会
理事　松本七郎君（理事松本七郎君去る三日委員辞任につきその補欠）

予算委員会
理事　有田二郎君（理事有田二郎君去る六月十六日委員辞任につきその補欠）

理事　川島金次君（理事川島金次君去る六月二十八日委員辞任につきその補欠）

一、去る二十九日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員　順造君
人事委員　千葉三郎君
法務委員　柄澤せま子君
外務委員　田中堯平君
大蔵委員　横田甚太郎君
文部委員　忠雄君
水産委員　平川篤雄君
通商産業委員　林百郎君
郵政委員　土井直作君
労働委員　加藤充君
経済安定委員　有田二郎君
決算委員　新吉君
懲罰委員　受田新吉君
運輸委員　井之口政雄君
郵政委員　梨木作次郎君

一、昨三十日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員　大矢省三君
大蔵委員　川島金次君
文部委員　武藤嘉一君
運輸委員　受田新吉君
郵政委員　大矢省三君
松本七郎君
電気通信委員　受田新吉君
労働委員　武藤嘉一君
議院運営委員　川島金次君
坂田道太君
山手滿男君
図書館運営委員　山本猛夫君

一、今三十一日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

文部委員　山本猛夫君
受田新吉君
運輸委員　川島金次君
郵政委員　大矢省三君
松本七郎君
受田新吉君
電気通信委員　庄司一郎君
労働委員　頼本虎三君
議院運営委員　稲永健司君
図書館運営委員　長谷川四郎君
青木孝義君
去る二十九日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
内閣委員　千葉三郎君
人事委員　平川篤雄君
法務委員　梨木作次郎君
加藤百郎君
外務委員　有田二郎君
大蔵委員　笹森順造君
文部委員　井之口政雄君
水産委員　横田甚太郎君
通商産業委員　受田新吉君
郵政委員　柄澤せま子君
労働委員　土井直作君
経済安定委員　木村榮君
浅香忠雄君
決算委員　田中堯平君
懲罰委員　田中堯平君

一、昨三十日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員　大矢省三君
川島金次君
文部委員　庄司一郎君
青木孝義君
松本七郎君
運輸委員　受田新吉君
大矢省三君
郵政委員　松本七郎君
電気通信委員　武藤嘉一君
労働委員　川島金次君
議院運営委員　内藤友明君
坂田道太君
山手滿男君
図書館運営委員　山本猛夫君

一、今三十一日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員　金塚　孝君
通商産業委員　中村　寅太君
郵政委員　三木　武夫君
電気通信委員　櫻熊　三郎君
経済安定委員　河野　金昇君

一、今三十一日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員　中村　寅太君
通商産業委員　河野　金昇君
郵政委員　櫻熊　三郎君
電気通信委員　三木　武夫君
経済安定委員　金塚　孝君

一、昨三十日議員から提出した議案は次の通りである。

食糧増産基本方策の確立促進に関する決議案（井上良二君外十八名提出）

林衆議院議長不信任決議案（西村栄一君外百十二名提出）

天野文部大臣不信任決議案（小林信一君外百十二名提出）

岩本厚生議長不信任決議案（三木武夫君外百十五名提出）

一、昨三十日予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

海岸保全法案

一、昨三十日予備審査のため参議院から送付された次の議案は次の委員会に付託された。

海岸保全法案（深水六郎君外二十名提出、参法第一八号）（予）　建設委員会　付託

一、去る六月二十六日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

公職選挙法の一部を改正する法律案

施行に伴う関係法律の整理に関する法律案

井之口政雄君外二十一名

一、去る六月三十日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

衆議院解散に関する決議案

三木武夫君外十二名

一、昨三十日参議院から回付された本院提出案は次の通りである。

公職選挙法の一部を改正する法律案

公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案

一、昨三十日議員から提出した議案は次の通りである。

食糧増産基本方策の確立促進に関する決議案（井上良二君外十八名提出）

林衆議院議長不信任決議案（西村栄一君外百十二名提出）

天野文部大臣不信任決議案（小林信一君外百十二名提出）

岩本厚生議長不信任決議案（三木武夫君外百十五名提出）

一、昨三十日予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

海岸保全法案

一、昨三十日予備審査のため参議院から送付された次の議案は次の委員会に付託された。

海岸保全法案（深水六郎君外二十名提出、参法第一八号）（予）　建設委員会　付託

一、去る六月二十六日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

公職選挙法の一部を改正する法律案

施行に伴う関係法律の整理に関する法律案

一、去る六月三十日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

衆議院解散に関する決議案

井之口政雄君外二十一名

一、去る六月三十日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

衆議院解散に関する決議案

三木武夫君外十二名

一、昨三十日参議院から回付された本院提出案は次の通りである。

公職選挙法の一部を改正する法律案

公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案

一、昨三十日予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

海岸保全法案

一、昨三十日予備審査のため参議院から送付された次の議案は次の委員会に付託された。

海岸保全法案（深水六郎君外二十名提出、参法第一八号）（予）　建設委員会　付託

一、去る六月二十六日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

公職選挙法の一部を改正する法律案

施行に伴う関係法律の整理に関する法律案

井之口政雄君外二十一名

一、去る六月三十日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

衆議院解散に関する決議案

三木武夫君外十二名

一、昨三十日参議院から回付された本院提出案は次の通りである。

公職選挙法の一部を改正する法律案

公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案

一、昨三十日議員から提出した議案は次の通りである。

食糧増産基本方策の確立促進に関する決議案（井上良二君外十八名提出）

林衆議院議長不信任決議案（西村栄一君外百十二名提出）

天野文部大臣不信任決議案（小林信一君外百十二名提出）

岩本厚生議長不信任決議案（三木武夫君外百十五名提出）